（別　紙）

# 新　　旧　　対　　照　　表

1　目次　次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である）。

| 改　正　後 | 改　正　前 |
|---|---|
| **目　　次** | **目　　次** |
| （注）簿書様式は、平成26年12月26日現在の法令に基づくものである。 | （注）簿書様式は、平成25年12月20日現在の法令に基づくものである。ただし、相続税の申告書等は平成26年４月１日現在の法令に基づくものである。 |
| （第１　省略） | （第１　同左） |
| 第２　相　続　税　関　係 | 第２　相　続　税　関　係 |
| （１～13-6　省略）<br>13-7　同（第８表の４表）<br>13-7-1　同（第８の４表の付表）<br>（13-8～37-2-1　省略）<br>37-2-2　同（第８の４表）<br>（37-2-3～60　省略） | （１～13-6　同左）<br>13-7　【削除】<br>（新規）<br>（13-8～37-2-1　同左）<br>37-2-2　【削除】<br>（37-2-3～60　同左） |
| 第３　贈　与　税　関　係 | 第３　贈　与　税　関　係 |
| （１～２-2　省略）<br>２-3　平成26年分贈与税の申告書（第１表の２）<br>（２-4　省略）<br>２-5　平成26年分贈与税の申告書（第１表の３）<br>（２-6～７-2　省略）<br>７-3　医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）<br>７-4　同（別表）<br>８　平成26年分贈与税の修正申告書（第３表）<br>（９～26　省略） | （１～２-2　同左）<br>２-3　平成25年分贈与税の申告書（第１表の２）<br>（２-4　同左）<br>２-5　平成25年分贈与税の申告書（第１表の３）<br>（２-6～７-2　同左）<br>（新規）<br>（新規）<br>８　平成25年分贈与税の修正申告書（第３表）<br>（９～26　同左） |

| | |
|---|---|
| **第４　譲渡所得関係** | **第４　譲渡所得関係** |
| （１～10-2　省略） | （１～10-2　同左） |
| 10-3　相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書（平成25年12月31日以前相続開始用） | 10-3　相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書（平成18年4月1日以後相続開始用） |
| （10-4　省略） | （10-4　同左） |
| 10-5　相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書（平成26年相続開始用） | （新規） |
| 10-6　同付表 | （新規） |
| （11～35　省略） | （11～35　同左） |
| 36　債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例に関する明細書（平成26年４月１日以後贈与用） | （新規） |
| **（第５～第７　省略）** | **（第５～第７　同左）** |
| **第８　納税猶予関係** | **第８　納税猶予関係** |
| （１～94　省略） | （１～94　同左） |
| 95　納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書 | 95　納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書 |
| （96～102　省略） | （96～102　同左） |
| 102-1　非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書 | （新規） |
| （103～115　省略） | （103～115　同左） |
| **（第９　省略）** | **（第９　同左）** |
| **第10　更正の請求関係** | **第10　更正の請求関係** |
| （１～３-2　省略） | （１～３-2　同左） |
| ３-3　同（次　葉）（相続税－付表４） | （新設） |
| （４～６　省略） | （４～６　同左） |
| **（第11　省略）** | **（第11　同左）** |

2　資産課税関係の申請・届出等の様式

第１　《共通関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

| 様　式 | 改　正　事　項 |
|---|---|
| １－１　加算税の基礎となる税額の計算明細書（相続税）（通知用） | 様式１のとおりとする。 |
| ２－１　加算税の基礎となる税額の計算明細書（贈与税）（通知用） | 様式２のとおりとする。 |

第２　《相続税関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

| 様　式 | 改　正　事　項 |
|---|---|
| ６-１　同（第１表の付表３） | 様式３のとおりとする。 |
| ６-２　同（第１表の付表４） | 様式４のとおりとする。 |
| 13　同（第８表） | 様式５のとおりとする。 |
| 13-1　同（第８の２表） | 様式６のとおりとする。 |
| 13-5　同（第８の３表） | 様式７のとおりとする。 |
| 13-7　同（第８の４表） | 様式８のとおりとする。（新規） |
| 13-7-1　同（第８の４表の付表） | 様式９のとおりとする。（新規） |
| 13-8　同（第８の５表） | 様式10のとおりとする。 |
| 35　同（第３表・第８表２） | 様式11のとおりとする。 |
| 36　同（第３表（続）・第８表２（続）） | 様式12のとおりとする。 |
| 37-1　同（第８の２表） | 様式13のとおりとする。 |
| 37-2-1　同（第８の３表） | 様式14のとおりとする。 |
| 37-2-2　同（第８の４表） | 様式15のとおりとする。（新規） |
| 37-2-3　同（第８の５表） | 様式16のとおりとする。 |

第３　《贈与税関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

| 様　式 | 改　正　事　項 |
|---|---|
| １　平成　年分贈与税の申告書（第１表） | 様式17のとおりとする。 |
| ２　同（控用） | 様式18のとおりとする。 |

| | |
|---|---|
| 2-1　受益者が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書（平成　年分）（第１表の付表１） | 様式19のとおりとする。 |
| 2-2　人格のない社団又は財団に課される贈与税額の計算明細書（平成　年分）（第１表の付表２） | 様式20のとおりとする。 |
| 2-3　平成26年分贈与税の申告書（第１表の２） | 様式21のとおりとする。 |
| 2-4　同（控用） | 様式22のとおりとする。 |
| 2-5　平成26年分贈与税の申告書（第１表の３） | 様式23のとおりとする。 |
| 2-6　同（控用） | 様式24のとおりとする。 |
| 3　平成　年分贈与税の申告書（第２表） | 様式25のとおりとする。 |
| 4　同（控用） | 様式26のとおりとする。 |
| 5　死亡した者の平成　年分　贈与税の申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書） | 様式27のとおりとする。 |
| 6　農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書 | 様式28のとおりとする。 |
| 7　同（控用） | 様式29のとおりとする。 |
| 7-1　株式等納税猶予税額の計算書（贈与税） | 様式30のとおりとする。 |
| 7-3　医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税） | 様式31のとおりとする。（新規） |
| 7-4　同（別表） | 様式32のとおりとする。（新規） |
| 8　平成26年分贈与税の修正申告書（第３表） | 様式33のとおりとする。 |
| 9　同（控用） | 様式34のとおりとする。 |
| 9-1　同（第３表）（別表の付表） | 様式35のとおりとする。 |
| 9-2　同（控用） | 様式36のとおりとする。 |
| 14　平成　年分農地等の贈与に関する確認書 | 様式37のとおりとする。 |

第４　《譲渡所得関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

| 様　式 | 改　正　事　項 |
|---|---|
| 4　先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書 | 様式38のとおりとする。 |
| 7　譲渡所得の内訳書（確定申告書付表）〔総合譲渡用〕 | 様式39のとおりとする。 |
| 10-3　相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書（平成25年12月31日以前相続開始用） | 様式40のとおりとする。 |
| 10-5　相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書（平成26年相続開始用） | 様式41のとおりとする。（新規） |
| 10-6　同付表 | 様式42のとおりとする。（新規） |
| 18　確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書 | 様式43のとおりとする。 |
| 21　優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書 | 様式44のとおりとする。 |

| | |
|---|---|
| 22　譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）〔土地・建物用〕 | 様式45のとおりとする。 |
| 23　平成　年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用） | 様式46のとおりとする。 |
| 25　株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 | 様式47のとおりとする。 |
| 30　居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成__年分）【租税特別措置法第41条の５用】 | 様式48のとおりとする。 |
| 32　特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成__年分）【租税特別措置法第41条の５の２用】 | 様式49のとおりとする。 |
| 36　債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例に関する明細書（平成26年４月１日以後贈与用） | 様式50のとおりとする。（新規） |

第８　《納税猶予関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

| 様　式 | 改　正　事　項 |
|---|---|
| 93　非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書 | 様式51のとおりとする。 |
| 94　認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書 | 様式52のとおりとする。 |
| 95　納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書 | 様式53のとおりとする。 |
| 97　非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除） | 様式54のとおりとする。 |
| 98　認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用） | 様式55のとおりとする。 |
| 99　納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用） | 様式56のとおりとする。 |
| 100　非上場株式等についての相続税の納税猶予の免除届出書（特例免除） | 様式57のとおりとする。 |
| 101　非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書 | 様式58のとおりとする。 |
| 102-1　非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書 | 様式59のとおりとする。（新規） |
| 104　贈与者が死亡した場合の非上場株式等についての相続税の納税猶予の報告書 | 様式60のとおりとする。 |

第10　《更正の請求関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

| 様　式 | 改　正　事　項 |
|---|---|
| 2　同（次　葉）（相続税） | 様式61のとおりとする。 |
| 3-3　同（次　葉）（相続税－付表４） | 様式62のとおりとする。（新規） |
| 4　同（次　葉）（贈与税） | 様式63のとおりとする。 |
| 5　同（次　葉）（贈与税－付表１） | 様式64のとおりとする。 |
| 5-1　同（次　葉）（贈与税－付表２） | 様式65のとおりとする。 |
| 5-2　同（次　葉）（贈与税－付表３） | 様式66のとおりとする。 |

| 様式 | 1 |
|---|---|

（通知用）

氏名又は
名　　称 _____ 殿

# 加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税)

あなたに通知した平成 _____年分相続税の　　通知書及び加算税の賦課決定通知書（通知用）の「加算税の基礎となる税額」は、この計算明細書により計算しています。

| | | | A 前の額 | B 後の額 | C 隠ぺい又は仮装部分の額 | D 隠ぺい又は仮装事由以外の事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額 | E 非正当事由部分の額 | F 正当な事由があると認められる事実のみに基づいて更正決定等があった場合の額 | G 国外財産調書に記載がある国外財産に係る部分の額 | H 国外財産に係るもの以外の事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 課税価格等の計算（各人の合計） | 取得財産の価額（注1） | ① | 円 | 円 | ※ 円 | | ※ 円 | | ※ 円 | |
| | 債務控除額 | ② | | | ※ | | ※ | | | |
| | 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 | ③ | | | ※ | | ※ | | ※ | |
| | 課税価格（①－②＋③） | ④ | ,000 | ,000 | | 円 ,000 | | 円 ,000 | | 円 ,000 |
| | 相続税の総額 | ⑤ | 00 | 00 | | 00 | | 00 | | 00 |
| あなたの課税価格等の計算 | 取得財産の価額（注1） | ⑥ | 円 | 円 | 円 | | 円 | | 円 | |
| | 債務控除額 | ⑦ | | | | | | | | |
| | 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 | ⑧ | | | | | | | | |
| | 課税価格（⑥－⑦＋⑧） | ⑨ | ,000 | ,000 | | 円 ,000 | | 円 ,000 | | 円 ,000 |
| | 相続税額 | ⑩ | | | | | | | | |
| | 法第18条の規定による加算額 | ⑪ | | | | | | | | |
| | 税額控除額 | ⑫ | | | | | | | | |
| | 差引税額 | ⑬ | | | | | | | | |
| | 相続時精算課税分の贈与税額控除額 | ⑭ | 00 | 00 | 00 | 00 | 00 | 00 | | 00 |
| | 医療法人持分税額控除額 | ⑮ | | | | | | | | |
| | ⑬－⑭－⑮ | ⑯ | イ 00 | ロ 00 | | ハ 00 | | ニ 00 | | ホ 00 |
| 増差税額 | | ⑰ | | ⑲（ローイ） 円 00 | （⑲－㉑） 円 00 | ㉑（ハーイ） 円 00 | （⑳－㉑） 円 00 | ㉑（ニーイ） 円 00 | （⑳－㉒） 円 00 | ㉒（ホーイ） 円 00 |
| 加算税の基礎となる税額 | | ⑱ | | | （重加算税分）1万円未満の端数切捨て 円 0,000 | | （過少（無）申告加算税分）1万円未満の端数切捨て 円 0,000 | | （国外財産調書に係る部分）1万円未満の端数切捨て 円 0,000 | |

（注） 1 「取得財産の価額」には、「相続時精算課税適用財産の価額」を含みます。
2 上記計算中の「※」の付いた各欄には、あなたがその財産等を取得等したかどうかにかかわりなく、あなたが隠ぺい又は仮装した財産等及びあなたに正当事由がなく過少に申告をし又は申告がなされていなかった財産等並びに国外財産調書に記載がある国外財産の価額等の金額を記載しています。
3 隠ぺい又は仮装部分の金額がない場合には、「（⑳－㉑）」とあるのは「（⑲－㉑）」として、「（⑳－㉒）」とあるのは「（⑲－㉒）」として計算しています。

（　　）枚のうち（　　）枚目

（資3－13－2－A4統一）
（26.12）

| 様式 | 2 |
|---|---|

（通知用）

氏名又は
名　　称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 殿

# 加算税の基礎となる税額の計算明細書(贈与税)

あなたに通知した平成＿＿＿年分贈与税の　　　通知書及び加算税の賦課決定通知書（通知用）の「加算税の基礎となる税額」は、この計算明細書により計算しています。

| | | | A 前の額 | B 後の額 | C 隠ぺい又は仮装部分の額 | D 隠ぺい又は仮装事由以外の事実のみに基づいて更生決定等があったとした場合の額 | E 非正当事由部分の額 | F 正当な事由があると認められる事実のみに基づいて更生決定等があった場合の額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 暦年課税分 | 課税価格 | ① | 円 | 円 | 円 | | 円 | |
| | 配偶者控除額 | ② | | | | | | |
| | 基礎控除額 | ③ | ,000 | ,000 | | | | |
| | ②及び③の控除後の課税価格（①－②－③） | ④ | ,000 | ,000 | | 円 ,000 | | 円 ,000 |
| | ④に対する税額 | ⑤ | | | | | | |
| | 外国税額の控除額 | ⑥ | | | | | | |
| | 医療法人持分税額控除額 | ⑦ | | | | | | |
| | 差引税額（⑤－⑥－⑦） | ⑧ | | | | | | |
| 相続時精算課税分 | （特定贈与者氏名）<br>課税価格 | ⑨ | 円 | 円 | 円 | | 円 | |
| | 住宅資金特別控除額 | ⑩ | | | | | | |
| | 特定同族株式等特別控除額 | ⑪ | | | | | | |
| | 特別控除額 | ⑫ | | | | | | |
| | ⑩、⑪及び⑫の控除後の課税価格（⑨－⑩－⑪－⑫） | ⑬ | ,000 | ,000 | | 円 ,000 | | 円 ,000 |
| | ⑬に対する税額 | ⑭ | 00 | 00 | | 00 | | 00 |
| | 外国税額の控除額 | ⑮ | | | | | | |
| | 差引税額（⑭－⑮） | ⑯ | | | | | | |
| 合計 | 課税価格の合計額（①＋⑨） | ⑰ | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 差引税額の合計額（⑧＋⑯） | ⑱ | イ 00 | ロ 00 | | ハ 00 | | ニ 00 |
| 増差税額 | | ⑲ | | ㉑（ロ－イ） 円 00 | （㉑－㉒） 円 00 | ㉒（ハ－イ） 円 00 | （㉒－㉓） 円 00 | ㉓（ニ－イ） 円 00 |
| 加算税の基礎となる税額 | | ⑳ | | | 重加算税分（1万円未満の端数切捨て） 円 0,000 | | 過少(無)申告加算税分（1万円未満の端数切捨て） 円 0,000 | |

(注)　1　隠ぺい又は仮装部分の金額がない場合には、「(㉒－㉓)」とあるのは、「(㉑－㉓)」として計算しています。
　　　2　特定贈与者が複数いる場合は、「①＋⑨」とあるのは、「①＋特定贈与者ごとの⑨の合計額」として計算しています。
　　　3　特定贈与者が複数いる場合は、「⑧＋⑯」とあるのは、「⑧＋特定贈与者ごとの⑯の合計額」として計算しています。

（資３－14－２－Ａ４統一）

（　　）枚のうち（　　）枚目　　　　(26.12)

| 様式 | 3 |
|---|---|

# 受益者等が存しない信託等に係る相続税額の計算明細書

| 被相続人 | |
|---|---|

第1表の付表3（平成26年10月分以降用）

この明細書は、相続税法第９条の４第１項又は第２項に規定する受託者が相続税の申告書を提出する場合に作成します。
なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

| 受託者の名称又は氏名（法人整理番号） | （　　） |
|---|---|

## 1　信託の明細

| 番号 | 信託の名称 | 営業所等の名称及び所在地 |
|---|---|---|
| 1 | | |
| 2 | | |
| 3 | | |

## 2　信託に関する権利の明細

| 番号 | 種類 | 細目 | 利用区分、銘柄等 | 所在場所等 | 数量 / 固定資産税評価額 | 単価 / 倍数 | 価額 | 外国税額控除額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 円 | 円 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 信託に関する権利の価額の合計額等 | | | | | | | ① | ② |

（注）１　「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の上記「１　信託の明細」の「番号」を記入します。
２　この明細は、第11表に準じて記入してください。
３　「価額」欄は、当該資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）を記入します。なお、当該信託財産に属する負債は、第13表（債務及び葬式費用の明細書）には記載しないでください。
４　上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託に関する権利の明細」を記載して添付してください。

## 3　相続税額等の計算

| ③　相続税の算出税額（第１表の受託者の⑨又は⑩欄の金額） | ④　相続税額の２割加算額（第１表の受託者の⑪欄の金額） | ⑤　外国税額控除額（②欄の金額） | ⑥　（③＋④－⑤）の金額 |
|---|---|---|---|
| 円 | 円 | 円 | 円 |

法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算

| ⑦　信託に関する権利の価額の合計額（①欄の金額） | 翌期控除事業税等相当額 ⑧　⑦の価額に基づく事業税の額 | 翌期控除事業税等相当額 ⑨　⑦の価額に基づく地方法人特別税の額 | ⑩　法人税及び事業税等の額の基となる価額（⑦－⑧－⑨） | ⑪　⑩の価額に基づく法人税の額 |
|---|---|---|---|---|
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

| ⑫　⑩の価額に基づく事業税の額 | ⑬　⑪の価額に基づく地方法人特別税の額 | ⑭　⑪の金額に基づく地方法人税の額 | ⑮　⑪の金額に基づく道府県民税の額 |
|---|---|---|---|
| 円 | 円 | 円 | 円 |
| ⑯　⑪の金額に基づく市町村民税の額 | ⑰　法人税等控除額（⑪＋⑫＋⑬＋⑭＋⑮＋⑯）（裏面参照） | ⑱　（③＋④－⑰）の金額 | ⑲　申告納税額（申告期限までに納付すべき税額）（⑥－⑰） |
| 円 | 円 | 円 | 円 |

（注）１　⑧又は⑫の各欄は、⑦又は⑩の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。
２　⑨又は⑬の各欄は、⑦又は⑩の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。
３　⑪欄は、⑩欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。
４　⑭欄は、⑪欄の「法人税の額」を基に地方法人税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。
５　⑮又は⑯の各欄は、⑪欄の「法人税の額」を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。
６　⑰欄の記入に当たっては、裏面の４をご確認ください。
７　⑲欄の金額を第１表の受託者の㉗欄に転記します。⑲欄の金額（⑥－⑰）がマイナスとなるときは「０」と記入します。

## 4　信託財産責任負担債務の額の計算

| 番号 | ⑳　①欄の金額 | ㉑　⑳欄の金額のうち各信託ごとの価額の合計額 | ㉒　（⑱×㉑÷⑳）の金額 | ㉓　各信託に関する権利に係る外国税額控除額 | ㉔　信託財産責任負担債務の額（㉒－㉓） |
|---|---|---|---|---|---|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 信託財産責任負担債務の額の合計額 | | | | | |

（注）１　この欄は、相続税額が相続税法施行令第１条の10第４項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に関する権利に係る信託財産責任負担債務の額を記入します（「信託財産責任負担債務」とは、信託法第２条第９項に規定する信託財産責任負担債務をいいます。）。
２　「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の「１　信託の明細」欄の番号を記入します。
３　⑳欄は、各信託のうち受託者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、「２　信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）の合計額を記入します。
４　㉓欄は、各信託のうち受託者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。
５　㉔欄の金額（㉒－㉓）がマイナスとなるときは「０」と記入します。
６　上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託財産責任負担債務の額の計算」を記載して添付してください。

第１表の付表３（平26.10）　　（資４－96－Ａ４統一）

| 様式 | 3 |
|---|---|

## 書　き　か　た　等

この明細書は、相続税法第９条の４第１項又は第２項に規定する受託者が相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

各欄の記載については、表面の各欄の（注）にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。

1　「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。

2　「１　信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が相続税の申告を行うべき受益者等が存しない信託（相続税法第９条の４第１項又は第２項の規定により被相続人から遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利をいいます。以下同じです。）について一の信託契約ごとに記入してください。

なお、「営業所等の各称及び所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの名称及び所在地を記入してください。

3　「２　信託に関する権利の明細」には、「１　信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。

なお、外国税額控除額は、「１　信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかにまとめて記入してください。

4　「３　相続税額等の計算」では、相続税額等から控除する、法人税、事業税等の額を計算し、申告納税額（申告期限までに納付すべき税額）を算出します。

「⑰」欄は、遺贈があった日の属する事業年度が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第45条に規定する課税事業年度である場合には、「⑪」から「⑯」までの各欄の金額の合計額に、「⑪」欄の金額を同法第44条に規定する基準法人税額とみなして同法第47条及び第48条の規定を適用して計算した「復興特別法人税の額」を加算した金額を記入します。

5　「４　信託財産責任負担債務の額の計算」では、相続税額が相続税法施行令第１条の10第４項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。

6　相続税法第９条の４第１項又は第２項の規定により相続税の申告をする受託者が、当該信託の信託に係る被相続人の相続人である場合には、当該信託に係る被相続人から遺贈により取得したとみなされる信託に関する権利に係る受託者の数は、相続税法第15条第２項（(遺産に係る基礎控除)）の相続人の数に算入しません。

7　相続税法第９条の４第１項又は第２項の規定により相続税の申告をする受託者が、相続税法第18条に規定する当該相続等に係る被相続人の一親等の血族（当該被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡している場合又は相続権を失った場合には、代襲して相続人となった当該被相続人の直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の者である場合には、相続税法第17条の規定により算出した相続税に対し、相続税法第18条に規定する相続税額の加算を行う必要があります。

（平26.10）

| 様式 | 4 |
|---|---|

# 人格のない社団又は財団に課される相続税額の計算明細書

第1表の付表4（平成26年10月分以降用）

| 被相続人 | |
|---|---|
| 人格のない社団又は財団の名称<br>（法人整理番号） | （　　） |

この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団が遺贈により取得した財産に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。
なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

## 1　遺贈により取得した財産の明細等

| 番号 | 種類 | 細目 | 利用区分、銘柄等 | 所在場所等 | 数量<br>固定資産税評価額 | 単価<br>倍数 | 価額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | | | | | | 円 |
| 2 | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | |
| ↑遺贈により取得した財産のうち、その財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。 | | | | | 合計額 | | ① |
| 上記に記載した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額 | | | | | | | ②　円 |

## 2　相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算

| ③　法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産の価額の合計額（②の金額） | ④　③の価額に基づく事業税の所得割の額 | ⑤　③の価額に基づく地方法人特別税の額 | ⑥　翌期控除事業税等相当額（④+⑤） |
|---|---|---|---|
| 円 | 円 | 円 | 円 |
| ⑦　法人税及び事業税等の額の基となる価額（③−⑥） | ⑧　⑦の価額に基づく法人税の額 | ⑨　⑦の価額に基づく事業税の所得割の額 | ⑩　⑦の価額に基づく地方法人特別税の額 |
| 円 | 円 | 円 | 円 |
| ⑪　⑧の金額に基づく地方法人税の額 | ⑫　⑧の金額に基づく道府県民税の法人税割の額 | ⑬　⑧の金額に基づく市町村民税の法人税割の額 | ⑭　法人税等に相当する額（⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬）（裏面参照） |
| | 円 | 円 | 円 |

## 3　相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算

| ⑮　相続税の差引税額（第1表の⑬の金額） | ⑯　法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産に対応する差引税額（⑬×②÷①） | ⑰　法人税等に相当する額(⑭の金額) | ⑱　限度額（⑯の金額と⑰の金額のうちいずれか少ない方の金額） |
|---|---|---|---|
| 円 | 円 | 円 | 円 |

## 4　申告納税額（納付すべき税額）の計算

| ⑲　相続税の差引税額（第1表の⑬の金額） | ⑳　相続税額から控除する法人税等に相当する額（⑱の金額） | ㉑　申告納税額（納付すべき税額）（⑲−⑳） | （注）㉑の金額を人格のない社団又は財団の第1表の㉗欄に転記します。 |
|---|---|---|---|
| 円 | 円 | 円 | |

第1表の付表4（平26.10）　　（資4−20−1−4−A4統一）

| 様式 | 4 |
|---|---|

## 書　き　か　た　等

この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団（以下「人格のない社団等」といいます。）が遺贈により取得した財産に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

1　「人格のない社団又は財団の名称」欄には、遺贈により財産を取得した人格のない社団等の名称を記入してください。

2　「1　遺贈により取得した財産の明細等」の「種類」、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「価額」欄は、第11表に準じて記入してください。

なお、遺贈により取得した財産のうちに、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。

3　「2　相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算」は、相続税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入してください。

(1)　「④」及び「⑤」欄には、「③」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。

(2)　「⑧」並びに「⑨」及び「⑩」欄には、「⑦」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」並びに地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。

(3)　「⑪」欄には、「⑧」欄の金額を基に地方法人税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。

(4)　「⑫」及び「⑬」欄には、「⑧」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。

(5)　「⑭」欄は、遺贈があった日の属する事業年度が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第45条に規定する課税事業年度である場合には、「⑧」から「⑬」までの各欄の金額の合計額に、「⑧」欄の金額を同法第44条に規定する基準法人税額とみなして同法第47条及び第48条の規定を適用して計算した「復興特別法人税の額」を加算した金額を記入します。

4　「3　相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額を計算します。

5　「4　申告納税額（納付すべき税額）の計算」では、申告納税額（納付すべき税額）を計算します。

「㉑」欄の金額を人格のない社団等の第1表の「㉗」欄に転記します。

| 様式 | 5 |
|---|---|

第8表（平成26年10月分以降用）

# 外国税額控除額 農地等納税猶予税額 の計算書

| 被相続人 | |
|---|---|

## 1 外国税額控除

（この表は、課税される財産のうちに外国にあるものがあり、その財産について外国において日本の相続税に相当する税が課税されている場合に記入します。）

| 外国で相続税に相当する税を課せられた人の氏名 | 外国の法令により課せられた税 国名及び税の名称 | ① 納期限（年月日） | ② 税額 | ③ ①の日現在における邦貨換算率 | ④ 邦貨換算税額（②×③） | ⑤ 邦貨換算在外純財産の価額 | ⑥ ⑤の金額／取得財産の価額 の割合 | ⑦ 相次相続控除後の税額×⑥ | ⑧ 控除額（④と⑦のうちいずれか少ない方の金額） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | ・・ | | | 円 | 円 | | 円 | 円 |
| | | ・・ | | | | | | | |
| | | ・・ | | | | | | | |
| | | ・・ | | | | | | | |
| | | ・・ | | | | | | | |
| | | ・・ | | | | | | | |

（注）1 ⑤欄は、在外財産の価額（被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産及び相続時精算課税適用財産の価額を含みます。）からその財産についての債務の金額を控除した価額を記入します。
2 ⑥欄の「取得財産の価額」は、第1表の④欄の金額と被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額によります。
3 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「外国税額控除額⑰」欄に転記します。

## 2 農地等納税猶予税額

（この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。）

| 農業相続人の氏名 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 納税猶予の基となる税額（第3表の各農業相続人の⑫の金額） | | ① | 円 | 円 | 円 |
| 相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（第4表⑮×①／第3表の各農業相続人の⑬の金額） | | ② | | | |
| 納税猶予税額の計算 上の税額控除の額 | 税額控除額の計（第1表の各農業相続人の(⑱+⑳)の金額） | ③ | | | |
| | 第3表⑨の各農業相続人の算出税額 | ④ | | | |
| | 相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（第4表⑮×⑥／第3表の各農業相続人の⑬の金額） | ⑤ | | | |
| | （③－(④＋⑤)）の金額（赤字のときは0） | ⑥ | | | |
| 農地等納税猶予税額（①＋②－⑥）（100円未満切捨て、赤字のときは0） | | ⑦ | 00 | 00 | 00 |

（注）各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額㉓」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式等についての納税猶予の特例、山林についての納税猶予の特例又は医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例若しくは医療法人の持分についての税額控除の特例の適用を受ける場合は、第8の5表の⑪欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額㉓」欄に転記します。

第8表（平26.10）　（資4－20－9－1－A4統一）

| 様式 | 6 |
|---|---|

# 株式等納税猶予税額の計算書

第8の2表（平成26年10月分以降用）

| 被相続人 | |
|---|---|
| 経営承継人（経営承継相続人等・経営相続承継受贈者） | |

この計算書は、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者に該当する人が非上場株式等についての納税猶予税額（株式等納税猶予税額）を算出するために使用します。
（注）　経営承継相続人等及び経営相続承継受贈者に該当する人を、以下この計算書（第８の２表）において「経営承継人」と表記しています。

私は、第８の２表の付表１・付表２の「２　特例非上場株式等の明細」又は第８の２表の付表３の「２　特例相続非上場株式等の明細」に記載した会社の株式（出資）のうち各明細の③欄の株式等の数等について非上場株式等についての納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の７の２第１項、同法第70条の７の４第１項、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第64条第２項又は第７項）の適用を受けます。

## 1　株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

### (1)　「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

| | | |
|---|---|---|
| ① | この計算書の経営承継人の第８の２表の付表１・付表２・付表３のA欄の合計額 | 円 |
| ② | この計算書の経営承継人に係る債務及び葬式費用の金額（第１表のその人の③欄の金額） | |
| ③ | 特定価額（①－②）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は０） | ,000 |
| ④ | 特定価額の20%に相当する金額（③×20%）（1,000円未満切捨て） | ,000 |
| ⑤ | この計算書の経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額（この計算書の経営承継人以外の相続人等の第１表の⑥欄（又は第３表の⑥欄）の金額の合計） | ,000 |
| ⑥ | 基礎控除額（第２表の八欄の金額） | 0,000,000 |
| ⑦ | 特定価額に基づく課税遺産総額（③＋⑤－⑥） | ,000 |
| ⑧ | 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（④＋⑤－⑥） | ,000 |

### (2)　「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算

| ⑨ 法定相続人の氏名 | ⑩ 法定相続分 | 特定価額に基づく相続税の総額の計算 ⑪法定相続分に応ずる取得金額（⑦×⑩） | ⑫相続税の総額の基礎となる税額（第２表の「連算表」で計算します。） | 特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算 ⑬法定相続分に応ずる取得金額（⑧×⑩） | ⑭相続税の総額の基礎となる税額（第２表の「連算表」で計算します。） |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 円 ,000 | 円 | 円 ,000 | 円 |
| | | ,000 | | ,000 | |
| | | ,000 | | ,000 | |
| | | ,000 | | ,000 | |
| | | ,000 | | ,000 | |
| | | ,000 | | ,000 | |
| | | ,000 | | ,000 | |
| 法定相続分の合計 | 1 | ⑮相続税の総額（⑫の合計額） | 00 | ⑯相続税の総額（⑭の合計額） | 00 |

（注）１　⑤欄の「第１表の⑥欄の金額」は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の６第１項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、「第３表の⑥欄の金額」となります。
２　⑨及び⑩欄は第２表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

## 2　株式等納税猶予税額の計算

| | | |
|---|---|---|
| ① | （経営承継人の第１表の（⑱＋⑳－⑫））の金額 | 円 |
| ② | 特定価額に基づく経営承継人の算出税額（１の⑮×１の③／１の（③＋⑤）） | |
| ③ | 特定価額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（②×20%） | |
| a | （②＋③－経営承継人の第１表の⑫）の金額（赤字の場合は０） | |
| ④ | 特定価額の20%に相当する金額に基づく経営承継人の算出税額（１の⑯×１の④／１の（④＋⑤）） | |
| ⑤ | 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（④×20%） | |
| b | （④＋⑤－経営承継人の第１表の⑫）の金額（赤字の場合は０） | |
| ⑥ | 経営承継人の第１表の⑥欄に基づく算出税額（その人の第１表の（⑨（又は⑩）＋⑪－⑫））（赤字の場合は０） | |
| ⑦ | （①＋a－b－⑥）の金額（赤字の場合は０） | |
| ⑧ | （a－b－⑦）の金額（赤字の場合は０） | |
| ⑨ | 特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が２社以上ある場合の会社ごとの株式等納税猶予税額（注３参照） | |
| イ | （会社名）＿＿＿＿＿＿に係る株式等納税猶予税額（⑧×イの株式等に係る価額／１の①）（100円未満切捨て） | 00 |
| ロ | （会社名）＿＿＿＿＿＿に係る株式等納税猶予税額（⑧×ロの株式等に係る価額／１の①）（100円未満切捨て） | 00 |
| ハ | （会社名）＿＿＿＿＿＿に係る株式等納税猶予税額（⑧×ハの株式等に係る価額／１の①）（100円未満切捨て） | 00 |
| ⑩ | 株式等納税猶予税額（イ＋ロ＋ハ）（注３参照） | 00 |

※の項目は記入する必要がありません。

（注）１　⑥欄の算式中の「第１表の⑨」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の６第１項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、「第１表の⑩」の金額とします。
２　⑨欄について、特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が１社のみの場合は、⑨欄の記入は行わず、⑧欄の金額を⑩欄に記入します（100円未満切捨て）。なお、イからハまでの各欄の算式中の「株式等に係る価額」とは第8の2表の付表1及び付表2の「2　特例非上場株式等の明細」の⑤欄並びに第8の2表の付表3の「2　特例相続非上場株式等の明細」の⑤欄の金額をいいます。また、会社が４社以上ある場合は、適宜の用紙に会社ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。
３　⑩欄の金額を経営承継人の第１表の「株式等納税猶予税額㉔」欄に転記します。なお、経営承継人が農地等についての納税猶予の特例、山林についての納税猶予の特例又は医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例若しくは医療法人の持分についての税額控除の特例の適用を受ける場合は、⑩欄の金額によらず、第8の5表の⑫欄の金額を経営承継人の第１表の「株式等納税猶予税額㉔」欄に転記します。

| ※税務署整理欄 | 入力 | | 確認 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|

第８の２表（平26.10）　　（資４－20－９－２－Ａ４統一）

| 様式 | 7 |
|---|---|

# 山林納税猶予税額の計算書

第8の3表（平成26年10月分以降用）

| 被相続人 | |
|---|---|
| 林業経営相続人 | |

この計算書は、林業経営相続人に該当する人が山林についての納税猶予税額（山林納税猶予税額）を算出するために使用します。

私は、第８の３表の付表の「２　特例施業対象山林・特例山林の明細」に記載した特例施業対象山林のうち特例山林の全てについて租税特別措置法第70条の６の４第１項に規定する山林についての納税猶予の特例の適用を受けます。

## 1　山林納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

### (1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

| | |
|---|---|
| ①　林業経営相続人の第８の３表の付表の（Ａ＋Ｂ）欄の金額 | 円 |
| ②　林業経営相続人に係る債務及び葬式費用の金額（第１表のその人の③欄の金額） | |
| ③　特定価額（①－②）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は０） | ,000 |
| ④　特定価額の20%に相当する金額（③×20%）（1,000円未満切捨て） | ,000 |
| ⑤　林業経営相続人以外の相続人等の課税価格の合計額（林業経営相続人以外の相続人等の第１表の⑥欄（又は第３表の⑥欄）の金額の合計） | ,000 |
| ⑥　基礎控除額（第２表の㉘欄の金額） | 0,000,000 |
| ⑦　特定価額に基づく課税遺産総額（③＋⑤－⑥） | ,000 |
| ⑧　特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（④＋⑤－⑥） | ,000 |

### (2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算

| ⑨ 法定相続人の氏名 | ⑩ 法定相続分 | 特定価額に基づく相続税の総額の計算 | | 特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | ⑪法定相続分に応ずる取得金額（⑦×⑩） | ⑫相続税の総額の基礎となる税額（第２表の「速算表」で計算します。） | ⑬法定相続分に応ずる取得金額（⑧×⑩） | ⑭相続税の総額の基礎となる税額（第２表の「速算表」で計算します。） |
| | | 円 ,000 | 円 | 円 ,000 | 円 |
| | | ,000 | | ,000 | |
| | | ,000 | | ,000 | |
| | | ,000 | | ,000 | |
| | | ,000 | | ,000 | |
| | | ,000 | | ,000 | |
| | | ,000 | | ,000 | |
| 法定相続分の合計 | 1 | ⑮相続税の総額（⑫の合計額） | 00 | ⑯相続税の総額（⑭の合計額） | 00 |

（注）１　⑤欄の「第１表の⑥欄の金額」は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の６第１項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、「第３表の⑥欄の金額」となります。
２　⑨及び⑩欄は第２表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

## 2　山林納税猶予税額の計算

| | |
|---|---|
| ①　（林業経営相続人の第１表の（⑱＋㉘－⑫））の金額 | 円 |
| ②　特定価額に基づく林業経営相続人の算出税額（１の⑮×１の③／１の（③＋⑤）） | |
| ③　特定価額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（②×20%） | |
| ａ　（②＋③－林業経営相続人の第１表の⑫）の金額（赤字の場合は０） | |
| ④　特定価額の20%に相当する金額に基づく林業経営相続人の算出税額（１の⑯×１の④／１の（④＋⑤）） | |
| ⑤　特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（④×20%） | |
| ｂ　（④＋⑤－林業経営相続人の第１表の⑫）の金額（赤字の場合は０） | |
| ⑥　林業経営相続人の第１表の⑥欄に基づく算出税額（その人の第１表の（⑨（又は⑩）＋⑪－⑫））（赤字の場合は０） | |
| ⑦　（①＋ａ－ｂ－⑥）の金額（赤字の場合は０） | |
| ⑧　山林納税猶予税額（ａ－ｂ－⑦）（100円未満切捨て）（赤字の場合は０） | 00 |

（注）１　⑥欄の算式中の「第１表の⑨」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の６第１項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、「第１表の⑩」の金額とします。
２　⑧欄の金額を林業経営相続人の第１表の「山林納税猶予税額㉕」欄に転記します。なお、林業経営相続人が農地等についての納税猶予の特例、非上場株式等についての納税猶予の特例又は医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例若しくは医療法人の持分についての税額控除の特例の適用を受ける場合は、⑧欄の金額によらず、第8の5表の⑬欄の金額を林業経営相続人の第１表の「山林納税猶予税額㉕」欄に転記します。

※の項目は記入する必要がありません。

| ※税務署整理欄 | 入力 | | 確認 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|

第８の３表（平26.10）　　（資４－20－９－７－Ａ４統一）

| 様式 | 8 |
|---|---|

# 医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書

第8の4表（平成26年10月分以降用）

| 被相続人 | |
|---|---|
| 医療法人持分相続人等 | |

この計算書は、次に掲げる特例の適用を受ける人（以下この表において「医療法人持分相続人等」と表記しています。）が、医療法人の持分に係る納税猶予税額（医療法人持分納税猶予税額）又は税額控除額（医療法人持分税額控除額）を算出するために使用します。

私は、第8の4表の付表の「医療法人の持分の明細」に記載した医療法人の持分について、次の特例の適用を受けます。
（適用を受ける特例の「□」にレ印を記入します。）

- □ 医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の8第1項）
- □ 医療法人の持分についての税額控除の特例（租税特別措置法第70条の7の9第1項）

## 1 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の基となる相続税の総額の計算

### (1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

| | | 円 |
|---|---|---|
| ① | 医療法人持分相続人等の医療法人の持分の価額（第8の4表の付表のAの金額） | |
| ② | 医療法人持分相続人等に係る債務及び葬式費用の金額（その医療法人持分相続人等の第1表の③の金額） | |
| ③ | 医療法人持分相続人等が相続又は遺贈により取得した財産の価額（その医療法人持分相続人等の第1表の（①＋②）（又は第3表の①）の金額） | |
| ④ | 控除未済債務額（①＋②－③）（赤字の場合は0） | |
| ⑤ | 特定価額（①－④）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0） | ,000 |
| ⑥ | 医療法人持分相続人等以外の相続人等の課税価格の合計額（その医療法人持分相続人等以外の相続人等の第1表の⑥（又は第3表の⑥）の金額の合計額） | ,000 |
| ⑦ | 基礎控除額（第2表の㉔欄の金額） | ,000,000 |
| ⑧ | 特定価額に基づく課税遺産総額（⑤＋⑥－⑦） | ,000 |

### (2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算

| ⑨ 法定相続人の氏名 | ⑩ 法定相続分 | 特定価額に基づく相続税の総額の計算 ⑪ 法定相続分に応ずる取得金額（⑤×⑩） | ⑫ 相続税の総額の基礎となる税額（第2表の「速算表」で計算します。） |
|---|---|---|---|
| | | 円 ,000 | 円 |
| | | ,000 | |
| | | ,000 | |
| | | ,000 | |
| | | ,000 | |
| 法定相続分の合計 | 1 | ⑬ 相続税の総額（⑫の合計額） | 00 |

（注）1 ③欄の「第1表の（①＋②）」の金額は、医療法人持分相続人等が租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「第3表の①」の金額となります。また、⑥欄の「第1表の⑤」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、「第3表の⑥」の金額となります。
2 ⑨及び⑩欄は、第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

## 2 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算

| | | 円 |
|---|---|---|
| ① | （医療法人持分相続人等の第1表の（⑱＋⑳－⑫））の金額 | |
| ② | 特定価額に基づく医療法人持分相続人等の算出税額（1の⑬×1の⑤／1の（⑤＋⑥）） | |
| ③ | 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（②×20%） | |
| ④ | （②＋③－医療法人持分相続人等の第1表の⑫）の金額（赤字の場合は0） | |
| ⑤ | 医療法人持分相続人等の第1表の⑤の課税価格に基づく算出税額（その医療法人持分相続人等の第1表の（⑨（又は⑩）＋⑪－⑫））（赤字の場合は0）（注1参照） | |
| ⑥ | （①＋④－⑤）の金額（赤字の場合は0） | |
| ⑦ | （④－⑤）の金額（赤字の場合は0） | |
| ⑧ | 特例の適用に係る医療法人が2法人以上ある場合の医療法人ごとの医療法人持分納税猶予税額等（注2参照） | |
| イ | （医療法人名）に係る医療法人持分納税猶予税額等（⑦×イの持分の価額／1の①）（100円未満切捨て） | 00 |
| ロ | （医療法人名）に係る医療法人持分納税猶予税額等（⑦×ロの持分の価額／1の①）（100円未満切捨て） | 00 |
| ハ | （医療法人名）に係る医療法人持分納税猶予税額等（⑦×ハの持分の価額／1の①）（100円未満切捨て） | 00 |
| ⑨ | 医療法人持分納税猶予税額等（⑦の金額（100円未満切捨て）（又は⑧の金額の合計額））（注2参照） | 00 |

| ⑩ | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| イ | 「医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合 | | | 医療法人持分納税猶予税額（注3参照）（⑨の金額を転記します。） | A 00 |
| ロ | 「医療法人の持分についての税額控除の特例」の適用を受ける場合 | (イ) | 持分の全てを放棄したとき | 医療法人持分税額控除額（注3参照）（⑨の金額を転記します。） | B 00 |
| | | (ロ) | 持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき（＊第8の4表の付表の計算明細の各欄を記入します。） | 医療法人持分税額控除額（注3参照）（第8の4表の付表のFの金額を転記します。） | B |

（注）1 ⑤欄の算式中の「第1表の⑨」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、医療法人持分相続人等の「第1表の⑩」の金額となります。
2 ⑧欄について、特例の適用に係る医療法人が1法人の場合は、⑧欄の記入は行わず、⑦欄の金額を⑨欄に記入します（100円未満切捨て）。なお、「医療法人持分納税猶予税額等」とは、租税特別措置法第70条の7の8第2項に規定する納税猶予分の相続税額に相当する金額を、イからハまでの各欄の算式中の「持分の価額」とは、第8の4表の付表の「医療法人の持分の明細」のA欄の金額をいいます。
また、特例の適用に係る医療法人が4法人以上ある場合は、適宜の用紙に医療法人ごとの医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を記載して添付してください。
3 ⑩欄は、イ又はロの場合に応じ、医療法人持分納税猶予税額をA欄に、又は医療法人持分税額控除額をB欄に記入します。なお、ロの場合には、放棄の態様（(イ)又は(ロ)）に応じ、(イ)のときには⑨欄の金額を、(ロ)のときには⑧欄の金額に基づき算出した第8の4表の付表の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」のF の金額を、それぞれのB欄に転記します。また、その算出した⑩欄のA又はB欄の金額を医療法人持分相続人等の第1表の「医療法人持分納税猶予税額㉙」又は「医療法人持分税額控除額㉑」欄に転記します。なお、医療法人持分相続人等が、農地等についての納税猶予の特例、株式等についての納税猶予の特例又は山林についての納税猶予の特例の適用を受ける場合には、⑩欄の金額によらず、第8の5表の⑮欄のA又はB欄の金額を医療法人持分相続人等の第1表の「医療法人持分納税猶予税額㉙」又は「医療法人持分税額控除額㉑」欄に転記します。

※の項目は記入する必要がありません。

| ※税務署整理欄 | 入力 | | 確認 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|

第8の4表（平26.10）　　（資4－20－9－6－A4統一）

# 医療法人の持分の明細書・基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細書

| 被相続人 | |
|---|---|
| 医療法人持分相続人等 | |

第8の4表の付表（平成26年10月分以降用）

「医療法人の持分の明細」には、医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例又は医療法人の持分についての税額控除の特例の適用を受ける人（以下この表において「医療法人持分相続人等」と表記しています。）が、相続又は遺贈により取得した特例の適用に係る医療法人の持分の明細を記入します。

また、「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」は、被相続人の相続の開始の時からその相続に係る相続税の申告書の提出期限までの間に、医療法人が基金拠出型医療法人に移行した場合において、医療法人持分相続人等がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときの医療法人持分税額控除額（放棄相当相続税額）を算出するために使用します。

## 医療法人の持分の明細

### 1 医療法人の持分に関する事項

この欄は、医療法人持分相続人等が相続又は遺贈により取得をした医療法人の持分に関する事項を記入します。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ① 医療法人の名称等 | 名称 | | 医療法人の整理番号 | |
| | | | 医療法人の所轄税務署名 | 税務署 |
| ② 厚生労働大臣の認定年月日 | | | | 平成 年 月 日 |
| ③ 厚生労働大臣の認定を受けた認定移行計画に記載された移行期限 | | | | 平成 年 月 日 |

④ 医療法人の持分の保有状況（次の内容に該当する場合には、「□」にレ印を記入します。）

□ 私は、①の医療法人の持分について、被相続人の相続の開始の時からこの相続税の申告書の提出までの間において、その持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けたこと又はその持分の譲渡をしたことはありません。また、今後、この相続税の申告書の提出期限までの間においても、その払戻しを受けること又は譲渡をすることはありません。

（注） 上記の内容に該当しない場合には、「医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例」又は「医療法人の持分についての税額控除の特例」の適用を受けることができません。

### 2 医療法人の持分の明細

この欄は、医療法人持分相続人等が相続又は遺贈により取得した医療法人の持分の明細を記入します。

医療法人の持分

| | | | |
|---|---|---|---|
| 相続又は遺贈により取得した持分 | 医療法人持分相続人等が、被相続人から相続又は遺贈により取得した1の①の医療法人の持分の価額を記入します。 | 持分の価額 | （第8の4表の1の③） A 円 |

（注） 特例の適用に係る医療法人が2法人以上ある場合には、その医療法人ごとにこの明細を作成します。
この場合、特例の適用に係る医療法人ごとの持分の価額の合計額を第8の4表の1の①欄に転記します。

＊ 以下の計算明細は、基金拠出型医療法人に基金を拠出した場合（第8の4表の2の⑩のロ(ﾛ)に該当する場合）に使用します。

## 基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細

### 1 医療法人の持分に関する事項

この欄は、基金拠出型医療法人への移行をした「医療法人の持分の明細」に記載した医療法人に関する事項を記入します。

| | |
|---|---|
| ① 「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）附則様式7）の医療法人への提出年月日 | 平成 年 月 日 |
| ② 医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款変更に係る都道府県知事の認可があった年月日 | 平成 年 月 日 |

### 2 基金拠出型医療法人へ移行をする医療法人の持分の明細

この欄は、「医療法人の持分の明細」に記載した医療法人について、医療法人持分相続人等が被相続人に係る相続若しくは遺贈の直前又は基金拠出型医療法人への基金の拠出の直前において有していたその医療法人の持分の価額等を記入します。

医療法人の持分

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① 相続又は遺贈の直前の持分 | 医療法人持分相続人等が、被相続人に係る相続又は遺贈の直前において有していた「医療法人の持分の明細」の1の①の医療法人の持分の価額を記入します。 | 持分の価額 | B 円 |
| ② 基金拠出の直前の持分 | 医療法人持分相続人等が、基金拠出型医療法人への基金として拠出をした年月日及びその拠出の直前において有していた「医療法人の持分の明細」の1の①の医療法人の持分の価額を記入します。 | 拠出年月日 | 平成 年 月 日 |
| | | 持分の価額 | C 円 |

### 3 医療法人持分税額控除額（放棄相当相続税額）の計算

この欄は、「医療法人の持分の明細」に記載した医療法人に係る医療法人持分納税猶予税額等を基に、その医療法人持分納税猶予税額等のうちその医療法人の持分の放棄をした部分に相当する医療法人持分税額控除額（放棄相当相続税額）を計算します。

| | |
|---|---|
| ① 医療法人持分納税猶予税額等（第8の4表の2の⑨（又は⑧のイ、ロ又はハ）の金額を転記します。） | D 円 00 |
| ② 基金として拠出をした額 | E |
| ③ 2の「② 基金拠出の直前の持分」欄の持分の価額のうち放棄をした部分に対応する部分の金額（C－E） | |
| ④ 2の「② 基金拠出の直前の持分」欄の持分の価額のうち特例の適用に係る持分に相当する金額（C×A／(A＋B)） | |
| ⑤ 医療法人持分税額控除額 （(D×(③／④)(注)) の金額 （注）「③／④」の割合が1を超える場合（「③＞④」の場合）には、Dの金額 | （第8の4表の2の⑩のロ(ﾛ)のB） F |

（注） 1 3の①欄の「第8の4表の2の⑨」の金額は、特例の適用に係る医療法人が2法人以上ある場合は、「第8の4表の2の⑧のイ、ロ又はハ」の金額として医療法人持分税額控除額（放棄相当相続税額）を計算します。この場合、その算出した医療法人持分税額控除額のFの金額を第8の4表の2の⑩欄のロの(ﾛ)のB欄に転記します。

2 医療法人持分相続人等が、農地等についての納税猶予の特例、株式等についての納税猶予の特例又は山林についての納税猶予の特例の適用を受ける場合には、3の①欄中「第8の4表の2の⑨」の金額とあるのは、「第8の5表の3の⑭」の金額として医療法人持分税額控除額（放棄相当相続税額）を計算します。この場合、その算出した医療法人持分税額控除額のFの金額を第8の5表の3の⑮欄のロの(ﾛ)のB欄に転記します。

※の項目は記入する必要がありません。

| ※税務署整理欄 | 法人管轄署番号 | － | 入力 | | 確認 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

第8の4表の付表（平26.10） （資4－20－9－10－A4統一）

| 様式 | 10 |
|---|---|

# 納　税　猶　予　税　額　等　の　調　整　計　算　書

第8の5表（平成26年10月分以降用）

| 被相続人 | |
|---|---|
| 相続人等 | |

この計算書は、次の相続税の特例のうち２以上の特例の適用を受ける人（以下この表において「相続人等」と表記しています。）が、特例ごとの納税猶予税額又は税額控除額の調整の計算のために使用します。
- 農地等についての納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の６第１項）
- 株式等についての納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の７の２第１項又は第70条の７の４第１項）
- 山林についての納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の６の４第１項）
- 医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の８第１項）又は医療法人の持分についての税額控除の特例（租税特別措置法第70条の７の９第１項）

## １　調整前猶予税額等の明細

この欄は、相続人等に係る農地等納税猶予税額、株式等納税猶予税額、山林納税猶予税額又は医療法人持分納税猶予税額若しくは医療法人持分税額控除額（以下この表において「医療法人持分納税猶予税額等」と表記しています。）についてその明細を記入します。

| | | 円 |
|---|---|---|
| ① | 調整前農地等猶予税額（相続人等の第８表の２の⑦の金額） | 00 |
| ② | 調整前株式等猶予税額（相続人等の第８の２表の２の⑩の金額） | 00 |
| ③ | 調整前山林猶予税額（相続人等の第８の３表の２の⑧の金額） | 00 |
| ④ | 調整前持分猶予税額等（相続人等の第８の４表の２の⑨の金額） | 00 |
| ⑤ | 調整前猶予税額等（①＋②＋③＋④） | 00 |
| ⑥ | 猶予可能税額等（相続人等の第１表の（⑱－⑳）の金額） | |

（注）　⑤欄の金額が⑥欄の金額を超える場合（「⑤＞⑥」の場合）は、「２　各納税猶予税額等の調整」欄を記入します。
なお、⑤欄の金額が⑥欄の金額以下の場合（「⑤≦⑥」の場合）は、「２　各納税猶予税額等の調整」欄は記入を要しません。

## ２　各納税猶予税額等の調整

この欄は、１の⑤欄の金額が１の⑥欄の金額を超える場合（「⑤＞⑥」の場合）において、納税猶予税額等の調整の計算をするときに記入します。
なお、１の⑤欄の金額が１の⑥欄の金額以下の場合（「⑤≦⑥」の場合）は記入を要しません。

| | | 円 |
|---|---|---|
| ⑦ | 調整後の農地等納税猶予税額（⑥×①/⑤）（100円未満切捨て） | 00 |
| ⑧ | 調整後の株式等納税猶予税額（⑥×②/⑤）（100円未満切捨て） | 00 |
| ⑨ | 調整後の山林納税猶予税額（⑥×③/⑤）（100円未満切捨て） | 00 |
| ⑩ | 調整後の医療法人持分納税猶予税額等（⑥×④/⑤）（100円未満切捨て） | 00 |

## ３　納税猶予税額等

この欄は、１又は２により算出した納税猶予税額等を基に、特例ごとの納税猶予税額又は税額控除額を記入します。

| | | | | | | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑪ | **農地等納税猶予税額**（①の金額（２において調整の計算をした場合には⑦の金額）を転記します。） | | | | （第１表の㉓） | 00 |
| ⑫ | **株式等納税猶予税額**（②の金額（２において調整の計算をした場合には⑧の金額）を転記します。） | | | | （第１表の㉔） | 00 |
| ⑬ | **山林納税猶予税額**（③の金額（２において調整の計算をした場合には⑨の金額）を転記します。） | | | | （第１表の㉕） | 00 |
| ⑭ | 医療法人持分納税猶予税額等（④の金額（２において調整の計算をした場合には⑩の金額）を転記します。） | | | | | 00 |
| ⑮ | イ | 「医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合 | | **医療法人持分納税猶予税額**（⑭の金額を転記します。） | A（第１表の㉖） | 00 |
| | ロ | 「医療法人の持分についての税額控除の特例」の適用を受ける場合 | (イ) 持分の全てを放棄したとき | **医療法人持分税額控除額**（⑭の金額を転記します。） | B（第１表の㉗） | 00 |
| | | | (ロ) 持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき（＊第８の４表の付表の計算明細の各欄を記入します。） | **医療法人持分税額控除額**（第８の４表の付表のＦの金額を転記します。） | B（第１表の㉗） | |

（注）１　⑪、⑫、⑬及び⑭欄の各欄には、１又は２により算出した納税猶予税額等を記入します。
２　⑪、⑫、⑬又は⑮欄の金額は、相続人等の第１表の「農地等納税猶予税額㉓」、「株式等納税猶予税額㉔」、「山林納税猶予税額㉕」又は「医療法人持分納税猶予税額㉖」若しくは「医療法人持分税額控除額㉗」欄にそれぞれ転記します。
３　⑮欄は、⑭欄の金額を基に、イ又はロの場合に応じ、Ａ又はＢ欄を記入します。なお、ロの場合には、放棄の態様（(イ)又は(ロ)）に応じ、(イ)のときには⑭欄の金額を、(ロ)のときには⑭欄の金額に基づき算出した第8の4表の付表の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」のＦの金額を、それぞれのＢ欄に転記します。

第８の５表（平26.10）　　（資４－20－９－９－Ａ４統一）

| 様式 | 11 |
|---|---|

# 財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額及び農地等納税猶予税額の計算書

| 被相続人 | |
|---|---|

第3表・第8表2（修正申告用）（平成26年10月分以降用）

## 1　財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額（第3表）

| 財産を取得した人の氏名 | | | | （各人の合計） | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 区分 | | | | ㋑ 修正前の課税額 | ㋺ 修正申告額 | ㋩ 修正する額（㋺－㋑） | ㋑ 修正前の課税額 | ㋺ 修正申告額 | ㋩ 修正する額（㋺－㋑） |
| 課税価格の計算 | 取得財産の価額 | 農業相続人（第12表⑤） | ① | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | | その他の人（第1表⑨＋第1表⑳） | ② | | | | | | |
| | 債務及び葬式費用の金額（第1表㉓） | | ③ | | | | | | |
| | 純資産価額（①－③）又は（②－③）（赤字のときは0） | | ④ | | | | | | |
| | 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額（第1表⑤） | | ⑤ | | | | | | |
| | 課税価格（④＋⑤）（1,000円未満切捨て） | | ⑥ | Ⓐ ,000 | Ⓐ ,000 | ,000 | ,000 | ,000 | ,000 |
| 各人の算出税額の計算 | 相続税の総額（第2表⑪） | | ⑦ | 00 | 00 | 00 | | | |
| | あん分割合（各人の⑥／Ⓐ） | | ⑧ | 1.00 | 1.00 | | | | |
| | 算出税額（⑦×各人の⑧） | | ⑨ | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 農業相続人の納税猶予の基となる税額 | 相続税の総額の差額 | ⑩ | 00 | 00 | 00 | この欄には、第1表の⑦欄の金額からこの表の⑦欄の金額を控除した金額を記入します。 | | |
| | | 農業投資価格超過額（第12表③） | ⑪ | Ⓑ | Ⓑ | | 円 | 円 | 円 |
| | | 各人へのあん分額（⑩×各人の⑪÷Ⓑ） | ⑫ | | | | | | |
| | 各人の算出税額（⑨＋⑫） | | ⑬ | | | | | | |

（注）1　「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。
2　各人の⑬欄の金額を修正申告書第1表のその人の「算出税額⑩」欄に転記します。

## 2　農地等納税猶予税額（第8表2）（この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。）

| 農業相続人の氏名 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 区分 | | | ㋑ 修正前の課税額 | ㋺ 修正申告額 | ㋩ 修正する額（㋺－㋑） | ㋑ 修正前の課税額 | ㋺ 修正申告額 | ㋩ 修正する額（㋺－㋑） |
| 納税猶予の基となる税額（上の表の各農業相続人の⑫の金額） | | ① | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（第4表1⑩×㋐／上の表の各農業相続人の⑬の合計） | | ② | | | | | | |
| 納税猶予税額の計算上の税額控除の額 | 税額控除額の計（第1表の各農業相続人の⑨＋⑳の金額） | ③ | | | | | | |
| | 上の表の⑨の各農業相続人の算出税額 | ④ | | | | | | |
| | 相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（第4表1⑩×㋐／上の表の各農業相続人の⑬の合計） | ⑤ | | | | | | |
| | （③－（④＋⑤））の金額（赤字のときは0） | ⑥ | | | | | | |
| 農地等納税猶予税額（①＋②－⑥）（100円未満切捨て、赤字のときは0） | | ⑦ | 00 | 00 | 00 | 00 | 00 | 00 |

（注）1　各人の⑦欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額㉓」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式等についての納税猶予の特例、山林についての納税猶予の特例又は医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例若しくは医療法人の持分についての税額控除の特例の適用を受ける場合は、修正申告書第8の5表の⑪欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額㉓」欄に転記します。
2　⑦欄の㋺欄に記入する金額は、㋺欄の「①＋②－⑥」の金額が⑦欄の㋑欄の金額を超える場合には、⑦欄の㋑欄の金額にとどめます。ただし、納税猶予の適用を受ける特例農地等（期限内申告において申告書の第12表に記入した特例農地等に限ります。）の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、⑦欄の㋺欄の金額は、⑦欄の㋑欄の金額を超えることができます。

修正第3表・第8表2（平26.10）　　（資4－24－3－A4統一）

## 財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額及び農地等納税猶予税額の計算書（続）

| 被相続人 | |
|---|---|

第3表（続）・第8表2（続）（修正申告用）（平成26年10月分以降用）

### 1　財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額（第3表（続））

| 財産を取得した人の氏名 | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 区分 | | | | ㋑ 修正前の課税額 | ㋺ 修正申告額 | ㋩ 修正する額（㋺－㋑） | ㋑ 修正前の課税額 | ㋺ 修正申告額 | ㋩ 修正する額（㋺－㋑） | | |
| 課税価格の計算 | 取得財産の価額 | 農業相続人（第12表⑤） | ① | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | | |
| | | その他の人（第1表①＋第1表②） | ② | | | | | | | | |
| | 債務及び葬式費用の金額（第1表③） | | ③ | | | | | | | | |
| | 純資産価額（①－③）又は（②－③）（赤字のときは0） | | ④ | | | | | | | | |
| | 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額（第1表⑤） | | ⑤ | | | | | | | | |
| | 課税価格（④＋⑤）（1,000円未満切捨て） | | ⑥ | ,000 | ,000 | ,000 | ,000 | ,000 | ,000 | | |
| 各人の算出税額の計算 | 相続税の総額（第2表⑪） | | ⑦ | | | | | | | | |
| | あん分割合 | | ⑧ | | | | | | | | |
| | 算出税額（⑦×各人の⑧） | | ⑨ | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | | |
| | 農業相続人の納税猶予の基となる税額 | 相続税の総額の差額 | ⑩ | | | | | | | | |
| | | 農業投資価格超過額（第12表③） | ⑪ | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | | |
| | | 各人へのあん分額（⑩×各人の⑪÷⑮） | ⑫ | | | | | | | | |
| | 各人の算出税額（⑨＋⑫） | | ⑬ | | | | | | | | |

（注）1　「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。
2　各人の⑬欄の金額を修正申告書第1表のその人の「算出税額⑩」欄に転記します。

### 2　農地等納税猶予税額（第8表2（続））（この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。）

| 農業相続人の氏名 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 区分 | | | ㋑ 修正前の課税額 | ㋺ 修正申告額 | ㋩ 修正する額（㋺－㋑） | ㋑ 修正前の課税額 | ㋺ 修正申告額 | ㋩ 修正する額（㋺－㋑） | |
| 納税猶予の基となる税額（上の表の各農業相続人の⑫の金額） | | ① | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（第4表1⑮×上の表の各農業相続人の⑬の金額／⑮） | | ② | | | | | | | |
| 納税猶予税額の計算上の税額控除の額 | 税額控除額の計（第1表の各農業相続人の（⑱＋⑲）の金額） | ③ | | | | | | | |
| | 上の表の⑨の各農業相続人の算出税額 | ④ | | | | | | | |
| | 相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（第4表1⑮×上の表の各農業相続人の⑬の金額／⑮） | ⑤ | | | | | | | |
| | （③－（④＋⑤））の金額（赤字のときは0） | ⑥ | | | | | | | |
| 農地等納税猶予税額（①＋②－⑥）（100円未満切捨て、赤字のときは0） | | ⑦ | 00 | 00 | 00 | 00 | 00 | 00 | |

（注）1　各人の⑦欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額㉓」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式等についての納税猶予の特例、山林についての納税猶予の特例又は医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例若しくは医療法人の持分についての税額控除の特例の適用を受ける場合は、修正申告書第8の5表の⑪欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額㉓」欄に転記します。
2　⑦欄の㋺欄に記入する金額は、㋺欄の「①＋②－⑥」の金額が⑦欄の㋑欄の金額を超える場合には、⑦欄の㋑欄の金額にとどめます。ただし、納税猶予の適用を受ける特例農地等（期限内申告において申告書の第12表に記入した特例農地等に限ります。）の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、⑦欄の㋺欄の金額は、⑦欄の㋑欄の金額を超えることができます。

# 株式等納税猶予税額の計算書

第8の2表（修正申告用）（平成26年10月分以降用）

| 被相続人 | |
|---|---|
| 経営承継人（経営承継相続人等・経営相続承継受贈者） | |

この計算書は、相続税の修正申告において、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者に該当する人が非上場株式等についての納税猶予税額（株式等納税猶予税額）を算出するために使用します。
（注）　経営承継相続人等及び経営相続承継受贈者に該当する人を、以下この計算書（第８の２表（修正申告用））において「経営承継人」と表記しています。

## 1　株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

### (1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

| 区分 | ㋑ 修正前の課税額 | ㋺ 修正申告額 | ㋩ 修正する額（㋺－㋑） |
|---|---|---|---|
| ①　この計算書の経営承継人の第８の２表の付表１・付表２・付表３のA欄の合計額 | 円 | 円 | 円 |
| ②　この計算書の経営承継人に係る債務及び葬式費用の金額（修正申告書第１表のその人の③欄の金額） | | | |
| ③　特定価額（①－②）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は０） | ,000 | ,000 | ,000 |
| ④　特定価額の20%に相当する金額（③×20%）（1,000円未満切捨て） | ,000 | ,000 | ,000 |
| ⑤　この計算書の経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額（この計算書の経営承継人以外の相続人等の修正申告書第１表の⑥欄（又は修正申告書第３表・第８表２の１の⑧欄）の金額の合計） | ,000 | ,000 | ,000 |
| ⑥　基礎控除額（第２表の㈧欄の金額） | 0,000,000 | 0,000,000 | 0,000,000 |
| ⑦　特定価額に基づく課税遺産総額（③＋⑤－⑥） | ,000 | ,000 | ,000 |
| ⑧　特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（④＋⑤－⑥） | ,000 | ,000 | ,000 |

### (2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（修正申告額）

| ⑨ 法定相続人の氏名 | ⑩ 法定相続分 | 特定価額に基づく相続税の総額の計算 ⑪法定相続分に応ずる取得金額（⑦×⑩） | ⑫相続税の総額の基礎となる税額（第２表の「速算表」で計算します。） | 特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算 ⑬法定相続分に応ずる取得金額（⑧×⑩） | ⑭相続税の総額の基礎となる税額（第２表の「速算表」で計算します。） |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 円 ,000 | 円 | 円 ,000 | 円 |
| | | ,000 | | ,000 | |
| | | ,000 | | ,000 | |
| | | ,000 | | ,000 | |
| | | ,000 | | ,000 | |
| | | ,000 | | ,000 | |
| | | ,000 | | ,000 | |
| | | ,000 | | ,000 | |
| 法定相続分の合計 | 1 | ⑮相続税の総額（⑫の合計額） | 00 | ⑯相続税の総額（⑭の合計額） | 00 |

（注）１　⑤欄の「修正申告書第１表の⑥欄の金額」は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の６第１項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、「修正申告書第３表・第８表２の１の⑥欄の金額」となります。
２　⑨及び⑩欄は第２表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

## 2　株式等納税猶予税額の計算

| 区分 | ㋑ 修正前の課税額 | ㋺ 修正申告額 | ㋩ 修正する額（㋺－㋑） |
|---|---|---|---|
| ①　（経営承継人の修正申告書第１表の（⑱＋⑳－⑫））の金額 | 円 | 円 | 円 |
| ②　特定価額に基づく経営承継人の算出税額（１の⑮×１の③／１の（③＋⑤）） | | | |
| ③　特定価額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（②×20%） | | | |
| a　（②＋③－経営承継人の修正申告書第１表の⑫）の金額（赤字の場合は０） | | | |
| ④　特定価額の20%に相当する金額に基づく経営承継人の算出税額（１の⑯×１の④／１の（④＋⑤）） | | | |
| ⑤　特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（④×20%） | | | |
| b　（④＋⑤－経営承継人の修正申告書第１表の⑫）の金額（赤字の場合は０） | | | |
| ⑥　経営承継人の修正申告書第１表の⑥欄に基づく算出税額（その人の修正申告書第１表の（⑨（又は⑱）＋⑪－⑫））（赤字の場合は０） | | | |
| ⑦　（①＋a－b－⑥）の金額（赤字の場合は０） | | | |
| ⑧　（a－b－⑦）の金額（赤字の場合は０） | | | |
| ⑨　特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が２社以上ある場合の会社ごとの株式等納税猶予税額（注３参照） | | | |
| イ　（会社名）＿＿＿＿＿＿に係る株式等納税猶予税額（⑧×イの株式等に係る価額／１の①）（100円未満切捨て） | 00 | 00 | 00 |
| ロ　（会社名）＿＿＿＿＿＿に係る株式等納税猶予税額（⑧×ロの株式等に係る価額／１の①）（100円未満切捨て） | 00 | 00 | 00 |
| ハ　（会社名）＿＿＿＿＿＿に係る株式等納税猶予税額（⑧×ハの株式等に係る価額／１の①）（100円未満切捨て） | 00 | 00 | 00 |
| ⑩　株式等納税猶予税額（イ＋ロ＋ハ）（注４参照） | 00 | 00 | 00 |

（注）１　⑥欄の算式中の「修正申告書第１表の⑨」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の６第１項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、「修正申告書第１表の⑱」の金額とします。
２　⑧欄の㋺欄に記入する金額は、㋺欄の「a－b－⑦」の金額が⑧欄の㋐欄の金額を超える場合には、⑧欄の㋐欄の金額にとどめます（⑨及び⑩欄の㋺欄も同様です。）。ただし、この特例の適用を受ける特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等（期限内申告において第８の２表の付表１及び付表２の「２　特例非上場株式等の明細」並びに第８の２表の付表３の「２　特例相続非上場株式等の明細」に記入した特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に限ります。）の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、⑧欄の㋺欄の金額は、⑧欄の㋐欄の金額を超えることができます。
３　⑨欄について、特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が１社のみの場合は、⑨欄の記入は行わず、⑧欄の金額を⑩欄に記入します（100円未満切捨て）。なお、イからハまでの各欄の算式中の「株式等に係る価額」とは第８の２表の付表１及び付表２の「２　特例非上場株式等の明細」の⑤欄並びに第８の２表の付表３の「２　特例相続非上場株式等の明細」の⑤欄の金額をいいます。また、会社が４社以上ある場合は、適宜の用紙に会社ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。
４　⑩欄の金額を経営承継人の修正申告書第１表の「株式等納税猶予税額㉔」欄に転記します。なお、経営承継人が農地等についての納税猶予の特例、山林についての納税猶予の特例又は医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例若しくは医療法人の持分についての税額控除の特例の適用を受ける場合は、⑩欄の金額によらず、修正申告書第８の５表の⑫欄の金額を経営承継人の修正申告書第１表の「株式等納税猶予税額㉔」欄に転記します。

※の項目は記入する必要がありません。

| ※税務署整理欄 | 入力 | | 確認 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|

修正第８の２表（平26.10）　　（資４－24－５－Ａ４統一）

| 様式 | 14 |
|---|---|

第8の3表（修正申告用）（平成26年10月分以降用）

# 山林納税猶予税額の計算書

| 被相続人 | |
|---|---|
| 林業経営相続人 | |

この計算書は、相続税の修正申告において、林業経営相続人に該当する人が山林についての納税猶予税額（山林納税猶予税額）を算出するために使用します。

## 1　山林納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

### (1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

| 区分 | ㋑ 修正前の課税額 | ㋺ 修正申告額 | ㋩ 修正する額（㋺－㋑） |
|---|---|---|---|
| ① 林業経営相続人の第8の3表の付表の（A＋B）欄の金額 | 円 | 円 | 円 |
| ② 林業経営相続人に係る債務及び葬式費用の金額（修正申告書第1表のその人の③欄の金額） | | | |
| ③ 特定価額（①－②）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0） | ,000 | ,000 | ,000 |
| ④ 特定価額の20%に相当する金額（③×20%）（1,000円未満切捨て） | ,000 | ,000 | ,000 |
| ⑤ 林業経営相続人以外の相続人等の課税価格の合計額（林業経営相続人以外の相続人等の第1表の⑥欄（又は修正申告書第3表・第8表2の1の⑥欄）の金額の合計） | ,000 | ,000 | ,000 |
| ⑥ 基礎控除額（第2表の㈠欄の金額） | 0,000,000 | 0,000,000 | 0,000,000 |
| ⑦ 特定価額に基づく課税遺産総額（③＋⑤－⑥） | ,000 | ,000 | ,000 |
| ⑧ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（④＋⑤－⑥） | ,000 | ,000 | ,000 |

### (2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（修正申告額）

| ⑨ 法定相続人の氏名 | ⑩ 法定相続分 | 特定価額に基づく相続税の総額の計算 | | 特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | ⑪法定相続分に応ずる取得金額（⑦×⑩） | ⑫相続税の総額の基礎となる税額（第2表の「速算表」で計算します。） | ⑬法定相続分に応ずる取得金額（⑧×⑩） | ⑭相続税の総額の基礎となる税額（第2表の「速算表」で計算します。） |
| | | 円 ,000 | 円 | 円 ,000 | 円 |
| | | ,000 | | ,000 | |
| | | ,000 | | ,000 | |
| | | ,000 | | ,000 | |
| | | ,000 | | ,000 | |
| | | ,000 | | ,000 | |
| | | ,000 | | ,000 | |
| 法定相続分の合計 | 1 | ⑮相続税の総額（⑫の合計額） | 00 | ⑯相続税の総額（⑭の合計額） | 00 |

（注）1　⑤欄の「修正申告書第1表の⑥欄の金額」は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、「修正申告書第3表・第8表2の1の⑥欄の金額」となります。
2　⑨及び⑩欄は第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

## 2　山林納税猶予税額の計算

| 区分 | ㋑ 修正前の課税額 | ㋺ 修正申告額 | ㋩ 修正する額（㋺－㋑） |
|---|---|---|---|
| ① （林業経営相続人の修正申告書第1表の（⑱＋⑳－⑫））の金額 | 円 | 円 | 円 |
| ② 特定価額に基づく林業経営相続人の算出税額（1の⑯×1の③／1の（③＋⑤）） | | | |
| ③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（②×20%） | | | |
| a （②＋③－林業経営相続人の修正申告書第1表の⑫）の金額（赤字の場合は0） | | | |
| ④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく林業経営相続人の算出税額（1の⑯×1の④／1の（④＋⑤）） | | | |
| ⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（④×20%） | | | |
| b （④＋⑤－林業経営相続人の修正申告書第1表の⑫）の金額（赤字の場合は0） | | | |
| ⑥ 林業経営相続人の修正申告書第1表の⑥欄に基づく算出税額（その人の修正申告書第1表の（⑨（又は⑩）＋⑪－⑫））（赤字の場合は0） | | | |
| ⑦ （①＋a－b－⑥）の金額（赤字の場合は0） | | | |
| ⑧ 山林納税猶予税額（a－b－⑦）（100円未満切捨て）（赤字の場合は0） | 00 | 00 | 00 |

（注）1　⑥欄の算式中の「修正申告書第1表の⑨」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、「修正申告書第1表の⑩」の金額とします。
2　⑧欄の㋺欄に記入する金額は、㋩欄の「a－b－⑦」の金額が⑧欄の㋑欄の金額を超える場合には、⑧欄の㋑欄の金額にとどめます。ただし、この特例の適用を受ける特例山林（期限内申告において第8の3表の付表の「2　特例施業対象山林・特例山林の明細」に記入した特例山林に限ります。）の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、⑧欄の㋺欄の金額は⑧欄の㋑欄の金額を超えることができます。
3　⑧欄の金額を林業経営相続人の修正申告書第1表の「山林納税猶予税額㉕」欄に転記します。なお、林業経営相続人が農地等についての納税猶予の特例、非上場株式等についての納税猶予の特例又は医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例若しくは医療法人の持分についての税額控除の特例の適用を受ける場合は、⑧欄の金額によらず、修正申告書第8の5表の⑬欄の金額を林業経営相続人の修正申告書第1表の「山林納税猶予税額㉕」欄に転記します。

※の項目は記入する必要がありません。

| ※税務署整理欄 | 入力 | | 確認 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|

修正第8の3表（平26.10）　　（資4－24－8－A4統一）

| 様式 | 15 |
|---|---|

# 医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書

第8の4表（修正申告用）（平成26年10月分以降用）

| 被相続人 | |
|---|---|
| 医療法人持分相続人等 | |

この計算書は、医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の８第１項）又は医療法人の持分についての税額控除の特例（租税特別措置法第70条の７の９第１項）の適用を受ける人（以下この表において「医療法人持分相続人等」と表記しています。）が、相続税の修正申告において、医療法人の持分に係る納税猶予税額（医療法人持分納税猶予税額）又は税額控除額（医療法人持分税額控除額）を算出するために使用します。

## 1 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の基となる相続税の総額の計算

### (1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

| 区分 | ㋐ 修正前の課税額 | ㋑ 修正申告額 | ㋒ 修正する額（㋑－㋐） |
|---|---|---|---|
| ① 医療法人持分相続人等の医療法人の持分の価額（第８の４表の付表のＡの金額） | | | 円 |
| ② 医療法人持分相続人等に係る債務及び葬式費用の金額（その医療法人持分相続人等の修正申告書第１表の③の金額） | | | |
| ③ 医療法人持分相続人等が相続又は遺贈により取得した財産の価額（その医療法人持分相続人等の修正申告書第１表の（①＋②）（又は修正申告書第３表・第８表２の１の①））の金額） | | | |
| ④ 控除未済債務額（①＋②－③）（赤字の場合は０） | | | |
| ⑤ 特定価額（①－④）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は０） | ,000 | ,000 | ,000 |
| ⑥ 医療法人持分相続人等以外の相続人等の課税価格の合計額（その医療法人持分相続人等以外の相続人等の修正申告書第１表の⑥（又は修正申告書第３表・第８表２の１の⑥））の金額の合計額） | ,000 | ,000 | ,000 |
| ⑦ 基礎控除額（第２表の㋑欄の金額） | ,000,000 | ,000,000 | ,000,000 |
| ⑧ 特定価額に基づく課税遺産総額（⑤＋⑥－⑦） | ,000 | ,000 | ,000 |

### (2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算

| ⑨ 法定相続人の氏名 | ⑩ 法定相続分 | 特定価額に基づく相続税の総額の計算 ⑪ 法定相続分に応ずる取得金額（⑧×⑩） | ⑫ 相続税の総額の基礎となる税額（第２表の「速算表」で計算します。） |
|---|---|---|---|
| | | 円 ,000 | 円 |
| | | ,000 | |
| | | ,000 | |
| | | ,000 | |
| | | ,000 | |
| 法定相続分の合計 | 1 | ⑬ 相続税の総額（⑫の合計額） | 00 |

（注）１ ③欄の「修正申告書第１表の（①＋②）」の金額は、医療法人持分相続人等が租税特別措置法第70条の６第１項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合には、「修正申告書第３表・第８表２の１の①」の金額となります。また、⑥欄の「修正申告書第１表の⑥」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の６第１項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合には、「修正申告書第３表・第８表２の１の⑥」の金額となります。

２ ⑨及び⑩欄は、第２表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

## 2 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算

| 区分 | ㋐ 修正前の課税額 | ㋑ 修正申告額 | ㋒ 修正する額（㋑－㋐） |
|---|---|---|---|
| ① （医療法人持分相続人等の修正申告書第１表の（⑱＋㉑－⑫））の金額 | | | 円 |
| ② 特定価額に基づく医療法人持分相続人等の算出税額（１の⑬×１の⑤／１の（⑤＋⑥）） | | | |
| ③ 特定価額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（②×20%） | | | |
| ④ （②＋③－医療法人持分相続人等の修正申告書第１表の⑫）の金額（赤字の場合は０） | | | |
| ⑤ 医療法人持分相続人等の修正申告書第１表の⑥の課税価格に基づく算出税額（その医療法人持分相続人等の修正申告書第１表の（⑨（又は⑩）＋⑪－⑫））（赤字の場合は０）（注１参照） | | | |
| ⑥ （①＋④－⑤）の金額（赤字の場合は０） | | | |
| ⑦ （④－⑥）の金額（赤字の場合は０） | | | |
| ⑧ 特例の適用に係る医療法人が２法人以上ある場合の医療法人ごとの医療法人持分納税猶予税額等（注２参照） | | | |
| イ （医療法人名）（⑦×イの持分の価額／１の①）（100円未満切捨て）に係る医療法人持分納税猶予税額等 | 00 | 00 | 00 |
| ロ （医療法人名）（⑦×ロの持分の価額／１の①）（100円未満切捨て）に係る医療法人持分納税猶予税額等 | 00 | 00 | 00 |
| ハ （医療法人名）（⑦×ハの持分の価額／１の①）（100円未満切捨て）に係る医療法人持分納税猶予税額等 | 00 | 00 | 00 |
| ⑨ 医療法人持分納税猶予税額等（⑦の金額（100円未満切捨て）（又は⑧の金額の合計額））（注２参照） | 00 | 00 | 00 |
| ⑩ イ 「医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合 医療法人持分納税猶予税額（注３参照）（⑨の金額を転記します。） | A 00 | A 00 | 00 |
| ⑩ ロ 「医療法人の持分についての税額控除の特例」の適用を受ける場合 (イ) 持分の全てを放棄したとき 医療法人持分税額控除額（注３参照）（⑨の金額を転記します。） | B 00 | B 00 | 00 |
| ⑩ ロ 「医療法人の持分についての税額控除の特例」の適用を受ける場合 (ロ) 持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき（※第８の４表の付表の計算明細の各欄を記入します。） 医療法人持分税額控除額（注３参照）（第８の４表の付表のＦの金額を転記します。） | B | B | |

（注）１ ⑤欄の算式中の「修正申告書第１表の⑨」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の６第１項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、医療法人持分相続人等の「修正申告書第１表の⑩」の金額となります。

２ ⑧欄について、特例の適用に係る医療法人が１法人の場合は、⑧欄の記入は行わず、⑦欄の金額を⑨欄に記入します（100円未満切捨て）。なお、「医療法人持分納税猶予税額等」とは、租税特別措置法第70条の７の８第２項に規定する納税猶予分の相続税額に相当する金額を、イからハまでの各欄の算式中の「持分の価額」とは、第8の4表の付表の「医療法人の持分の明細」のＡ欄の金額をいいます。

また、特例の適用に係る医療法人が４法人以上ある場合は、適宜の用紙に医療法人ごとの医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を記載して添付してください。

３ ⑩欄は、イ又はロの場合に応じ、医療法人持分納税猶予税額をＡ欄に、又は医療法人持分税額控除額をＢ欄に記入します。なお、ロの場合には、放棄の態様（(イ)又は(ロ)）に応じ、(イ)のときには⑨欄の金額を、(ロ)のときには⑨欄の金額に基づき算出した第8の4表の付表の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」のＦの金額を、それぞれのＢ欄に転記します。また、その算出した⑩欄のＡ又はＢ欄の金額を医療法人持分相続人等の修正申告書第１表の「医療法人持分納税猶予税額㉘」又は「医療法人持分税額控除額㉙」欄に転記します。なお、医療法人持分相続人等が、農地等についての納税猶予の特例、株式等についての納税猶予の特例又は山林についての納税猶予の特例の適用を受ける場合には、⑩欄の金額によらず、修正申告書第8の5表の⑲欄のＡ又はＢ欄の金額を医療法人持分相続人等の修正申告書第１表の「医療法人持分納税猶予税額㉘」又は「医療法人持分税額控除額㉙」欄に転記します。

※の項目は記載する必要がありません。

| ※税務署整理欄 | 入力 | | 確認 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|

修正第８の４表（平26.10）　　（資４－24－６－Ａ４統一）

# 納 税 猶 予 税 額 等 の 調 整 計 算 書

第8の5表（修正申告用）（平成26年10月分以降用）

| 被相続人 | |
|---|---|
| 相続人等 | |

この計算書は、次の相続税の特例のうち２以上の特例の適用を受ける人（以下この表において「相続人等」と表記しています。）が、相続税の修正申告において、特例ごとの納税猶予税額又は税額控除額の調整の計算のために使用します。

- 農地等についての納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の６第１項）
- 株式等についての納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の７の２第１項又は第70条の７の４第１項）
- 山林についての納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の６の４第１項）
- 医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の８第１項）又は医療法人の持分についての税額控除の特例（租税特別措置法第70条の７の９第１項）

## 1 調整前猶予税額等の明細

この欄は、相続人等に係る農地等納税猶予税額、株式等納税猶予税額、山林納税猶予税額又は医療法人持分納税猶予税額若しくは医療法人持分税額控除額（以下この表において「医療法人持分納税猶予税額等」と表記しています。）についてその明細を記入します。

| 区分 | ㋐ 修正前の課税額 | ㋑ 修正申告額 | ㋒ 修正する額（㋑－㋐） |
|---|---|---|---|
| ① 調整前農地等猶予税額（相続人等の修正申告書第３表・第８表２の２の⑦の金額） | 円 00 | 円 00 | 円 00 |
| ② 調整前株式等猶予税額（相続人等の修正申告書第８の２表の２の⑬の金額） | 00 | 00 | 00 |
| ③ 調整前山林猶予税額（相続人等の修正申告書第８の３表の２の⑧の金額） | 00 | 00 | 00 |
| ④ 調整前持分猶予税額等（相続人等の修正申告書第８の４表の２の⑨の金額） | 00 | 00 | 00 |
| ⑤ 調整前猶予税額等（①＋②＋③＋④） | 00 | 00 | 00 |
| ⑥ 猶予可能税額等（相続人等の修正申告書第１表の（⑱－⑳）の金額） | 00 | 00 | 00 |

（注） ⑤欄の金額が⑥欄の金額を超える場合（「⑤＞⑥」の場合）は、「２ 各納税猶予税額等の調整」欄を記入します。
なお、⑤欄の金額が⑥欄の金額以下の場合（「⑤≦⑥」の場合）には、「２ 各納税猶予税額等の調整」欄は記入を要しません。

## 2 各納税猶予税額等の調整

この欄は、１の⑤欄の金額が１の⑥欄の金額を超える場合（「⑤＞⑥」の場合）において、納税猶予税額等の調整の計算をするときに記入します。
なお、１の⑤欄の金額が１の⑥欄の金額以下の場合（「⑤≦⑥」の場合）は記入を要しません。

| 区分 | ㋐ 修正前の課税額 | ㋑ 修正申告額 | ㋒ 修正する額（㋑－㋐） |
|---|---|---|---|
| ⑦ 調整後の農地等納税猶予税額（⑥×①/⑤）（100円未満切捨て） | 円 00 | 円 00 | 円 00 |
| ⑧ 調整後の株式等納税猶予税額（⑥×②/⑤）（100円未満切捨て） | 00 | 00 | 00 |
| ⑨ 調整後の山林納税猶予税額（⑥×③/⑤）（100円未満切捨て） | 00 | 00 | 00 |
| ⑩ 調整後の医療法人持分納税猶予税額等（⑥×④/⑤）（100円未満切捨て） | 00 | 00 | 00 |

## 3 納税猶予税額等

この欄は、１又は２により算出した納税猶予税額等を基に、特例ごとの納税猶予税額又は税額控除額を記入します。

| 区分 | | | | ㋐ 修正前の課税額 | ㋑ 修正申告額 | ㋒ 修正する額（㋑－㋐） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑪ | 農地等納税猶予税額（①の金額（２において調整の計算をした場合には⑦の金額）を転記します。） | | | 円 00 | （修正申告書第１表の㉑）円 00 | 円 00 |
| ⑫ | 株式等納税猶予税額（②の金額（２において調整の計算をした場合には⑧の金額）を転記します。） | | | 00 | （修正申告書第１表の㉒）00 | 00 |
| ⑬ | 山林納税猶予税額（③の金額（２において調整の計算をした場合には⑨の金額）を転記します。） | | | 00 | （修正申告書第１表の㉓）00 | 00 |
| ⑭ | 医療法人持分納税猶予税額等（④の金額（２において調整の計算をした場合には⑩の金額）を転記します。） | | | 00 | 00 | |
| ⑮ イ | 医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例の適用を受ける場合 | | 医療法人持分納税猶予税額（⑭の金額を転記します。） | A 00 | A（修正申告書第１表の㉔） 00 | 00 |
| ⑮ ロ | 医療法人の持分についての税額控除の特例の適用を受ける場合 | (イ) 持分の全てを放棄したとき | 医療法人持分税額控除額（⑭の金額を転記します。） | B 00 | B（修正申告書第１表の㉕） 00 | 00 |
| ⑮ ロ | 医療法人の持分についての税額控除の特例の適用を受ける場合 | (ロ) 持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき | 医療法人持分税額控除額（⑭の金額に基づき算出した第８の４表の付表のFの金額を転記します。） | B | B（修正申告書第１表の㉕） | |

（注）１ ⑪、⑫、⑬及び⑭欄の各欄の「㋐修正前の課税額」欄には、この修正申告による修正前の課税額を、「㋑修正申告額」欄には、１又は２により算出した納税猶予税額等を記入します。
２ ⑪、⑫、⑬又は⑮欄の金額は、相続人等の修正申告書第１表の「農地等納税猶予税額㉑」、「株式等納税猶予税額㉒」、「山林納税猶予税額㉓」又は「医療法人持分納税猶予税額㉔」若しくは「医療法人持分税額控除額㉕」欄にそれぞれ転記します。
３ ⑮欄の「㋑ 修正申告額」欄は、⑭欄の「㋑ 修正申告額」欄の金額を基に、イ又はロの場合に応じ、A又はB欄を記入します。なお、ロの場合には、放棄の態様（(イ)又は(ロ)）に応じ、(イ)のときには⑭欄の「㋑ 修正申告額」欄の金額を、(ロ)のときには⑭欄の「㋑ 修正申告額」欄の金額に基づき算出した第8の4表の付表の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」のFの金額を、それぞれの B 欄に転記します。

修正第８の５表（平26.10） （資４－24－９－Ａ４統一）

| 様式 | 17 |
|---|---|

税務署長
平成　年　月　日提出

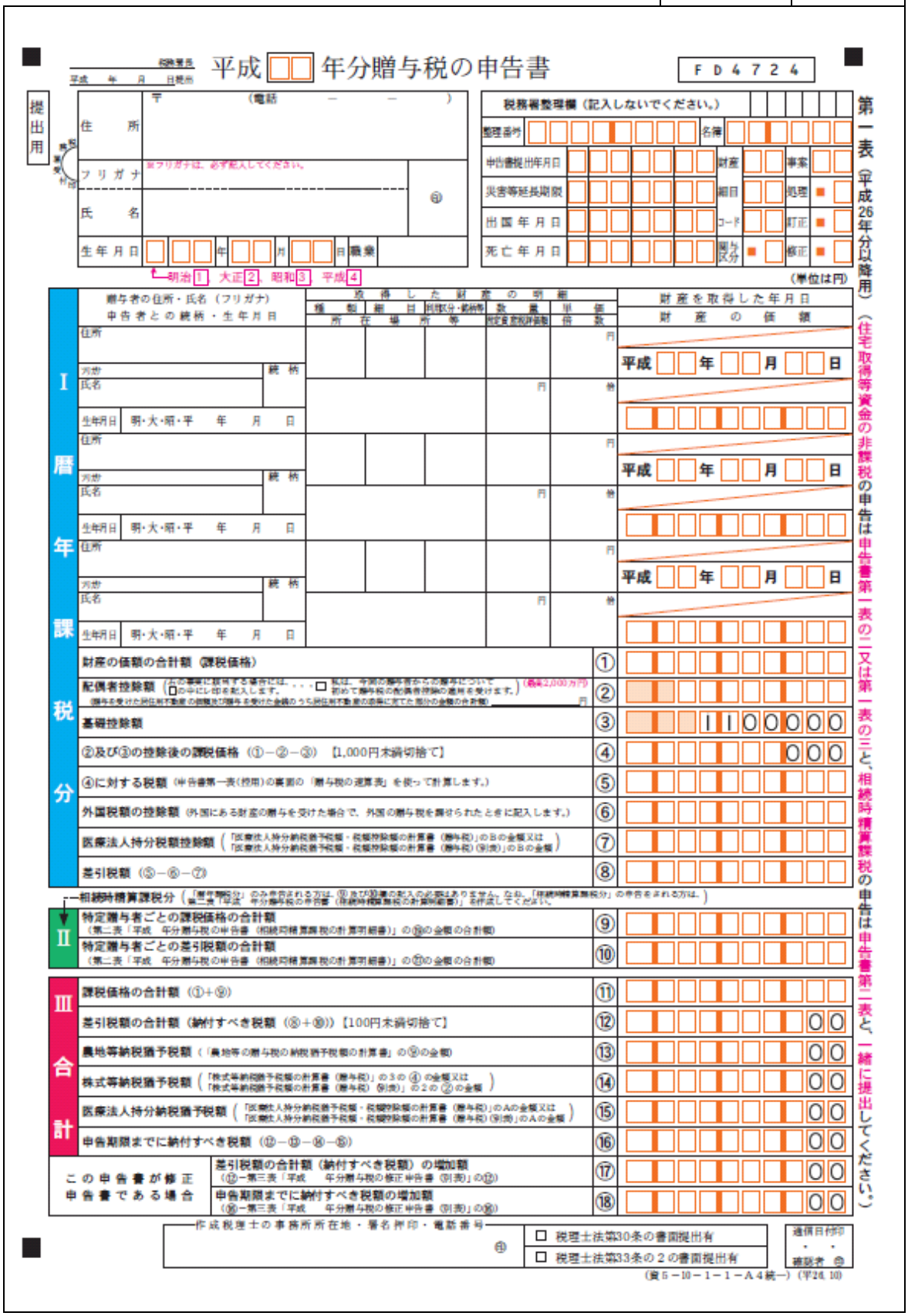

# 平成□□年分贈与税の申告書

FD4724

提出用

| | |
|---|---|
| 住所 | 〒　（電話　－　－　） |
| フリガナ | ※フリガナは、必ず記入してください。 |
| 氏名 | ㊞ |
| 生年月日 | □□□年□□月□□日　職業 |

明治1、大正2、昭和3、平成4

税務署整理欄（記入しないでください。）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 整理番号 | | 名簿 | |
| 申告書提出年月日 | | 財産 | 事案 |
| 災害等延長期限 | | 細目 | 処理 ■ |
| 出国年月日 | | コード | 訂正 ■ |
| 死亡年月日 | | 関与区分 ■ | 修正 ■ |

（単位は円）

第一表（平成26年分以降用）（住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第二表と、一緒に提出してください。）

| | 贈与者の住所・氏名（フリガナ）<br>申告者との続柄・生年月日 | 取得した財産の明細<br>種類 | 細目 | 利用区分・銘柄等 | 数量 | 単価 | 財産を取得した年月日<br>財産の価額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 所在場所等 | | | 固定資産税評価額 | 倍数 | |
| I 暦年課税分 | 住所<br>フリガナ　続柄<br>氏名<br>生年月日　明・大・昭・平　年　月　日 | | | | | 円<br>円　倍 | 平成□□年□□月□□日 |
| | 住所<br>フリガナ　続柄<br>氏名<br>生年月日　明・大・昭・平　年　月　日 | | | | | 円<br>円　倍 | 平成□□年□□月□□日 |
| | 住所<br>フリガナ　続柄<br>氏名<br>生年月日　明・大・昭・平　年　月　日 | | | | | 円<br>円　倍 | 平成□□年□□月□□日 |

| | | |
|---|---|---|
| 財産の価額の合計額（課税価格） | ① | |
| 配偶者控除額（上の事業に該当する場合には、□の中にレ印を記入します。・・・□私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。）（最高2,000万円）（贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額）　円 | ② | |
| 基礎控除額 | ③ | 1100000 |
| ②及び③の控除後の課税価格（①－②－③）【1,000円未満切捨て】 | ④ | 000 |
| ④に対する税額（申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。） | ⑤ | |
| 外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。） | ⑥ | |
| 医療法人持分税額控除額（「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）」のBの金額又は「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）（別表）」のBの金額） | ⑦ | |
| 差引税額（⑤－⑥－⑦） | ⑧ | |

相続時精算課税分（「暦年課税分」のみ申告される方は、⑨及び⑩欄の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成　年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」を作成してください。）

| | | |
|---|---|---|
| II 特定贈与者ごとの課税価格の合計額（第二表「平成　年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の⑱の金額の合計額） | ⑨ | |
| 特定贈与者ごとの差引税額の合計額（第二表「平成　年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の㉑の金額の合計額） | ⑩ | |

| | | |
|---|---|---|
| III 合計 課税価格の合計額（①＋⑨） | ⑪ | |
| 差引税額の合計額（納付すべき税額（⑧＋⑩））【100円未満切捨て】 | ⑫ | 00 |
| 農地等納税猶予税額（「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑨の金額） | ⑬ | 00 |
| 株式等納税猶予税額（「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の3の④の金額又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」の2の②の金額） | ⑭ | 00 |
| 医療法人持分納税猶予税額（「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）」のAの金額又は「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）（別表）」のAの金額） | ⑮ | 00 |
| 申告期限までに納付すべき税額（⑫－⑬－⑭－⑮） | ⑯ | 00 |
| この申告書が修正申告書である場合　差引税額の合計額（納付すべき税額）の増加額（⑫－第三表「平成　年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑫） | ⑰ | 00 |
| 申告期限までに納付すべき税額の増加額（⑯－第三表「平成　年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑯） | ⑱ | 00 |

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号　㊞

□ 税理士法第30条の書面提出有
□ 税理士法第33条の2の書面提出有

通信日付印　・　・
確認者　㊞

（資5－10－1－1－A4統一）（平24.10）

| 様式 | 18 |
|---|---|

# 平成□□年分贈与税の申告書

第一表（平成26年分以降用）

控用

＿＿＿＿＿税務署長
平成　年　月　日提出

| | |
|---|---|
| 住所 | 〒　（電話　－　－　） |
| フリガナ | ※フリガナは、必ず記入してください。 |
| 氏名 | ㊞ |
| 生年月日 | □□□年□□月□□日 職業 |

明治1、大正2、昭和3、平成4

（単位は円）

| | 贈与者の住所・氏名（フリガナ）申告者との続柄・生年月日 | 取得した財産の明細：種類／細目／利用区分・銘柄等／所在場所等 | 数量／固定資産税評価額 | 単価／倍数 | 財産を取得した年月日／財産の価額 |
|---|---|---|---|---|---|
| Ⅰ暦年課税分 | 住所 | | | 円 | 平成□□年□□月□□日 |
| | フリガナ 氏名 続柄 | | 円 | 倍 | |
| | 生年月日 明・大・昭・平　年　月　日 | | | | |
| | 住所 | | | 円 | 平成□□年□□月□□日 |
| | フリガナ 氏名 続柄 | | 円 | 倍 | |
| | 生年月日 明・大・昭・平　年　月　日 | | | | |
| | 住所 | | | 円 | 平成□□年□□月□□日 |
| | フリガナ 氏名 続柄 | | 円 | 倍 | |
| | 生年月日 明・大・昭・平　年　月　日 | | | | |

| | 項目 | 番号 | 金額 |
|---|---|---|---|
| Ⅰ暦年課税分 | 財産の価額の合計額（課税価格） | ① | |
| | 配偶者控除額（上の事項に該当する場合には、□の中にレ印を記入します。…□私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。）（最高2,000万円）（贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額）　円 | ② | |
| | 基礎控除額 | ③ | 1100000 |
| | ②及び③の控除後の課税価格（①－②－③）【1,000円未満切捨て】 | ④ | 000 |
| | ④に対する税額（申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。） | ⑤ | |
| | 外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。） | ⑥ | |
| | 医療法人持分税額控除額（「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）」のBの金額又は「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）（別表）」のBの金額） | ⑦ | |
| | 差引税額（⑤－⑥－⑦） | ⑧ | |

相続時精算課税分（「暦年課税分」のみ申告される方は、⑨及び⑩欄の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成　年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」を作成してください。）

| | 項目 | 番号 | 金額 |
|---|---|---|---|
| Ⅱ | 特定贈与者ごとの課税価格の合計額（第二表「平成　年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の⑲の金額の合計額） | ⑨ | |
| | 特定贈与者ごとの差引税額の合計額（第二表「平成　年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の㉑の金額の合計額） | ⑩ | |
| Ⅲ合計 | 課税価格の合計額（①＋⑨） | ⑪ | |
| | 差引税額の合計額（納付すべき税額（⑧＋⑩））【100円未満切捨て】 | ⑫ | 00 |
| | 農地等納税猶予税額（「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑨の金額） | ⑬ | 00 |
| | 株式等納税猶予税額（「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の3の④の金額又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」の2の②の金額） | ⑭ | 00 |
| | 医療法人持分納税猶予税額（「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）」のAの金額又は「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）（別表）」のAの金額） | ⑮ | 00 |
| | 申告期限までに納付すべき税額（⑫－⑬－⑭－⑮） | ⑯ | 00 |
| この申告書が修正申告書である場合 | 差引税額の合計額（納付すべき税額）の増加額（⑫－第三表「平成　年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑫） | ⑰ | 00 |
| | 申告期限までに納付すべき税額の増加額（⑯－第三表「平成　年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑯） | ⑱ | 00 |

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号　㊞

□ 税理士法第30条の書面提出有
□ 税理士法第33条の2の書面提出有

（資5－10－1－2－A4統一）（平26.10）

○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使ってください。

| 様式 | 19 |
|---|---|

# 受益者等が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書（平成____年分）

第一表の付表一（平成26年分以降用）

この明細書は、相続税法第９条の４第１項又は第２項に規定する受託者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。
なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

| 受託者の名称又は氏名（法人整理番号） | （　　） |
|---|---|

## 1　委託者

| 住所 | | 氏名 | (フリガナ) | 生年月日 | 年　月　日<br>明治１、大正２、昭和３、平成４ |
|---|---|---|---|---|---|

## 2　信託の明細

| 番号 | 信託の名称 | 所在地（信託の受託者が２以上である場合は、他の受託者の名称又は氏名も記入してください。） | 贈与者の氏名、住所（相続税法第９条の４第２項の規定の適用がある場合に限ります。） |
|---|---|---|---|
| 1 | | | |
| 2 | | | |
| 3 | | | |

## 3　信託に関する権利の明細

| 番号 | 種類 | 細目 | 利用区分、銘柄等 | 所在場所等 | 数量 固定資産税評価額 | 単価 倍数 | 財産の価額 | あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 円 | 円 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 信託に関する権利の価額の合計額等 | | | | | | | ① | ② |
| 上記信託に対する外国税額控除前の贈与税額 | | | | （①の金額から 1,100 千円を控除した金額（千円未満は切捨てます。）に対し、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表（平成 15 年分以降用）」を使って計算した金額 | | | ③ | |

（注）１　「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の上記「２　信託の明細」の「番号」を記入します。
２　「財産の価額」欄は、当該資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）を記入します。
３　上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託に関する権利の明細を記載して添付してください。

## 4　贈与税額等の計算

| ④ 信託に関する権利の価額の合計額（①欄の金額） | ⑤ ④欄の金額のうちあなたが受託した信託に関する権利の価額の合計額 | ⑥ 贈与税の額（③×⑤÷④） | ⑦ 外国税額控除後の贈与税額（⑥－②） | ⑧ 控除する法人税等に相当する額（⑳欄の金額） | ⑨ 差引税額（⑦－⑧） |
|---|---|---|---|---|---|
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

（注）１　⑤欄は、上記３の各信託のうち、あなたが受託した信託財産に属する資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）の合計額を記入します。
２　⑧欄は、「５　控除する法人税等に相当する額の計算」により算出した控除する法人税等に相当する額（⑳欄の金額）を記入します。
３　⑨欄の金額（⑦－⑧）がマイナスとなるときは「０」と記入します。
４　⑨欄の金額を贈与税の申告書第一表の⑧欄に転記します。なお、この明細書を複数枚作成される場合には、各明細書の⑨欄の合計額を贈与税の申告書第一表の⑧欄に転記します。
５　信託の受託者が１人の場合には、④欄と⑤欄の額は、同じになります。

## 5　控除する法人税等に相当する額の計算

| 法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算 | | | | ⑭ ⑬の価額に基づく法人税の額 |
|---|---|---|---|---|
| ⑩ あなたが受託した信託に関する権利の価額の合計額（⑤欄の金額） | 翌期控除事業税等相当額 ⑪ ⑩の価額に基づく事業税の額 | 翌期控除事業税等相当額 ⑫ ⑩の価額に基づく地方法人特別税の額 | ⑬ 法人税及び事業税等の額の基となる価額（⑩－⑪－⑫） | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

| ⑮ ⑬の価額に基づく事業税の額 | ⑯ ⑬の価額に基づく地方法人特別税の額 | ⑰ ⑭の金額に基づく地方法人税の額 | ⑱ ⑭の金額に基づく道府県民税の額 | ⑲ ⑭の金額に基づく市町村民税の額 | ⑳ 法人税等に相当する額（⑭＋⑮＋⑯＋⑰＋⑱＋⑲） |
|---|---|---|---|---|---|
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

（注）１　⑪欄及び⑮欄は、それぞれ⑩欄及び⑬欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。
２　⑫欄及び⑯欄は、それぞれ⑩欄及び⑬欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。
３　⑭欄は、⑬欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。
４　⑰欄は、⑭欄の法人税の額を基に地方法人税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」(※) を記入します。
※　平成 26 年 10 月１日以後に贈与により取得した財産に係る贈与税について適用されます。同日前の贈与の場合には、この欄は記入しません。
５　⑱欄及び⑲欄は、⑭欄の法人税の額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。
６　⑳欄は、贈与があった日の属する事業年度が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第 45 条に規定する課税事業年度である場合には、⑭から⑲までの各欄の金額の合計額に、⑭欄の金額を同法第 44 条に規定する基準法人税額とみなして同法第 47 条及び第 48 条の規定を適用して計算した「復興特別法人税の額」を加算した金額を記入します。

（資５－59－１－Ａ４統一）（平 26.10）

**6　信託財産責任負担債務の額の計算**

| ①　信託に対する贈与税額（表面③欄の金額） | 法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算 | | | | ⑥　⑤の価額に基づく法人税の額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | ②　信託に関する権利の合計額（表面①欄の金額） | 翌期控除事業税等相当額 | | ⑤　法人税及び事業税等の基となる価額（②－③－④） | |
| | | ③　②の価額に基づく事業税の額 | ④　②の価額に基づく地方法人特別税の額 | | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

| ⑦　⑤の価額に基づく事業税の額 | ⑧　⑤の価額に基づく地方法人特別税の額 | ⑨　⑥の金額に基づく地方法人税の額 | ⑩　⑥の金額に基づく道府県民税の額 | ⑪　⑥の金額に基づく市町村民税の額 |
|---|---|---|---|---|
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

| ⑫　法人税等に相当する額（⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑩＋⑪） | ⑬　（①－⑫）の金額 |
|---|---|
| 円 | 円 |

| 番号 | ⑭　上記②欄の金額 | ⑮　②欄の金額のうちあなたが受託した各信託の価額の合計額 | ⑯　（⑬×⑮÷⑭）の金額 | ⑰　各信託に関する権利に係る外国税額控除額 | ⑱　信託財産責任負担債務の額（⑯－⑰） |
|---|---|---|---|---|---|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | | | | | |
| | | | | | |

（注）1　この欄は、委託者について２以上の受益者等が存しない信託に関する権利に係る贈与税額が相続税法施行令第１条の10第１項及び第２項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に関する権利に係る信託財産責任負担債務の額を記入します（「信託財産責任負担債務」とは、信託法第２条第９項に規定する信託財産責任負担債務をいいます。）。

2　「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の表面「２　信託の明細」欄の番号を記入します。

3　③欄及び⑦欄は、それぞれ②欄及び⑤欄の価額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。

4　④欄及び⑧欄は、それぞれ②欄及び⑤欄の価額を受託者の事業年度の所得とみなして地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。

5　⑥欄は、⑤欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。

6　⑨欄は、⑥欄の法人税の額を基に地方法人税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」(※) を記入します。

※　平成 26 年 10 月１日以後に贈与により取得した財産に係る贈与税について適用されます。同日前の贈与の場合には、この欄は記入しません。

7　⑩欄及び⑪欄は、⑥欄の法人税の額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。

8　⑫欄は、贈与があった日の属する事業年度が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第 45 条に規定する課税事業年度である場合には、⑥から⑪までの各欄の金額の合計額に、⑥欄の金額を同法第 44 条に規定する基準法人税額とみなして同法第 47 条及び第 48 条の規定を適用して計算した「復興特別法人税の額」を加算した金額を記入します。

9　⑬欄の金額（①－⑫）がマイナスとなるときは「０」と記入します。

10　⑭欄は、各信託のうち受託者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、表面「３　信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）の合計額を記入します。

11　⑰欄は、各信託のうち受託者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。

12　⑱欄の金額（⑯－⑰）がマイナスとなるときは「０」と記入します。

13　上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託財産責任負担債務の額の計算を記載して添付してください。

書　き　か　た　等

この明細書は、相続税法第９条の４第１項又は第２項に規定する受託者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。

各欄の記載については、各欄の（注）にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。

1　「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。

2　「１　委託者」欄には、委託者の住所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。

3　「２　信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が委託者から受託した（している）受益者等が存しない信託（相続税法第９条の４第１項又は第２項の規定により贈与により取得したものとみなされる信託に関する権利をいいます。以下同じです。）のほか、この明細書を提出する受託者以外の他の受託者が同一の委託者から同年中に受託した（している）受益者等が存しない信託についても記入してください。

なお、「所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地を記載するとともに、信託の受託者がこの明細書を提出する受託者以外の場合には、その受託者の名称又は氏名も併せて記入してください。

また、「贈与者の氏名、住所」欄には、信託に関する権利について相続税法第９条の４第２項の規定により贈与により取得したとみなされる場合に、贈与をしたとみなされる者（信託に関する権利について、次に受益者等となる者の前の受益者等）の氏名及び住所を記入してください。

4　「３　信託に関する権利の明細」には、「２　信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。

なお、「あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額」欄は、「２　信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかに、相続税法第 21 条の８に規定する「在外財産に対する贈与税額の控除」の金額をまとめて記入してください。

5　「４　贈与税額等の計算」では、この明細書を提出する受託者が受託した（している）受益者等が存しない信託に係る贈与税の差引税額を計算します。

作成する明細書が１枚の場合には、表面「⑨」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「⑧」欄に転記します。また、この明細書を複数枚作成される場合には、各明細書の表面「⑨」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「⑧」欄に転記します。

6　「５　控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等の相当額を計算します。

7　「６　信託財産責任負担債務の額の計算」では、贈与税額が相続税法施行令第１条の 10 第１項及び第２項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。

| 様式 | 20 |
|---|---|

# 人格のない社団又は財団に課される贈与税額の計算明細書（平成____年分）

第一表の付表二（平成26年分以降用）

| | |
|---|---|
| この明細書は、相続税法第66条第１項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団が贈与税の申告書を提出する場合に、贈与者ごとに作成します。<br>なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。 | 贈与者の氏名 |
| | 人格のない社団又は財団の名称（法人整理番号）　（　　） |

**１　贈与により取得した財産の明細等**

| 番号 | 種類 | 細目 | 利用区分、銘柄等 | 所在場所等 | 数量 / 固定資産税評価額 | 単価 / 倍数 | 財産の価額 | 外国税額控除額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | | | | | | 円 | 円 |
| 2 | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | |
| ↑ 贈与により取得した財産のうち、その財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。 | | | | | | 合計額 | ① | ② |
| 上記に記載した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額及び外国税額控除額の合計額 | | | | | | | ③ | ④ |
| 基礎控除後の課税価格に対する税額（①の金額から 1,100 千円を控除した金額（千円未満は切捨てます。）に対し、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表（平成 15 年分以降用）」を使って計算した金額） | | | | | | | ⑤　円 | |

**２　贈与税額から控除する法人税等に相当する額の計算**

| ⑥ 法人税法の規定により益金の額に算入される贈与により取得した財産の価額の合計額（③の金額） | ⑦ ⑥の価額に基づく事業税の所得割の額 | ⑧ ⑥の価額に基づく地方法人特別税の額 | ⑨ 翌期控除事業税等相当額（⑦＋⑧） |
|---|---|---|---|
| 円 | 円 | 円 | 円 |
| ⑩ 法人税及び事業税等の額の基となる価額（⑥－⑨） | ⑪ ⑩の価額に基づく法人税の額 | ⑫ ⑩の価額に基づく事業税の所得割の額 | ⑬ ⑩の価額に基づく地方法人特別税の額 |
| 円 | 円 | 円 | 円 |
| ⑭ ⑪の金額に基づく地方法人税の額（裏面参照） | ⑮ ⑪の金額に基づく道府県民税の法人税割の額 | ⑯ ⑪の金額に基づく市町村民税の法人税割の額 | ⑰ 法人税等に相当する額（⑪＋⑫＋⑬＋⑭＋⑮＋⑯）（裏面参照） |
| 円 | 円 | 円 | 円 |

**３　贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算**

| ⑱ 法人税法の規定により益金の額に算入される贈与により取得した財産に対応する差引税額（⑤×③÷①－④） | ⑲ 法人税等に相当する額（⑰の金額） | ⑳ 限度額（⑱の金額と⑲の金額とのうちいずれか少ない方の金額） |
|---|---|---|
| 円 | 円 | 円 |

**４　差引税額の合計額（納付すべき税額）の計算**

| ㉑ 基礎控除後の課税価格に対する税額（⑤の金額） | ㉒ 外国税額控除額（②の金額） | ㉓ 控除する法人税等に相当する額（⑳の金額） | ㉔ 差引税額の合計額（納付すべき税額）（㉑－㉒－㉓） |
|---|---|---|---|
| 円 | 円 | 円 | 円 |

（資５－59－３－Ａ４統一）（平 26.10）

| 様式 | 20 |
|---|---|

## 書　き　か　た　等

この明細書は、相続税法第 66 条第１項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団（以下「人格のない社団等」といいます。）が贈与税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。

人格のない社団等に対し贈与を行った者が２人以上いる場合には、贈与者ごとに、この明細書を作成してください。

１　「人格のない社団又は財団の名称」欄には、贈与により財産を取得した人格のない社団等の名称を記入してください。

２　「１　贈与により取得した財産の明細等」欄は次により記入します。

⑴　「種類」、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「財産の価額」欄は贈与税の申告書第一表に準じて記入してください。

⑵　「外国税額控除額」欄は、相続税法第 21 条の８に規定する「在外財産に対する贈与税額の控除」の金額を記入します。

３　「２　贈与税額から控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入してください。

⑴　「⑥」欄は、贈与により取得した財産で、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額（③の金額）を記入します。

⑵　「⑦」及び「⑧」欄は、「⑥」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。

⑶　「⑪」、「⑫」及び「⑬」欄には、「⑩」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」、地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。

⑷　「⑭」欄は、「⑪」欄の金額を基に地方法人税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」(※) を記入します。

※　平成 26 年 10 月１日以後に贈与により取得した財産に係る贈与税について適用されます。同日前の贈与の場合には、この欄は記入しません。

⑸　「⑮」及び「⑯」欄は、「⑪」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。

⑹　「⑰」欄は、贈与があった日の属する事業年度が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第 45 条に規定する課税事業年度である場合には、「⑪」から「⑯」までの各欄の金額の合計額に、「⑪」欄の金額を同法第 44 条に規定する基準法人税額とみなして同法第 47 条及び第 48 条の規定を適用して計算した「復興特別法人税の額」を加算した金額を記入します。

４　「３　贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額を計算します。

５　「４　差引税額の合計額（納付すべき税額）の計算」では、差引税額の合計額（納付すべき税額）を計算します。

「㉔」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「⑧」欄に転記します。なお、この明細書を複数枚作成される方は、各明細書の「㉔」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「⑧」欄に転記します。

| 様式 | 21 |
|---|---|

提出用

# 平成２６年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

税務署受付印

受贈者の氏名

第一表の二（平成26年分用）（第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

**住宅取得等資金の非課税分**

次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。
□ 私は、租税特別措置法第70条の２第１項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注１)　(単位は円)

| 贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 | 取得した財産の所在場所等 | 住宅取得等資金を取得した年月日 / 住宅取得等資金の金額 |
|---|---|---|
| 住　所 / フリガナ / 氏　名 / 続　柄 / 生年月日 明・大・昭・平　年　月　日 | | 平成　年　月　日 / |
| | | 平成　年　月　日 / |
| 住宅取得等資金の合計額 ㉘ | | |

| 贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 | 取得した財産の所在場所等 | 住宅取得等資金を取得した年月日 / 住宅取得等資金の金額 |
|---|---|---|
| 住　所 / フリガナ / 氏　名 / 続　柄 / 生年月日 明・大・昭・平　年　月　日 | | 平成　年　月　日 / |
| | | 平成　年　月　日 / |
| 住宅取得等資金の合計額 ㉙ | | |

| 区分 | 項目 | 番号 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 非課税限度額の残額の計算 | 非課税限度額（1,000万円又は500万円）(注２) | ㉚ | |
| | 平成24年分又は25年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額 | ㉛ | |
| | 非課税限度額の残額（㉚－㉛） | ㉜ | |
| 贈与者別の非課税の適用を受ける金額の計算 | ㉘のうち非課税の適用を受ける金額 | ㉝ | |
| | ㉙のうち非課税の適用を受ける金額 | ㉞ | |
| | 非課税の適用を受ける金額の合計額（㉝＋㉞）（㉜の金額を限度とします。） | ㉟ | |
| 贈与税の課税価格に算入される金額の計算 | ㉘のうち課税価格に算入される金額（㉘－㉝）（㉘に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。） | ㊱ | |
| | ㉙のうち課税価格に算入される金額（㉙－㉞）（㉙に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。） | ㊲ | |

㊱又は㊲に金額の記載がある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、㊱又は㊲の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名（フリガナ）」のみとして差し支えありません。

(注１)　住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

| 所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日 | ・　・ | 提出した税務署 | 税務署 |
|---|---|---|---|

(注２)　新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性又は耐震性を満たす住宅用の家屋（租税特別措置法施行令第40条の４の２第７項の規定により証明がされたものをいいます。）である場合は「1,000万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「500万円」となります。ただし、平成24年分又は25年分の贈与税の申告で、住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合の非課税限度額については、これらの金額と異なる場合がありますので、詳しくは、税務署にお尋ねください。

| ※ | 税務署整理欄 | 整理番号 | | 名簿 | | 確認 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

※印欄には記入しないでください。　（資５－10－１－３－Ａ４統一）（平26.10）

控用

# 平成２６年分贈与税の申告書 （住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

税務署受付印

受贈者の氏名

第一表の二（平成26年分用） ○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使ってください。

## 住宅取得等資金の非課税分

次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。
□ 私は、租税特別措置法第70条の２第１項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注１)

（単位は円）

| 贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 | 取得した財産の所在場所等 | 住宅取得等資金を取得した年月日<br>住宅取得等資金の金額 |
|---|---|---|
| 住　所<br>フリガナ　　続　柄<br>氏　名<br>生年月日　明・大・昭・平　年　月　日 | | 平成　年　月　日 |
| 住宅取得等資金の合計額 | ㉘ | |
| 住　所<br>フリガナ　　続　柄<br>氏　名<br>生年月日　明・大・昭・平　年　月　日 | | 平成　年　月　日 |
| 住宅取得等資金の合計額 | ㉙ | |

| | | |
|---|---|---|
| 非課税限度額の残額の計算 | 非課税限度額（1,000万円又は500万円）（注２） | ㉚ |
| | 平成24年分又は25年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額 | ㉛ |
| | 非課税限度額の残額 （㉚－㉛） | ㉜ |
| 贈与者別の非課税の適用を受ける金額の計算 | ㉘のうち非課税の適用を受ける金額 | ㉝ |
| | ㉙のうち非課税の適用を受ける金額 | ㉞ |
| | 非課税の適用を受ける金額の合計額 （㉝＋㉞）<br>（㉜の金額を限度とします。） | ㉟ |
| 贈与税の課税価格に算入される金額の計算 | ㉘のうち課税価格に算入される金額 （㉘－㉝）<br>（㉘に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。） | ㊱ |
| | ㉙のうち課税価格に算入される金額 （㉙－㉞）<br>（㉙に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。） | ㊲ |

㊱又は㊲に金額の記載がある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、㊱又は㊲の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名（フリガナ）」のみとして差し支えありません。

（注１） 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

| 所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日 | ・　・ | 提出した税務署 | 税務署 |
|---|---|---|---|

（注２） 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性又は耐震性を満たす住宅用の家屋（租税特別措置法施行令第40条の４の２第７項の規定により証明がされたものをいいます。）である場合は「1,000万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「500万円」となります。ただし、平成24年分又は25年分の贈与税の申告で、住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合の非課税限度額については、これらの金額と異なる場合がありますので、詳しくは、税務署にお尋ねください。

（資５－10－１－４－Ａ４統一）（平26.10）

| 様式 | 23 |
|---|---|

提出用

# 平成２６年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

税務署受付印

受贈者の氏名

第一表の三（平成26年分用）（第一表の三は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

**住宅取得等資金の非課税分**

**震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。**

□ 私は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第38条の２第１項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。（注１）

（単位は円）

| 贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 | | 取得した財産の所在場所等 | 住宅取得等資金を取得した年月日<br>住宅取得等資金の金額 |
|---|---|---|---|
| 住　所 | | | 平成　年　月　日 |
| フリガナ<br>氏　名 | 続　柄 | | |
| 生年月日 明・大・昭・平　年　月　日 | | | 平成　年　月　日 |
| **住宅取得等資金の合計額** | | ㊳ | |

| 贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 | | 取得した財産の所在場所等 | 住宅取得等資金を取得した年月日<br>住宅取得等資金の金額 |
|---|---|---|---|
| 住　所 | | | 平成　年　月　日 |
| フリガナ<br>氏　名 | 続　柄 | | |
| 生年月日 明・大・昭・平　年　月　日 | | | 平成　年　月　日 |
| **住宅取得等資金の合計額** | | ㊴ | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 非課税限度額の残額の計算 | **非課税限度額**（1,500万円又は1,000万円）（注２） | ㊵ | |
| | **平成24年分又は25年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額** | ㊶ | |
| | **非課税限度額の残額**（㊵－㊶） | ㊷ | |
| 贈与者別の非課税の適用を受ける金額の計算 | **㊳のうち非課税の適用を受ける金額** | ㊸ | |
| | **㊴のうち非課税の適用を受ける金額** | ㊹ | |
| | **非課税の適用を受ける金額の合計額**（㊸＋㊹）<br>（㊷の金額を限度とします。） | ㊺ | |
| 贈与税の課税価格に算入される金額の計算 | **㊳のうち課税価格に算入される金額**（㊳－㊸）<br>（㊳に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。） | ㊻ | |
| | **㊴のうち課税価格に算入される金額**（㊴－㊹）<br>（㊴に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。） | ㊼ | |

㊻又は㊼に金額の記載がある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、㊻又は㊼の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名（フリガナ）」のみとして差し支えありません。

（注１）震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

| 所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日 | ・　・ | 提出した税務署 | 税務署 |
|---|---|---|---|

（注２）新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性又は耐震性を満たす住宅用の家屋（震災特例法施行令第29条の２第７項の規定により証明がされたものをいいます。）であるときは「1,500万円」と、それ以外の住宅用の家屋であるときは「1,000万円」と記入します。

| ※ | 税務署整理欄 | 整理番号 | | 名簿 | | 確認 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

※印欄には記入しないでください。

（資５－10－１－５－Ａ４統一）（平26. 10）

| 様式 | 24 |
|---|---|

控用

# 平成２６年分贈与税の申告書　（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

税務署受付印

受贈者の氏名

控

第一表の三（平成26年分用）　○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使ってください。

震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。

□　私は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第38条の２第１項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。（注１）

（単位は円）

## 住宅取得等資金の非課税分

| 贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日 | 取得した財産の所在場所等 | 住宅取得等資金を取得した年月日<br>住宅取得等資金の金額 | |
|---|---|---|---|
| 住　所<br>フリガナ　　続柄<br>氏　名<br>生年月日　明・大・昭・平　年　月　日 | | 平成　年　月　日 | |
| | | 平成　年　月　日 | |
| 住宅取得等資金の合計額 | | ㊳ | |
| 贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日 | 取得した財産の所在場所等 | 住宅取得等資金を取得した年月日<br>住宅取得等資金の金額 | |
| 住　所<br>フリガナ　　続柄<br>氏　名<br>生年月日　明・大・昭・平　年　月　日 | | 平成　年　月　日 | |
| | | 平成　年　月　日 | |
| 住宅取得等資金の合計額 | | ㊴ | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 非課税限度額の残額の計算 | 非課税限度額（1,500万円又は1,000万円）（注２） | ㊵ | |
| | 平成24年分又は25年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額 | ㊶ | |
| | 非課税限度額の残額（㊵－㊶） | ㊷ | |
| 贈与者別の非課税の適用を受ける金額の計算 | ㊳のうち非課税の適用を受ける金額 | ㊸ | |
| | ㊴のうち非課税の適用を受ける金額 | ㊹ | |
| | 非課税の適用を受ける金額の合計額（㊸＋㊹）<br>（㊷の金額を限度とします。） | ㊺ | |
| 贈与税の課税価格に算入される金額の計算 | ㊳のうち課税価格に算入される金額（㊳－㊸）<br>（㊳に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。） | ㊻ | |
| | ㊴のうち課税価格に算入される金額（㊴－㊹）<br>（㊴に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。） | ㊼ | |

㊻又は㊼に金額の記載がある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、㊻又は㊼の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名（フリガナ）」のみとして差し支えありません。

（注１）　震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

| 所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日 | ・　・ | 提出した税務署 | 税務署 |
|---|---|---|---|

（注２）　新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性又は耐震性を満たす住宅用の家屋（震災特例法施行令第29条の２第７項の規定により証明がされたものをいいます。）であるときは「1,500万円」と、それ以外の住宅用の家屋であるときは「1,000万円」と記入します。

（資５－10－１－６－Ａ４統一）（平26.10）

| 様式 | 25 |
|---|---|

平成□□年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）　F D 4 7 3 3

税務署受付印

受贈者の氏名

提出用

第二表（平成26年分以降用）（第二表は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。

□ 私は、租税特別措置法第70条の３第１項の規定による**相続時精算課税選択の特例**の適用を受けます。

（単位は円）

**相続時精算課税分**

| 特定贈与者の住所・氏名（フリガナ）<br>申告者との続柄・生年月日 | 左の特定贈与者から取得した財産の明細<br>種類／細目／利用区分・銘柄等／数量／単価<br>所在場所等／固定資産税評価額／倍数 | 財産を取得した年月日<br>財産の価額 |
|---|---|---|
| 住所 | 円 | 平成□□年□□月□□日 |
| | 円　倍 | |
| フリガナ<br>氏名 | 円 | 平成□□年□□月□□日 |
| | 円　倍 | |
| 続柄 | 円 | 平成□□年□□月□□日 |
| 生年月日<br>□ □□年□□月□□日<br>（明治1、大正2、昭和3、平成4） | 円　倍 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 財産の価額の合計額（課税価格） | ⑲ | |
| 特別控除額の計算 | 過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円） | ⑳ | |
| | 特別控除額の残額（2,500万円－⑳） | ㉑ | |
| | 特別控除額（⑲の金額と㉑の金額のいずれか低い金額） | ㉒ | |
| | 翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－⑳－㉒） | ㉓ | |
| 税額の計算 | ㉒の控除後の課税価格（⑲－㉒）【1,000円未満切捨て】 | ㉔ | 000 |
| | ㉔に対する税額（㉔×20％） | ㉕ | 00 |
| | 外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。） | ㉖ | |
| | 差引税額（㉕－㉖） | ㉗ | |

| 上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況 | 申告した税務署名 | 控除を受けた年分 | 受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。） |
|---|---|---|---|
| | 署 | 平成　年分 | |
| | 署 | 平成　年分 | |
| | 署 | 平成　年分 | |
| | 署 | 平成　年分 | |

（注）上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

◎ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

| ※ | 税務署整理欄 | 整理番号 | | 名簿 | | 届出番号 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 財産細目コード | | | 確認 | | | |

※印欄には記入しないでください。

（資５－10－２－１－Ａ４統一）（平26.10）

| 様式 | 26 |
|---|---|

# 平成□□年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）

控

税務署受付印

受贈者の氏名

第二表（平成26年分以降用）

○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使ってください。

控用

## 相続時精算課税分

次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。

□ 私は、租税特別措置法第70条の３第１項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。

（単位は円）

| 特定贈与者の住所・氏名（フリガナ）<br>申告者との続柄・生年月日 | 左の特定贈与者から取得した財産の明細<br>種類 / 細目 / 利用区分・銘柄等 / 数量 / 単価<br>所在場所等 / 固定資産税評価額 / 倍数 | 財産を取得した年月日<br>財産の価額 |
|---|---|---|
| 住所 | 円 / 倍 | 平成 □□年 □□月 □□日 |
| フリガナ<br>氏名 | 円 / 倍 | 平成 □□年 □□月 □□日 |
| 続柄<br>生年月日 □ □□年 □□月 □□日（明治1、大正2、昭和3、平成4） | 円 / 倍 | 平成 □□年 □□月 □□日 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 財産の価額の合計額（課税価格） | | ⑲ | |
| 特別控除額の計算 | 過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円） | ⑳ | |
| | 特別控除額の残額（2,500万円－⑳） | ㉑ | |
| | 特別控除額（⑲の金額と㉑の金額のいずれか低い金額） | ㉒ | |
| | 翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－⑳－㉒） | ㉓ | |
| 税額の計算 | ㉒の控除後の課税価格（⑲－㉒）【1,000円未満切捨て】 | ㉔ | 000 |
| | ㉔に対する税額（㉔×20％） | ㉕ | 00 |
| | 外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。） | ㉖ | |
| | 差引税額（㉕－㉖） | ㉗ | |

| 上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況 | 申告した税務署名 | 控除を受けた年分 | 受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。） |
|---|---|---|---|
| | 署 | 平成　年分 | |
| | 署 | 平成　年分 | |
| | 署 | 平成　年分 | |
| | 署 | 平成　年分 | |

（注）上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

◎ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

（資５－10－２－２－Ａ４統一）（平26.10）

| 様式 | 27 |
|---|---|

# 死亡した者の平成＿＿年分　贈与税の申告書付表

（兼相続人の代表者指定届出書）

税務署受付印

○この付表は、贈与税の申告書第一表と一緒に提出してください。

**1　死亡した者の住所・氏名等**

| 住所 | | 氏名 | フリガナ | 相続開始年月日 | 平成　年　月　日 |
|---|---|---|---|---|---|

**2　死亡した者の納める税金**（贈与税の申告書第一表の⑯又は⑱の金額）　円・・・・・A

**3　相続人等の代表者の指定**（贈与税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。）　相続人等の代表者の氏名＿＿＿＿＿＿

**4　限定承認の有無**（相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。）　限定承認

| 5 相続人等に関する事項 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | (1) 住所 | 〒 | 〒 | 〒 | 〒 |
| | (2) 氏名 | フリガナ<br>㊞ | フリガナ<br>㊞ | フリガナ<br>㊞ | フリガナ<br>㊞ |
| | ※ 整理欄（記入しないでください。） | | | | |
| | (3) 職業及び被相続人との続柄 | 職業　続柄 | 職業　続柄 | 職業　続柄 | 職業　続柄 |
| | (4) 生年月日 | 明・大・昭・平<br>年　月　日 | 明・大・昭・平<br>年　月　日 | 明・大・昭・平<br>年　月　日 | 明・大・昭・平<br>年　月　日 |
| | (5) 電話番号 | | | | |
| | (6) 相続分…B | 法定・指定<br>＿＿＿＿ | 法定・指定<br>＿＿＿＿ | 法定・指定<br>＿＿＿＿ | 法定・指定<br>＿＿＿＿ |
| | (7) 相続又は遺贈により取得した財産の価額 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | (8) 各人の(7)の合計 | ＿＿＿＿＿＿＿＿円 | | | |
| | (9) (7)の(8)に対する割合 $\left(\frac{(7)}{(8)}\right)$ | ＿＿＿＿ | ＿＿＿＿ | ＿＿＿＿ | ＿＿＿＿ |
| 6 各人の納付税額（A × B 各人の100円未満の端数切捨て） | | 00円 | 00円 | 00円 | 00円 |

（注）「5　相続人等に関する事項」欄については、相続を放棄した人は記入の必要はありません。

（資5－10－4－A4統一）（平26．10）

# 書　き　か　た　等

## 《使用目的等》

1　この申告書付表は、死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者（死亡した人から包括遺贈を受けている人をいいます。）が申告をするときに使用するものです。
2　この申告書付表を記入する前に、申告書で死亡した人の納める税金を計算してください。
3　死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者が提出する申告書とこの付表は、その死亡を知った日の翌日から起算して10か月を経過した日の前日（例えば、死亡を知った日が２月20日であるときは、12月20日）までに提出してください。
4　死亡した人の死亡した年の前年以前の年分の贈与税（その年の１月１日から３月15日までに死亡した場合のその前年分の贈与税を除きます。）が無申告であったことにより提出する申告書と申告書付表については、上記３の10か月の申告期間の特例の適用はありませんから早めに提出してください。
5　相続人や包括受遺者が１人の場合には、申告書付表の提出を省略して差し支えありません。
6　一緒に申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と申告書付表を提出することになります。

## 《死亡した人の申告書（第一表）の書きかた》

1　「平成□□年分贈与税の申告書」には、標題の右側余白部に「（準）」と記入してください。
2　「住所」と「氏名」欄は、死亡した人の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。
　なお、相続人や包括受遺者が１人のためにこの申告書付表の提出を省略する場合は、これらの欄を２段に分け次のように記入してください。
（1）上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
（2）下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の住所は住所地を記入するとともに、相続人や包括受遺者の氏名を記入する場合にその氏名の頭部に、「相続人」又は「包括受遺者」と記入し、署名、なつ印してください。

## 《申告書付表の書きかた》

1　「死亡した者の平成____年分　贈与税の申告書付表」の標題の「____年分」欄
　死亡した人の申告書の年分と同じ年分を記入してください。
2　「１　死亡した者の住所・氏名等」欄の「住所」欄
　死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所地を記入してください。
3　「２　死亡した者の納める税金」欄
　死亡した人の申告書第一表の⑯欄（修正申告の場合には⑱欄）の金額を転記してください。
4　「５　相続人等に関する事項」
　一緒に申告するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください。
（1）「住所」欄
　相続人や包括受遺者がこの申告書付表を提出するときの住所地を記入してください。
（2）「氏名」欄
　この申告書付表で申告する相続人や包括受遺者は、署名、なつ印してください。
　なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者については、氏名を○で囲んでください。
（3）「相続分・・・B」欄
　法定相続分（民法第900条、901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。
（注１）次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。
　なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ２人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

| | | 相続人 | 法定相続分 |
|---|---|---|---|
| 被相続人に | 子がいる場合 | 配偶者 | ２分の１ |
| | | 子 | ２分の１ |
| | 子がいない場合 | 配偶者 | ３分の２ |
| | | 父母 | ３分の１ |
| | 子も父母もいない場合 | 配偶者 | ４分の３ |
| | | 兄弟姉妹 | ４分の１ |

（注２）指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。
（4）「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄
　各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の時価を記入してください。
　なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「５（６）相続分・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
5　「６　各人の納付税額」欄
　この欄には、「２　死亡した者の納める税金」欄の納める税金に各人の相続分（「５（６）相続分・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額（100円未満の端数切捨て）を記入してください。

提出用

# 農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書

贈与者の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　受贈者の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生　年　月　日（明・大・昭・平　　年　　月　　日）

私（受贈者）は、租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定による農地等についての贈与税の納税猶予の適用を受けます。

○農地等の明細についてこの計算書に書ききれない場合には、この計算書を追加して記入してください。

## Ⅰ　納税猶予の適用を受ける農地等の明細

| 田・畑・採草放牧地・準農地の別 | 地上権、永小作権、使用貸借による権利、賃借権（耕作権）の場合のその別 | 所在場所 | 面積 / 固定資産税評価額 | 単価 / 倍数 | 価額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | ㎡ / 円 | 円 / 倍 | 円 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合計 | | | ㎡ | | Ⓐ |

## Ⅱ　納税猶予税額の計算

| 農地等以外の財産に対する贈与税額の計算 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 農地等以外の財産の価額（申告書第一表の①の金額 － 上欄のⒶの金額） | ① | 円 | 差引税額の合計額（申告書第一表の⑫の金額） | ⑥ | 円 00 |
| 配偶者控除額（申告書第一表の②の金額） | ② | | 相続時精算課税の差引税額の合計額（申告書第一表の⑩の金額） | ⑦ | |
| 基礎控除額 | ③ | 1,100,000 | 農地等以外の財産に対する贈与税額（⑤＋⑦）（100 円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が 100 円未満のときは、その金額を切り捨てます。） | ⑧ | 00 |
| 農地等以外の課税価格（①－②－③）（1,000 円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が 1,000 円未満のときは、その金額を切り捨てます。） | ④ | ,000 | | | |
| ④に対する税額（申告書第一表（控用）の裏面の速算表を使って計算します。） | ⑤ | 00 | 納税猶予税額（⑥－⑧） | ⑨ | 00 |

（資５－１１－１－Ａ４統一）（平 26.10）

（平成 26 年分以降用）

| 様式 | 29 |
|---|---|

控用

# 農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書

贈与者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　受贈者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生　年　月　日（明・大・昭・平　　年　　月　　日）

私（受贈者）は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定による農地等についての贈与税の納税猶予の適用を受けます。

○農地等の明細について、この計算書に書ききれない場合には、この計算書を追加して記入してください。

## Ⅰ　納税猶予の適用を受ける農地等の明細

| 田・畑・採草放牧地・準農地の別 | 地上権、永小作権、使用貸借による権利、賃借権（耕作権）の場合のその別 | 所在場所 | 面積 / 固定資産税評価額 | 単価 / 倍数 | 価額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | ㎡ / 円 | 円 / 倍 | 円 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合計 | | | ㎡ | | Ⓐ |

## Ⅱ　納税猶予税額の計算

| 農地等以外の財産に対する贈与税額の計算 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 農地等以外の財産の価額（申告書第一表の①の金額 － 上欄のⒶの金額） | ① | 円 | 差引税額の合計額（申告書第一表の⑫の金額） | ⑥ | 円 00 |
| 配偶者控除額（申告書第一表の②の金額） | ② | | 相続時精算課税の差引税額の合計額（申告書第一表の⑩の金額） | ⑦ | |
| 基礎控除額 | ③ | 1,100,000 | 農地等以外の財産に対する贈与税額（⑤＋⑦）（100円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が100円未満のときは、その金額を切り捨てます。） | ⑧ | 00 |
| 農地等以外の課税価格（①－②－③）（1,000円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が1,000円未満のときは、その金額を切り捨てます。） | ④ | ,000 | | | |
| ④に対する税額（申告書第一表（控用）の裏面の速算表を使って計算します。） | ⑤ | 00 | 納税猶予税額（⑥－⑧） | ⑨ | 00 |

（資5－11－1－A4統一）（平26.10）

（平成26年分以降用）

| 様式 | 30 |
|---|---|

# 株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）

（平成26年1月1日以降用）

| 経営承継受贈者の氏名 | | 贈与者の氏名（裏面の「1」参照） | |
|---|---|---|---|

私は、次の会社の株式（出資）のうち、「2　特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細」の⑦欄の株式等の数等について非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けます。

この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

**1　特例受贈非上場株式等に係る会社**

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ① 会社名 | | ⑦ 贈与の時における経営承継受贈者の役職名 | | |
| ② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名） | （　　署） | ⑧ 経営承継受贈者が役員等に就任した年月日 | | 平成　年　月　日 |
| ③ 事業種目 | | ⑨ 経済産業大臣の認定の状況 | 認定年月日 | 平成　年　月　日 |
| ④ 贈与の時における資本金の額 | 円 | | 認定番号 | |
| ⑤ 贈与の時における資本準備金の額 | 円 | ⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社又は医療法人の株式等の有無 | 有 | 無 |
| ⑥ 贈与の時における従業員数 | 人 | | | |

**2　特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細**

| 受贈年月日 | ① 贈与の時における発行済株式等の総数等 | ② 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等（a）（①×2／3）（1株・口・円未満の端数切上げ） | ③ 贈与者が贈与の直前に保有していた株式等の数等（b） | ④ 経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等（c） | ⑤ 贈与により取得した株式等の数等（d） |
|---|---|---|---|---|---|
| ・　・ | 株・口・円 | 株・口・円 | 株・口・円 | 株・口・円 | 株・口・円 |

| ⑥ 特例対象贈与の判定及び特例の対象となる株式等の数等の限度数（限度額）<br>(ｲ) a＞b＋c の場合　⇒ b<br>※　b＞d の場合は、特例適用不可<br>(ﾛ) a≦b＋c の場合　⇒ （a－c）<br>※（a－c）＞d の場合及び（a－c）が赤字の場合は、特例適用不可 | ⑦ ⑥欄の数等を限度として、⑤欄の数等うち、特例の適用を受ける株式等の数等 | ⑧ 1株（口・円）当たりの価額（裏面の「3(3)」参照） | ⑨ 価額（⑦×⑧） |
|---|---|---|---|
| 株・口・円 | 株・口・円 | 円 | A　円 |

**3　株式等納税猶予税額の計算**

| ① 上記2の⑨欄「A」の価額 | ② 基礎控除額 | ③ （①－②）の金額（1,000円未満切捨て） | ④ ③に対する税額（株式等納税猶予税額）（100円未満切捨て） |
|---|---|---|---|
| 円 | 1,100,000 円 | ,000 円 | 00 円 |

**4　会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書**

この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第9号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「5(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。

なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

| 取得年月日 | 種類 | 細目 | 利用区分 | 所在場所等 | 数量 | ① 価額 | 出資者・贈与者の氏名・名称 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ・　・ | | | | | | 円 | |
| ・　・ | | | | | | | |
| ・　・ | | | | | | | |
| ② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額） | | | | | | | |
| ③ 会社の全ての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。） | | | | | | | |
| ④ 現物出資等資産の保有割合（②／③） | | | | | | % | |

※印欄には記入しないでください。

上記の明細の内容に相違ありません。　　平成　年　月　日

所在地

会社名

代表者氏名　　印

| ※ | 税務署整理欄 | 法人管轄署番号 | － | 入力 | | 確認 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

（資5－11－6－A4統一）（平26.10）

| 様式 | 30 |
|---|---|

《 書 き か た 等 》

1　この計算書は、非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の７第１項）の適用を受ける場合に記入します。

なお、次に掲げる場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書を作成した上で、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」により納税猶予税額を計算してください。

(1)　異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
(2)　異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
(3)　同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
※　贈与者が贈与の時において会社の役員である場合は、この特例の適用を受けることはできません。

2　「１　特例受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項

(1)　⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。

なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。

(2)　⑨欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第６条第１項第７号に掲げる事由に該当するものとして経済産業大臣の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。

(3)　⑩欄は、特例受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の８第６項の特別の関係がある会社をいいます。３(3)において同じです。）であって特例受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の８第８項に規定する関係をいいます。３(3)において同じです。）がある法人が保有する会社法第２条第２号に規定する外国会社（特例受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）又は租税特別措置法施行令第40条の８第12項に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。

3　「２　特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項

(1)　①から⑦欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。

(2)　この特例の適用を受けるには、⑥欄の(ｲ)に該当する場合にはｂの全部、⑥欄の(ﾛ)に該当する場合には（ａ－ｃ）以上の株式等を贈与により取得していることが要件となります。

(3)　⑧欄の金額は、贈与の時における価額を記入します。

なお、特例受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第２条第２号に規定する外国会社（特例受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）又は租税特別措置法施行令第40条の８第12項に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる特例受贈非上場株式等の価額は、会社等がその外国会社又は医療法人の株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。

(4)　この計算書の株式等以外に他の会社の株式等の贈与を受け、この特例の適用を受ける場合には、次の「３　株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」を使用し、この計算書のＡ欄の金額とこの計算書以外の計算書のＡ欄の金額の合計額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」の１の①欄に記入します。

4　「３　株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項

④欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。

また、計算により算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の⑭欄に転記します。

5　「４　会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項

(1)　「経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、経営承継受贈者の親族などその経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の８第11項に定める特別の関係がある者をいいます。

(2)　①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。

なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。

(3)　③欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。

(4)　④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。

(5)　この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

| 様式 | 31 |
|---|---|

# 医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）

（平成26年10月1日以降用）

| 受贈者の氏名 | | 贈与者の氏名 | |
|---|---|---|---|

私は、「１　経済的利益に係る医療法人」の①欄の医療法人に係る「２　経済的利益の明細」に掲げる経済的利益について、次の特例の適用を受けます(注)。

（適用を受ける特例の「□」にレ印を記入します。）

□ 医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の５第１項）

□ 医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例（租税特別措置法第70条の７の６第１項）

(注)　「１　経済的利益に係る医療法人」の①欄の医療法人の他の出資者の死亡に伴いその医療法人の持分の価額が増加した場合で、次の特例の適用を受けるときには、上記の特例のうち適用を受けることを選択する特例及び次の特例の「□」にレ印を記入します。

□ 個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例（租税特別措置法第70条の７の７第１項）

この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

## １　経済的利益に係る医療法人

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ① 医療法人の名称等 | 名　称 | | 医療法人の整理番号 | |
| | | | 医療法人の所轄税務署名 | 税務署 |
| ② 厚生労働大臣の認定年月日 | | | | 平成　年　月　日 |
| ③ 厚生労働大臣の認定を受けた認定移行計画に記載された移行期限 | | | | 平成　年　月　日 |

④ 医療法人の持分の保有状況（次の内容に該当する場合には、「□」にレ印を記入します。）

□ 私は、贈与者による①の医療法人の持分の放棄の時からこの贈与税の申告書の提出までの間において、その持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けたこと又はその持分の譲渡をしたことはありません。また、今後、この贈与税の申告書の提出期限までの間においても、その払戻しを受けること又は譲渡をすることはありません。

(注) 上記の内容に該当しない場合には、特例の適用を受けることができません。

## ２　経済的利益の明細

医療法人の持分に係る経済的利益

| | | | |
|---|---|---|---|
| 贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益 | （受贈者が、贈与者による１の①の医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益の価額等を記入します。） | 放棄年月日 | 平成　年　月　日 |
| | | 経済的利益の価額 | a　円 |

## ３　医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算

| ① ２のａ欄の価額 | ② 基礎控除額 | ③ ②の控除後の課税価格（(①－②)の金額）（1,000円未満切捨て） | ④ 医療法人持分納税猶予税額等（③に対する税額）（100円未満切捨て） |
|---|---|---|---|
| 円 | 1,100,000 円 | ,000 円 | 00 円 |

⑤ 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| イ | 「医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合 | | | 医療法人持分納税猶予税額（④の金額を転記します。） | A　00 円 |
| ロ | 「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合 | (イ) | 持分の全てを放棄したとき | 医療法人持分税額控除額（④の金額を転記します。） | B　00 円 |
| | | (ロ) | 持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき（＊ 以下の計算明細の各欄を記入します。） | 医療法人持分税額控除額（計算明細のｅ欄の金額を転記します。） | B　円 |

＊　以下の計算明細は、基金拠出型医療法人に基金を拠出した場合（３の⑤のロ(ロ)に該当する場合）に使用します。

## 基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細

### ４　医療法人の持分に関する事項

| | |
|---|---|
| ① 「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）附則様式７）の医療法人への提出年月日 | 平成　年　月　日 |
| ② 医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款変更に係る都道府県知事の認可があった年月日 | 平成　年　月　日 |

### ５　基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の持分の明細

医療法人の持分

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① 贈与者による持分の放棄の直前の持分 | （受贈者が、贈与者による放棄の直前において有していた１の①の医療法人の持分の価額を記入します。） | 持分の価額 | b　円 |
| ② 基金拠出の直前の持分 | （受贈者が、基金拠出型医療法人への基金の拠出の直前において有していた１の①の医療法人の持分の価額等を記入します。） | 拠出年月日 | 平成　年　月　日 |
| | | 持分の価額 | c　円 |

### ６　医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）の計算

| | | |
|---|---|---|
| ① 基金として拠出をした額 | | d　円 |
| ② ５の「② 基金拠出の直前の持分」欄の持分の価額のうち放棄をした部分に対応する部分の金額（ｃ－ｄ） | | 円 |
| ③ ５の「② 基金拠出の直前の持分」欄の持分の価額のうち特例の適用に係る経済的利益に相当する金額（ｃ×ａ／（ａ＋ｂ）） | | 円 |
| ④ 医療法人持分税額控除額 | （３の④×（②／③）(注)）の金額<br>(注)「②／③」の割合が１を超える場合（「②＞③」の場合）には、３の④の金額 | e　円 |

※印欄には記入しないでください。

| ※ | 税務署整理欄 | 法人管轄署番号 | － | 入力 | | 確認 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

（資５－11－８－Ａ４統一）　（平26.10）

| 様式 | 31 |
|---|---|

《書きかた等》

1　この計算書は、次の特例の適用を受ける場合に使用します。
⑴　医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の５第１項）
⑵　医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例（租税特別措置法第70条の７の６第１項）
⑶　個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例（租税特別措置法第70条の７の７第１項）
特例の選択に当たっては、適用を受ける特例の「□」にレ印を記入します（⑶の特例の適用を受ける場合には、⑴又は⑵の特例のうち適用を受けることを選択する特例及び⑶の特例の「□」にレ印を記入します。）。
なお、次に掲げる場合には、それぞれの医療法人及び贈与者ごとにこの計算書を作成した上で、「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）（別表）」により医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を計算します。
イ　異なる贈与者から同一の医療法人の持分に係る経済的利益を贈与により受けている場合
ロ　異なる贈与者から複数の医療法人の持分に係る経済的利益を贈与により受けている場合
ハ　同一の贈与者から複数の医療法人の持分に係る経済的利益を贈与により受けている場合

2　「１　経済的利益に係る医療法人」の記入に当たっての留意事項
⑴　②欄は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第10条の３第１項の規定による厚生労働大臣の認定を受けた年月日を記入します。
⑵　③欄は、厚生労働大臣の認定に係る移行計画に記載された移行の期限を記入します。
⑶　④欄は、贈与者による医療法人の持分の放棄の時からその放棄により受けた経済的利益に係る贈与税の申告期限までの間に、その医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けないこと又はその医療法人の持分の譲渡をしないことを申告するためのものであり、この記載の内容に該当する場合には、「□」にレ印を記入します。
なお、この記載の内容に該当しない場合には、特例の適用を受けることができません。

3　「２　経済的利益の明細」の記入に当たっての留意事項
「贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益」欄の「放棄年月日」欄には、贈与者による医療法人の持分の放棄があった年月日を記入し、「経済的利益の価額」欄には、贈与者による医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益の価額を記入します。

4　上記１のイ、ロ又はハの場合に該当する場合には、次の「３　医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の各欄の記入は不要です。その場合には、この計算書の「経済的利益の価額」（ａ）欄の金額とこの計算書以外の計算書の「経済的利益の価額」（ａ）欄の金額の合計額を「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）（別表）」の１の①欄に記入し、医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を計算します。

5　「３　医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の記入に当たっての留意事項
⑴　④欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して計算します。
⑵　⑤欄は、イ又はロの場合に応じ、医療法人持分納税猶予税額をＡ欄に、又は医療法人持分税額控除額をＢ欄に記入します。
なお、ロの場合には、放棄の態様（(ｲ)又は(ﾛ)）に応じ、(ｲ)に該当するときには④欄の金額を、(ﾛ)に該当するときには④欄の金額に基づき算出したこの計算書の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」の「６　医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）の計算」の④欄の金額を、それぞれのＢ欄に転記します。また、その算出した⑤欄のＡの金額は「申告書第一表」の「医療法人持分納税猶予税額⑮」欄に、Ｂの金額は「申告書第一表」の「医療法人持分税額控除額⑦」欄に転記します。

6　「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」については、受贈者が基金拠出型医療法人に基金を拠出した場合（この計算書の３の⑤欄のロの(ﾛ)に該当する場合）に使用し、医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）を計算します。
なお、この計算書の３の⑤欄のイ又はロの(ｲ)に該当する場合には、この計算明細の４から６までの各欄の記入は不要です。

7　「４　医療法人の持分に関する事項」の記入に当たっての留意事項
⑴　①欄は、受贈者が医療法人の持分の放棄をした際に、その医療法人に提出した「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）附則様式７）の提出年月日を記入します。
⑵　②欄は、医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款の変更について、都道府県知事の認可があった年月日を記入します。

8　「５　基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の持分の明細」の記入に当たっての留意事項
⑴　「贈与者による持分の放棄の直前の持分」欄の「持分の価額」欄には、受贈者が贈与者による放棄の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。
⑵　「基金拠出の直前の持分」欄の「拠出年月日」欄には、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、受贈者がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出の年月日を記入し、「持分の価額」欄には、受贈者が基金拠出型医療法人への基金の拠出の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。

9　「６　医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）の計算」の記入に当たっての留意事項
⑴　①欄は、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、受贈者がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出をした額を記入します。
⑵　④欄は、「３　医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の④欄の金額に、②欄の金額が③欄の金額に占める割合を乗じて計算します。なお、その割合が１を超える場合には、その割合を１として計算します。
また、その算出した医療法人持分税額控除額（ｅ）は、「３　医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の⑤欄のロの(ﾛ)のＢ欄に転記します。

| 様式 | 32 |
|---|---|

# 医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）（別表）

（平成26年10月1日以降用）

| 受贈者の氏名 | | この別表は、「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）」（以下この表において「計算書」といいます。）を２以上作成する必要がある場合に使用します。 |
|---|---|---|

**１　あん分前の医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算**

| | | 円 |
|---|---|---|
| ①　各計算書のａ欄の価額の合計額 | | |
| ②　基礎控除額 | | 1,100,000 |
| ③　②の控除後の課税価格（（①－②）の金額）（1,000円未満切捨て） | | ,000 |
| ④　③に対する税額（申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して計算します。） | | |

**２　あん分後の医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算**

特例の適用に係る医療法人及び贈与者の異なるものごとに、次のｉからⅲまでの各欄を使用し、医療法人持分納税猶予税額等を計算した上で、適用を受ける特例に応じ、医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を記入します。

**ｉ**

①　医療法人又は贈与者ごとの医療法人持分納税猶予税額等の計算

| (1) 医療法人の名称 | (2) 贈与者の氏名 | (3) 医療法人持分納税猶予税額等（100円未満切捨て） | 円 |
|---|---|---|---|
| | | （1の④の金額）× ((1)の医療法人及び(2)の贈与者に係る計算書のａ欄の価額) ／ （1の①の価額） | 00 |

②　あん分後の医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| イ | 「医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合 | | 医療法人持分納税猶予税額（①の(3)の金額を転記します。） | a | 00 |
| ロ | 「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合 | (イ) 持分の全てを放棄したとき | 医療法人持分税額控除額（①の(3)の金額を転記します。） | b | 00 |
| | | (ロ) 持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき（＊ ①の(3)の金額を基に計算書の４から６の各欄を記入します。） | 医療法人持分税額控除額（計算書のｅ欄の金額を転記します。） | c | |

**ⅱ**

①　医療法人又は贈与者ごとの医療法人持分納税猶予税額等の計算

| (1) 医療法人の名称 | (2) 贈与者の氏名 | (3) 医療法人持分納税猶予税額等（100円未満切捨て） | 円 |
|---|---|---|---|
| | | （1の④の金額）× ((1)の医療法人及び(2)の贈与者に係る計算書のａ欄の価額) ／ （1の①の価額） | 00 |

②　あん分後の医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| イ | 「医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合 | | 医療法人持分納税猶予税額（①の(3)の金額を転記します。） | d | 00 |
| ロ | 「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合 | (イ) 持分の全てを放棄したとき | 医療法人持分税額控除額（①の(3)の金額を転記します。） | e | 00 |
| | | (ロ) 持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき（＊ ①の(3)の金額を基に計算書の４から６の各欄を記入します。） | 医療法人持分税額控除額（計算書のｅ欄の金額を転記します。） | f | |

**ⅲ**

①　医療法人又は贈与者ごとの医療法人持分納税猶予税額等の計算

| (1) 医療法人の名称 | (2) 贈与者の氏名 | (3) 医療法人持分納税猶予税額等（100円未満切捨て） | 円 |
|---|---|---|---|
| | | （1の④の金額）× ((1)の医療法人及び(2)の贈与者に係る計算書のａ欄の価額) ／ （1の①の価額） | 00 |

②　あん分後の医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| イ | 「医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合 | | 医療法人持分納税猶予税額（①の(3)の金額を転記します。） | g | 00 |
| ロ | 「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合 | (イ) 持分の全てを放棄したとき | 医療法人持分税額控除額（①の(3)の金額を転記します。） | h | 00 |
| | | (ロ) 持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき（＊ ①の(3)の金額を基に計算書の４から６の各欄を記入します。） | 医療法人持分税額控除額（計算書のｅ欄の金額を転記します。） | i | |

**３　医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の合計額**

上記１及び２により算出した医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の合計額を計算します。

| 合計 | | | 円 |
|---|---|---|---|
| | **医療法人持分納税猶予税額** の合計額（ａ＋ｄ＋ｇ）（申告書第一表の「医療法人持分納税猶予税額⑱」欄に転記します。） | A | 00 |
| | **医療法人持分税額控除額** の合計額（ｂ＋ｃ＋ｅ＋ｆ＋ｈ＋ｉ）（申告書第一表の「医療法人持分税額控除額⑦」欄に転記します。） | B | |

（注）1　医療法人が基金拠出型医療法人への移行をする場合において、その医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき（ｉ、ⅱ又はⅲの各欄の②欄のロの(ﾛ)に該当する場合）には、この別表において算出したあん分後の医療法人持分納税猶予税額等（ｉ、ⅱ又はⅲの各欄の①欄の(3)の金額）に基づき、その医療法人持分納税猶予税額等に係る計算書の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」の４から６までにおいて医療法人持分税額控除額（ｅ）を計算し、この別表のｃ、ｆ又はｉ欄に転記します。この場合、計算書の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」の６の④欄中「３の④」の金額とあるのは、この別表のｉ、ⅱ又はⅲの各欄の「①欄の(3)」の金額として医療法人持分税額控除額（ｅ）を計算します。

2　医療法人又は贈与者が４以上あり、上記のｉ、ⅱ及びⅲ欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に医療法人又は贈与者ごとの医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を記載し、添付してください。

※印欄には記入しないでください。

| ※ | 税務署整理欄 | | 入力 | | 確認 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

（資５－11－９－Ａ４統一）　（平26.10）

| 様式 | 33 |
|---|---|

提出用

# 平成２６年分贈与税の修正申告書（別表）

第二表（平成26年分用）（第三表は、申告書第一表、申告書第一表の二（住宅取得等資金の非課税について修正申告する場合のみ）又は第二表（相続時精算課税分について修正申告する場合のみ）と一緒に提出してください。）

受贈者の氏名

（単位は円）

## ❶ 修正前の課税額（第一表）

（税務署受付印）

### Ⅰ 暦年課税分

| | | |
|---|---|---|
| 財産の価額の合計額（課税価格） | ① | |
| 配偶者控除額（贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額　円） | ② | |
| 基礎控除額 | ③ | 1,100,000 |
| ②及び③の控除後の課税価格（①－②－③）【1,000円未満切捨て】 | ④ | |
| ④に対する税額 | ⑤ | |
| 外国税額の控除額 | ⑥ | |
| 医療法人持分税額控除額 | ⑦ | |
| 差引税額（⑤－⑥－⑦） | ⑧ | |

### Ⅱ 相続時精算課税分

| | | |
|---|---|---|
| 特定贈与者ごとの課税価格の合計額 | ⑨ | |
| 特定贈与者ごとの差引税額の合計額 | ⑩ | |

### Ⅲ 合計

| | | |
|---|---|---|
| 課税価格の合計額（①＋⑨） | ⑪ | |
| 差引税額の合計額（納付すべき税額（⑧＋⑩））【100円未満切捨て】 | ⑫ | |
| 農地等納税猶予税額 | ⑬ | |
| 株式等納税猶予税額 | ⑭ | |
| 医療法人持分納税猶予税額 | ⑮ | |
| 申告期限までに納付すべき税額（⑫－⑬－⑭－⑮） | ⑯ | |

## ❷ 修正前の非課税額（第一表の二）

### 住宅取得等資金の非課税分

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 贈与者の氏名 | | 住宅取得等資金の合計額 | ㉘ | |
| 贈与者の氏名 | | 住宅取得等資金の合計額 | ㉙ | |
| 非課税限度額の残額の計算 | 非課税限度額（1,000万円又は500万円） | | ㉚ | |
| | 平成24年分又は25年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額 | | ㉛ | |
| | 非課税限度額の残額（㉚－㉛） | | ㉜ | |
| 贈与者別の非課税の適用を受ける金額の計算 | ㉘のうち非課税の適用を受ける金額 | | ㉝ | |
| | ㉙のうち非課税の適用を受ける金額 | | ㉞ | |
| | 非課税の適用を受ける金額の合計額（㉝＋㉞） | | ㉟ | |
| 贈与者別の課税価格に算入される金額の計算 | ㉘のうち課税価格に算入される金額（㉘－㉝） | | ㊱ | |
| | ㉙のうち課税価格に算入される金額（㉙－㉞） | | ㊲ | |

## ❸ 修正前の課税額（第二表）

### 相続時精算課税分

特定贈与者の氏名

特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて第三表を使用してください。この場合、「❶ 修正前の課税額（第一表）」及び「❹ 修正申告によって異動した事項」については、いずれか１枚に記入してください。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 財産の価額の合計額（課税価格） | | ⑲ | |
| 特別控除額の計算 | 過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円） | ⑳ | |
| | 特別控除額の残額（2,500万円－⑳） | ㉑ | |
| | 特別控除額（⑲の金額と㉑の金額のいずれか低い金額） | ㉒ | |
| | 翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－⑳－㉒） | ㉓ | |
| 税額の計算 | ㉒の控除後の課税価格（⑲－㉒）【1,000円未満切捨て】 | ㉔ | |
| | ㉔に対する税額（㉔×20%） | ㉕ | |
| | 外国税額の控除額 | ㉖ | |
| | 差引税額（㉕－㉖） | ㉗ | |

## ❹ 修正申告によって異動した事項

| 異動の内容 | 異動の理由 |
|---|---|
| | |

| ※ | 税務署整理欄 | 整理番号 | | 名簿 | | 身元確認書類 | 年 | 月 | 日 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

※印欄には記入しないでください。

（資５－10－３－１－Ａ４統一）（平26.10）

| 様式 | 34 |
|---|---|

控用

# 平成２６年分贈与税の修正申告書（別表）

受贈者の氏名

第二表（平成26年分用）

○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使ってください。

税務署受付印

（単位は円）

## ❶ 修正前の課税額（第一表）

### Ⅰ 暦年課税分

| | | |
|---|---|---|
| 財産の価額の合計額（課税価格） | ① | |
| 配偶者控除額（贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額）　円 | ② | |
| 基礎控除額 | ③ | 1,100,000 |
| ②及び③の控除後の課税価格（①－②－③）【1,000円未満切捨て】 | ④ | |
| ④に対する税額 | ⑤ | |
| 外国税額の控除額 | ⑥ | |
| 医療法人持分税額控除額 | ⑦ | |
| 差引税額（⑤－⑥－⑦） | ⑧ | |

相続時精算課税分

### Ⅱ

| | | |
|---|---|---|
| 特定贈与者ごとの課税価格の合計額 | ⑨ | |
| 特定贈与者ごとの差引税額の合計額 | ⑩ | |

### Ⅲ 合計

| | | |
|---|---|---|
| 課税価格の合計額（①＋⑨） | ⑪ | |
| 差引税額の合計額（納付すべき税額（⑧＋⑩））【100円未満切捨て】 | ⑫ | 00 |
| 農地等納税猶予税額 | ⑬ | 00 |
| 株式等納税猶予税額 | ⑭ | 00 |
| 医療法人持分納税猶予税額 | ⑮ | 00 |
| 申告期限までに納付すべき税額（⑫－⑬－⑭－⑮） | ⑯ | 00 |

## ❷ 修正前の非課税額（第一表の二）

### 住宅取得等資金の非課税分

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 贈与者の氏名 | | 住宅取得等資金の合計額 | ㉘ | |
| 贈与者の氏名 | | 住宅取得等資金の合計額 | ㉙ | |
| 非課税限度額の計算 | 非課税限度額（1,000万円又は500万円） | | ㉚ | |
| | 平成24年分又は25年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額 | | ㉛ | |
| | 非課税限度額の残額（㉚－㉛） | | ㉜ | |
| 贈与者別の非課税の適用を受ける金額の計算 | ㉘のうち非課税の適用を受ける金額 | | ㉝ | |
| | ㉙のうち非課税の適用を受ける金額 | | ㉞ | |
| | 非課税の適用を受ける金額の合計額（㉝＋㉞） | | ㉟ | |
| 贈与税の課税価格に算入される金額の計算 | ㉘のうち課税価格に算入される金額（㉘－㉝） | | ㊱ | |
| | ㉙のうち課税価格に算入される金額（㉙－㉞） | | ㊲ | |

## ❸ 修正前の課税額（第二表）

### 相続時精算課税分

| | | | |
|---|---|---|---|
| 特定贈与者の氏名 | | 特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて第三表を使用してください。この場合、「❶ 修正前の課税額（第一表）」及び「❹ 修正申告によって異動した事項」については、いずれか１枚に記入してください。 | |
| 財産の価額の合計額（課税価格） | | ⑲ | |
| 特別控除額の計算 | 過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円） | ⑳ | |
| | 特別控除額の残額（2,500万円－⑳） | ㉑ | |
| | 特別控除額（⑲の金額と㉑の金額のいずれか低い金額） | ㉒ | |
| | 翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－⑳－㉒） | ㉓ | |
| 税額の計算 | ㉒の控除後の課税価格（⑲－㉒）【1,000円未満切捨て】 | ㉔ | 1,100,000 |
| | ㉔に対する税額（㉔×20%） | ㉕ | 00 |
| | 外国税額の控除額 | ㉖ | |
| | 差引税額（㉕－㉖） | ㉗ | |

## ❹ 修正申告によって異動した事項

| 異動の内容 | 異動の理由 |
|---|---|
| | |

（資５－10－３－２－Ａ４統一）（平26.10）

| 様式 | 34 |
|---|---|

## 書　き　か　た　等

1　修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第三表（以下「修正申告書（別表）」といいます。）の「❶修正前の課税額（第一表）」、「❷修正前の非課税額（第一表の二）」及び「❸修正前の課税額（第二表）」の各欄並びに申告書第三表（別表の付表）（以下「修正申告書（別表の付表）」といいます。）の「❺修正前の非課税額（第一表の三）」欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表、第一表の二、第一表の三又は第二表に記入して、これらの申告書を一緒に提出してください。

（注）修正申告書（別表）の「❷修正前の非課税額（第一表の二）」欄及び申告書第一表の二は、住宅取得等資金の非課税について修正申告をする場合に記入し、また「❸修正前の課税額（第二表）」欄及び申告書第二表は、相続時精算課税分について修正申告をする場合に記入してください。

また、修正申告書（別表の付表）の「❺修正前の非課税額（第一表の三）」欄及び申告書第一表の三は、震災に係る住宅取得等資金の非課税について修正申告をする場合に記入してください。

2　この修正申告書（別表）及び修正申告書（別表の付表）の各欄は、次により記入してください。

(1)　修正申告書（別表）の「❶修正前の課税額（第一表）」、「❷修正前の非課税額（第一表の二）」及び「❸修正前の課税額（第二表）」の各欄並びに修正申告書（別表の付表）の「❺修正前の非課税額（第一表の三）」欄には、この修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから課税額を転記してください。

(注)住宅取得等資金の非課税又は震災に係る住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が３名以上いる場合には、それぞれに別葉（修正申告書（別表）又は修正申告書（別表の付表））を作成してください。また、相続時精算課税に係る特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて修正申告書（別表）を作成してください。これらの場合、「❶修正前の課税額（第一表）」欄及び「❹修正申告によって異動した事項」欄については、いずれか１枚のみに記入してください。

(2)　「❹修正申告によって異動した事項」の各欄は、この修正申告によって異動した内容及びその異動理由を記入してください。

3　申告書第一表の各欄は、次により記入してください。

(1)　「平成□□年分贈与税の申告書」の「□□」に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「(修正)」と記入してください。

(2)　「Ⅰ　暦年課税分」、「Ⅱ　相続時精算課税分」及び「Ⅲ　合計」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。

(3)　「差引税額の合計額（納付すべき税額）の増加額」欄の「(⑫－第三表「平成　　年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑫)」の空欄には修正する年分の数字を記入してください。

(4)　「⑰」欄には、申告書第一表の「⑫」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「⑫」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。

(5)　「申告期限までに納付すべき税額の増加額」欄の「(⑯－第三表「平成　　年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑯)」の空欄には修正する年分の数字を記入してください。

(6)　「⑱」欄には、申告書第一表の「⑯」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「⑯」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。

4　申告書第一表の二の各欄は、次により記入してください。

(1)　「平成26年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「(修正)」と記入してください。

(2)　「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。

5　申告書第一表の三の各欄は、次により記入してください。

(1)　「平成26年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「(修正)」と記入してください。

(2)　「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。

6　申告書第二表の各欄は、次により記入してください。

(1)　「平成□□年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の「□□」に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「(修正)」と記入してください。

(2)　「相続時精算課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。

7　納付すべき税額（申告書第一表の「⑱」欄の金額）は、修正申告書（申告書第一表、第一表の二、第一表の三、第二表、修正申告書（別表）、修正申告書（別表の付表））を提出する日までに納付してください。

また、納付すべき税額には、法定納期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますので、次の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。

なお、一時に納付が困難なときは、税務署（徴収担当）にご相談ください。

◎　延滞税の計算方法

$$\frac{\text{新たに納付すべき本税の額（10,000円未満の端数切捨て）} \times \text{延滞税の割合（注）} \times \text{期間（日数）（法定納期限の翌日から完納の日まで）}}{365} = \text{延滞税の額（100円未満の端数切捨て）}$$

（注）　延滞税の割合は、年単位（１／１～12／31）で適用することとなります。

具体的には次のとおりです。

・　修正申告書を提出した日の翌日から２月を経過する日までの期間
　年「7.3％」と「特例基準割合＋１％」のいずれか低い割合

・　修正申告書を提出した日の翌日から２月を経過した日以後の期間
　年「14.6％」と「特例基準割合＋7.3％」のいずれか低い割合

なお、「特例基準割合」とは、各年の前々年の10月から前年の９月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年１％の割合を加算した割合をいいます。

○　新たに納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。

○　計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。

○　申告書を提出してから１年を経過する日後に修正申告書を提出する場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられています。詳しくは、税務署にお尋ねください。

| 様式 | 35 |
|---|---|

提出用

# 平成２６年分贈与税の修正申告書（別表の付表）

第三表（別表の付表）（平成26年分用）

| 受贈者の氏名 | |
|---|---|

税務署受付印

❻ 修正前の非課税額（第一表の三）　（単位は円）

| 震災に係る住宅取得等資金の非課税分 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 贈与者の氏名 | | 住宅取得等資金の合計額 | ㊳ | | |
| 贈与者の氏名 | | 住宅取得等資金の合計額 | ㊴ | | |
| 非課税限度額の計算 | 非課税限度額（1,500万円又は1,000万円） | | ㊵ | | |
| | 平成24年分又は25年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額 | | ㊶ | | |
| | 非課税限度額の残額（㊵－㊶） | | ㊷ | | |
| 贈与者別の非課税の適用を受ける金額の計算 | ㊳のうち非課税の適用を受ける金額 | | ㊸ | | |
| | ㊴のうち非課税の適用を受ける金額 | | ㊹ | | |
| | 非課税の適用を受ける金額の合計額（㊸＋㊹） | | ㊺ | | |
| 贈与税の課税価格に算入される金額の計算 | ㊳のうち課税価格に算入される金額（㊳－㊸） | | ㊻ | | |
| | ㊴のうち課税価格に算入される金額（㊴－㊹） | | ㊼ | | |

（注）申告書第三表（別表の付表）は、申告書第一表の三（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）を提出した申告について修正申告する場合に記入し、申告書第三表と一緒に使用します。

| ※ | 税務署整理欄 | 整理番号 | | 名簿 | | 番号確認 | 身元確認 | 年 | 月 | 日 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

※印欄には記入しないでください。

（資５－10－３－３－Ａ４統一）（平26.10）

| 様式 | 36 |
|---|---|

控用

# 平成２６年分贈与税の修正申告書（別表の付表）

受贈者の氏名

第三表（別表の付表）（平成26年分用）

○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使ってください。

❺ 修正前の非課税額（第一表の三）

税務署受付印

（単位は円）

| 震災に係る住宅取得等資金の非課税分 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 贈与者の氏名 | | 住宅取得等資金の合計額 | ㊳ | |
| 贈与者の氏名 | | 住宅取得等資金の合計額 | ㊴ | |
| 非課税限度額の残額の計算 | 非課税限度額（1,500万円又は1,000万円） | | ㊵ | |
| | 平成24年分又は25年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額 | | ㊶ | |
| | 非課税限度額の残額（㊵－㊶） | | ㊷ | |
| 贈与者別の非課税の適用を受ける金額の計算 | ㊳のうち非課税の適用を受ける金額 | | ㊸ | |
| | ㊴のうち非課税の適用を受ける金額 | | ㊹ | |
| | 非課税の適用を受ける金額の合計額（㊸＋㊹） | | ㊺ | |
| 贈与税の課税価格に算入される金額の計算 | ㊳のうち課税価格に算入される金額（㊳－㊸） | | ㊻ | |
| | ㊴のうち課税価格に算入される金額（㊴－㊹） | | ㊼ | |

（注）申告書第三表（別表の付表）は、申告書第一表の三（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）を提出した申告について修正申告する場合に記入し、申告書第三表と一緒に使用します。

（資５－10－３－４－Ａ４統一）（平26.10）

| 様式 | 36 |
|---|---|

## 書　き　か　た　等

1　申告書第一表の三（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）を提出した申告に係る修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第三表（別表の付表）（以下「修正申告書（別表の付表）」といいます。）の「❺修正前の非課税額（第一表の三）」欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表の三に記入して、これらの申告書を一緒に提出してください。

2　修正申告書（別表の付表）の「❺修正前の非課税額（第一表の三）」欄には、この修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから課税額を転記してください。

（注）　震災に係る住宅取得等資金の非課税に係る贈与税が３名以上いる場合は、別葉（修正申告書（別表の付表））を作成してください。

3　申告書第一表の三の各欄は、次により記入してください。

(1)　「平成26年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「(修正)」と記入してください。

(2)　「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。

4　修正申告書（別表の付表）を提出する際は、申告書第三表（別表）（以下「修正申告書（別表）」といいます。）も必ず一緒に提出してください。

（注）修正申告書（別表）の「書きかた等」も併せてご覧ください。

| 様式 | 37 |
|---|---|

（平成26年分以降用）

# 平成____年分　農地等の贈与に関する確認書

**1　農地等の受贈者**

| 住所 | | 氏名 | |
|---|---|---|---|

**2　前年以前の農地等の贈与の状況**

次のいずれか該当する項目の□の中に✓印を記入してください。

□　私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありません。

□　私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありますが、当該農地は相続税法第21条の9第3項の規定(相続時精算課税)の適用を受けるものではありません。

**3　本年における農地等の贈与の状況**

次に該当する場合は□の中に✓印を記入してください。

□　私は、農地等を贈与した年において、今回の贈与以外の贈与により租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地及び採草放牧地並びに準農地の贈与をしていません。

**4　採草放牧地に関する事項**（今回の贈与以前に採草放牧地を所有していた場合のみ記入してください。）

| | | |
|---|---|---|
| 贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積 | ① | ㎡ |
| 贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積 | ② | ㎡ |
| ①の面積と②の面積の合計（①＋②） | ③ | ㎡ |
| ③の面積の$\frac{2}{3}$（③×$\frac{2}{3}$） | ④ | ㎡ |
| 贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積（「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した採草放牧地の面積の計を記入します。） | ⑤ | ㎡ |
| **上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。** | | |

**5　準農地に関する事項**（今回の贈与以前に準農地を所有していた場合のみ記入してください。）

| | | |
|---|---|---|
| 贈与者が今回の贈与の日まで有していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積 | ① | ㎡ |
| 贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積 | ② | ㎡ |
| ①の面積と②の面積の合計（①＋②） | ③ | ㎡ |
| ③の面積の$\frac{2}{3}$（③×$\frac{2}{3}$） | ④ | ㎡ |
| 贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積（「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した準農地の面積の合計を記入します。） | ⑤ | ㎡ |
| **上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。** | | |

**上記の事実に相違ありません。**

平成____年____月____日

**農地等の贈与者**

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

（資5－45－A4統一）（平26.10）

| 様式 | 37 |
|---|---|

## 書　き　か　た　等

1　この確認書は、贈与税の納税猶予の適用を受けるために必要な添付書類ですので、必要事項を記入の上、「贈与税の申告書第一表」及び「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」と一緒に提出してください。

2　この確認書は、贈与者の方が記入します。

3　用語の意義

(1)　**「租税特別措置法第 70 条の４第１項に規定する農地」**とは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる農地をいいます。

**イ　平成 26 年３月 31 日以前に行われた贈与**

贈与者が農業の用に供している農地（特定市街化区域農地等に該当するもの及び農地法第 32 条の規定による通知（同法第 32 条ただし書の規定による公告を含みます。）に係る農地に該当するものを除きます。）をいいます。

**ロ　平成 26 年４月１日以後に行われた贈与**

贈与者が農業の用に供している農地（特定市街化区域農地等に該当するもの及び農地法第 32 条第１項又は第 33 条第１項の規定による利用意向調査に係るもので、同法第 36 条第１項各号（次の①から⑤の場合をいいます。）に該当するとき（次の①から⑤の場合に該当することについて正当の事由があるときを除きます。）におけるその農地を除きます。）をいいます。

①　農地の所有者等から農業委員会に対し、その農地を耕作する意思がある旨の表明があった場合において、その表明があった日から起算して６か月を経過した日においても、その農地の農業上の利用の増進が図られていないとき

②　農地の所有者等から農業委員会に対し、その農地の所有権の移転又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転を行う意思がある旨の表明（農地法第 35 条第１項の農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明又は同法第３項の農地所有者代理事業を利用する意思がある旨の表明を含みます。）があった場合において、その表明があった日から起算して６か月を経過した日においても、これらの権利の設定又は移転が行われないとき

③　農地の所有者等にその農地の農業上の利用を行う意思がないとき

④　利用意向調査を行った日から起算して６か月を経過した日においても、農地の所有者等から農業委員会に対し、その農地の農業上の利用の意向についての意思の表明がないとき

⑤　上記①から④のほか、農業委員会が、農地について農業上の利用の増進が図られないことが確実であると認めたとき

（注）1　**特定市街化区域農地等**とは、都市計画法第７条第１項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で、平成３年１月１日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域に所在するもの（都市営農農地等に該当するものを除きます。）をいいます。

2　**都市営農農地等**とは、都市計画法第８条第１項第 14 号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地で、平成３年１月１日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域内に所在するものをいいます。ただし、生産緑地法第 10 条又は同法第 15 条第１項の規定による買取りの申出がされたものを除きます。

(2)　**「租税特別措置法第70条の４第１項に規定する採草放牧地」**とは、贈与者が農業の用に供している採草放牧地（特定市街化区域農地等に該当するものを除きます。）をいいます。

(3)　**「租税特別措置法第70条の４第１項に規定する準農地」**とは、農用地区域内にある土地で農業振興地域整備計画において用途区分が農地や採草放牧地とされているもののうち、10年以内に農地や採草放牧地に開発して、農業の用に供するものをいいます。

| 様式 | 38 |
|---|---|

この欄には書かないでください。

| 通信日付印の年月日 | 確認印 | | | 名簿番号 |
|---|---|---|---|---|
| 年　月　日 | | | | |

# 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書

税務署受付印

＿＿＿＿＿＿税務署長

＿＿年＿＿月＿＿日提出

| 届出者 | 住所 | 〒 | | |
|---|---|---|---|---|
| | フリガナ | | 電話 | |
| | 氏名 | ㊞ | | |

私が昨年取得した下記の資産については、［租税特別措置法　第37条第3項／震災特例法　第12条第3項］の規定の適用を受けたいので届出します。

記

1　取得した資産（先行取得資産）

| 種類 | | | |
|---|---|---|---|
| 規模 | | | |
| 所在地 | | | |
| 用途 | | | |
| 取得年月日 | 年　月　日 | 年　月　日 | 年　月　日 |
| 取得価額 | 円 | 円 | 円 |

2　譲渡予定資産

| 種類 | | | |
|---|---|---|---|
| | | | |

3　その他参考となる事項

| 関与税理士 | ㊞ | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

（注）この届出書が資産を取得した年の翌年3月15日までに提出されない場合は、租税特別措置法第37条第3項・震災特例法第12条第3項の規定の適用は受けられません。

（資6－73－1－A4統一）
H26.11

| 様式 | 39 |
|---|---|

## 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書

1　この届出書は、特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の適用を受けようとする場合において、譲渡資産を譲渡する年の前年以前に取得（建設又は製作を含みます。）した資産について、租税特別措置法第 37 条第３項又は震災特例法第 12 条第３項の規定の適用を受ける旨を届け出るために使用します。

㈱　租税特別措置法第 37 条第３項又は震災特例法第 12 条第３項の規定は、この届出書により届け出た資産に限り適用が認められ、届出のない資産についてはこの規定の適用がないことにご注意ください。

2　これらの規定の適用を受けるためには、この届出書を、届け出ようとする資産を取得した年の**翌年３月 15 日まで**に納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

3　各欄は次により記載してください。
なお、記載しきれない場合には別葉に記載してください。

⑴　文面中の〔　〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。

⑵　「種類」については、土地、借地権、建物、構築物、船舶、機械及び装置などと記載してください。

⑶　「規模」については、例えば、土地等の場合には面積を、建物の場合には各階ごとの床面積を記載してください。

⑷　「用途」については、事務所用、店舗用（○○販売）、工場用（○○製造）などと具体的に記載してください。

| 様式 | 39 |
|---|---|

# 【平成＿＿年分】譲渡所得の内訳書（確定申告書付表）【総合譲渡用】

| 住所 | | 電話番号 | （　　） | 名簿番号 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 氏名 | （フリガナ） | 職業 | | 関与税理士 | （電話　　） |

○ この用紙は、土地・建物や株式等以外の資産を譲渡（売却）した場合の譲渡所得金額の計算に使用します。

## 1　譲渡（売却）された資産について記載してください。

| 譲渡された資産の名称 | | 種類 | | 利用状況 | | 数量 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 所在地等 | | | | | | | |

| 譲渡先の（買主の） | 住所（所在地） | | 氏名（名称） | | 職業 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 売買契約の日 | 年　月　日 | 引き渡した日 | 年　月　日 | 登記、登録等の日 | 年　月　日 | |

【参考事項】

| 売却理由 | 代金の受領状況 | | | 譲渡価額 |
|---|---|---|---|---|
| □ 買主から頼まれたため | 1回目 | 年　月　日 | 円 | ① 円 |
| □ 他の資産を購入するため | 2回目 | 年　月　日 | 円 | |
| □ 事業資金を捻出するため | 3回目 | 年　月　日 | 円 | |
| □ 借入金を返済するため | 未収金 | 年　月　日（予定） | 円 | |
| □ その他（　　） | | | | |

## 2　譲渡（売却）された資産の購入代金などについて記載してください。

| 購入に要した費用 | 費用の種類 | 購入先・支払先等 住所（所在地） | 購入先・支払先等 氏名（名称） | 購入支払年月日 | 購入支払価額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 譲渡資産の購入代金 | | | ・　・ | 円 |
| | | | | ・　・ | 円 |
| | | | | ・　・ | 円 |
| | | | | ・　・ | 円 |
| | 小計 | | | | ※　円 |

| 取得費 | 資産の購入価額（※） | － | 償却費相当額 | ＝ | ② 円 |
|---|---|---|---|---|---|
| | ＿＿＿＿円 | | ＿＿＿＿円 | | |

## 3　譲渡（売却）するために支払った費用について記載してください。

| 譲渡に要した費用 | 費用の種類 | 支払先 住所（所在地） | 支払先 氏名（名称） | 支払年月日 | 支払金額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | ・　・ | 円 |
| | | | | ・　・ | 円 |
| | | | | ・　・ | 円 |
| 譲渡費用 | | | | | ③ 円 |

## 4　譲渡所得金額の計算をします。

| 区分 | 特例適用条文 | A 収入金額（①） | B 必要経費（②+③） | C 差引金額（A−B） | D 特別控除額 | E 譲渡所得金額（C−D） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 短期 | 所法措＿＿条の＿＿ | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 長期 | 所法措＿＿条の＿＿ | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

○ ここで計算した内容（買換え（交換・代替）の特例の適用を受ける場合は、裏面「6」で計算した内容）を「申告書B第一表、第二表」に転記します。

| 整理欄 | | |
|---|---|---|

820.11

| 様式 | 39 |
|---|---|

## 買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算

### 5　買換(交換・代替)資産として取得された(される)資産について記載してください。

| 買換資産等の所在地等 | 種　類 | 数　量 | 用　途 | 契約(予定)年月日 | 取得(予定)年月日 | 使用開始(予定)日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | ・　・ | ・　・ | ・　・ |
| | | | | ・　・ | ・　・ | ・　・ |

○　取得された(される)資産の購入代金など(取得価額)について記載してください。

| 費用の内容 | 支払先住所(所在地)及び氏名(名称) | 支払年月日 | 支払金額 |
|---|---|---|---|
| | | ・　・ | 円 |
| | | ・　・ | 円 |
| | | ・　・ | 円 |
| | | ・　・ | 円 |
| 買換(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額 | | | ④　円 |

(注)　買換(代替)資産をこれから取得される見込みのときは、「買換(代替)資産の明細書」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を提出し、その見込額を記載してください。

### 6　譲渡所得金額の計算をします。

表面で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「④買換(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額」により譲渡所得金額の計算をします。

(1)　特定の事業用資産の買換え(交換)の場合(措法37・37の4)

| 区分 | 特例適用条文 | F 収入金額 | G 必要経費 | H 差引金額 (F−G) | J 特別控除額 | K 譲渡所得金額 (H−J) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①≦④ | | ① × 20% | (②+③)×20% | | | |
| ①＞④ | | (①−④)+④×20% | (②+③)×$\frac{F}{①}$ | | | |
| 短期・長期 | 措法　条の | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

(2)　固定資産の交換(所法58)・収用代替(措法33)の場合

| 区分 | 特例適用条文 | L 収入金額 | M 必要経費 | N 差引金額 (L−M) | P 特別控除額 | Q 譲渡所得金額 (N−P) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 交換 | | ①−④ | (②+③)×$\frac{⑤}{①}$ | | | |
| 収用代替 | | ①−③−④ | ②×$\frac{⑤}{①-③}$ | | | |
| 短期・長期 | 所法<br>措　条 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

【記載上の注意事項】

○　この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに一枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。
　また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
○　譲渡(売却)された資産が二つ以上ある場合には、その譲渡(売却)された資産ごとに記載してください。ただし、一括契約等の場合には、まとめて記載していただいても差し支えありません。
○　また、譲渡(売却)等された資産が「4」及び「6」の「譲渡所得金額の計算をします。」欄の区分(短期・長期)ごとで二つ以上の契約がある場合には、いずれか一枚の内訳書の各欄の上段に、その合計額を二段書きで記載してください。
○　総合課税の短期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年以内にされた譲渡による所得をいい、総合課税の長期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年を超えた後にされた譲渡による所得をいいます。
○　総合課税の「特別控除額」は、短期譲渡所得、長期譲渡所得の順に差し引き、合計で50万円〔差引金額(C、H、N欄の合計)が50万円に満たない場合には、その金額〕が控除できます。また、総合課税の譲渡所得について収用等の5,000万円の特別控除の適用を受ける場合には、その5,000万円控除後の残額から更に、この50万円の特別控除をすることができます。
○　総合課税の譲渡所得の赤字の金額は、土地建物等の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができません。また、土地建物等の譲渡所得の赤字の金額も、一定のものを除き、総合課税の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができません。
○　平成26年4月1日以後に主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産(ゴルフ会員権等)を譲渡して生じた譲渡所得の赤字の金額は、給与所得などの他の所得の金額から差し引くことができません。
○　「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合の記載方法や「償却費相当額」の算出方法がお分かりにならないような場合には、税務署におたずねください。

| 様式 | 40 |
|---|---|

# 相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 譲渡者 | 住所 | | 氏名 | |
| 被相続人 | 住所 | | 氏名 | |
| 相続の開始があった日 | 年 月 日 | 相続税の申告書を提出した日 | 年 月 日 | 相続税の申告書の提出先 税務署 |

○ 平成二十五年十二月三十一日以前相続開始用

○この特例は、相続財産を相続税の申告期限から3年以内に譲渡した場合に適用されます。特例の内容の詳しいことは、税務署におたずねください。
なお、明細書の記載に当たっては、裏面の(注)を参照してください。

(1) 譲渡資産が相続又は遺贈により取得した土地等である場合

| 譲渡した相続財産 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 所在地番 | | | | | |
| 種類 | | | | | |
| 利用状況 | 数量 | ㎡ | ㎡ | ㎡ | |
| 譲渡した年月日 | | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 相続又は遺贈により取得した土地等の相続税評価額の合計額（相続税の申告書第15表の㉔の金額、㉕の相続時精算課税適用財産の価額及び㉖の贈与財産価額のうち土地等の価額を記入してください。） | Ⓐ | 譲渡した相続財産が代償分割により代償金を支払って取得した財産である場合には、裏面の(注)1(6)の算式で計算した金額となります（以下「Ⓑ」及び「Ⓔ」においても同じです。）。 円 | | |
| 物納した土地等及び物納申請中の土地等の相続税評価額 | Ⓑ | 円 | | |
| 相続税の課税価格（相続税の申告書第1表の①+②+⑤の金額を記入してください。） | Ⓒ | 円 | | |
| 相続税額（相続税の申告書第1表の㊷の金額を記入してください。ただし、贈与税額控除又は相次相続控除を受けている人は、裏面の付表で計算した㉑又は㉛の金額を記入してください。） | Ⓓ | 円 | | |
| 土地等に係る相続税額の計算〔Ⓓ×(Ⓐ−Ⓑ)/Ⓒ〕 | Ⓔ | 円 | | |
| 前年以前に取得費に加算した金額 | Ⓕ | 円 | | |
| 取得費に加算できる相続税額 Ⓔ−Ⓕ | | 円 | | |
| 取得費に加算される相続税額 | Ⓖ | 円 | 円 | 円 |

(2) 譲渡資産が上記(1)の土地等以外の資産である場合

| 譲渡した相続財産 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 所在地番 | | | | | |
| 種類 | | | | | |
| 利用状況 | 数量 | ㎡(㎡) | ㎡(㎡) | ㎡(㎡) | |
| 相続税評価額 | Ⓗ | 円 | 円 | 円 | |
| 相続税の課税価格（相続税の申告書第1表の①+②+⑤の金額を記入してください。） | Ⓘ | 円 | | | |
| 相続税額（相続税の申告書第1表の㊷の金額を記入してください。ただし、贈与税額控除又は相次相続控除を受けている人は、裏面の付表で計算した㉑又は㉛の金額を記入してください。） | Ⓙ | 円 | | | |
| 取得費に加算される相続税額 (Ⓙ×Ⓗ/Ⓘ) | Ⓚ | 円 | 円 | 円 | |

| 関与税理士 | | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

（資6−11−A4統一）

H26.11

| 様式 | 41 |
|---|---|

# 相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 譲渡者 | 住所 | | 氏名 | | |
| 被相続人 | 住所 | | 氏名 | | |
| 相続の開始があった日 | 年　月　日 | 相続税の申告書を提出した日 | 年　月　日 | 相続税の申告書の提出先 | 税務署 |

○平成二十六年相続開始用

(1) 譲渡資産が相続又は遺贈により取得した土地等である場合

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 譲渡した相続財産 | 所在地番 | | | | |
| | 種類 | | | | |
| | 利用状況 | 数量 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| | 譲渡した年月日 | | 年　月　日 | 年　月　日 | 年　月　日 |
| 相続又は遺贈により取得した土地等の相続税評価額の合計額（相続税の申告書第15表の⑧の金額、㉓の相続時精算課税適用財産の価額及び㉔の贈与財産価額のうち土地等の価額を記入してください。） | Ⓐ | 譲渡した相続財産が代償分割により代償金を支払って取得した財産である場合には、裏面の(注)1(7)の算式で計算した金額となります（以下「Ⓑ」及び「Ⓗ」においても同じです。）。 ＿＿＿＿円 | | | |
| 物納した土地等及び物納申請中の土地等の相続税評価額 | Ⓑ | ＿＿＿＿円 | | | |
| 相続税の課税価格（相続税の申告書第1表の①+②+⑤の金額を記入してください。） | Ⓒ | ＿＿＿＿円 | | | |
| 相続税額（相続税の申告書第1表の㉔の金額を記入してください。ただし、贈与税額控除又は相次相続控除を受けている人は、裏面の付表で計算した㉘又は㉙の金額を記入してください。） | Ⓓ | ＿＿＿＿円 | | | |
| 土地等に係る相続税額の計算〔Ⓓ×(Ⓐ−Ⓑ)/Ⓒ〕 | Ⓔ | ＿＿＿＿円 | | | |
| 前年以前に取得費に加算した金額 | Ⓕ | ＿＿＿＿円 | | | |
| 取得費に加算できる相続税額(Ⓔ−Ⓕ) | | ＿＿＿＿円 | | | |
| 取得費に加算される相続税額 | Ⓖ | 円 | 円 | 円 | |

(2) 譲渡資産が上記(1)の土地等以外の資産である場合

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 譲渡した相続財産 | 所在地番 | | | | |
| | 種類 | | | | |
| | 利用状況 | 数量 | ㎡(株) | ㎡(株) | ㎡(株) |
| | 相続税評価額 | Ⓗ | 円 | 円 | 円 |
| 相続税の課税価格（相続税の申告書第1表の①+②+⑤の金額を記入してください。） | Ⓘ | ＿＿＿＿円 | | | |
| 相続税額（相続税の申告書第1表の㉓の金額を記入してください。ただし、贈与税額控除又は相次相続控除を受けている人は、裏面の付表で計算した㉘又は㉙の金額を記入してください。） | Ⓙ | ＿＿＿＿円 | | | |
| 取得費に加算される相続税額(Ⓙ×Ⓗ/Ⓘ) | Ⓚ | 円 | 円 | 円 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 関与税理士 | | 電話番号 | |

○この特例は、相続財産を相続税の申告期限から3年以内に譲渡した場合に適用されます。特例の内容の詳しいことは、税務署におたずねください。なお、明細書の記載に当たっては、裏面の(注)を参照してください。

(資6−11−A4統一)

N38.11

| 様式 | 42 |
|---|---|

# 付表　贈与税額控除又は相次相続控除を受けている場合の相続税額

1　相続税の申告書第１表の㉜の小計の額がある場合

| | | |
|---|---|---|
| 暦年課税分の贈与税額控除額<br>（相続税の申告書第１表の㉝の金額） | ⑪ | 円 |
| 相次相続控除額<br>（相続税の申告書第１表の㉞の金額） | ⑫ | 円 |
| 相続時精算課税分の贈与税額控除額<br>（相続税の申告書第１表の㉟の金額） | ⑬ | 円 |
| 小計の額<br>（相続税の申告書第１表の㊱の金額） | ⑭ | 円 |
| 相続税額<br>（⑩－⑫－⑬－⑭） | ⑮ | 円 |

2　相続税の申告書第１表の㉜の小計の額がない場合

| | | | |
|---|---|---|---|
| 算出税額<br>（相続税の申告書第１表の⑨又は⑩の金額） | | ⑯ | 円 |
| 相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額<br>（相続税の申告書第１表の⑪の金額） | | ⑰ | 円 |
| 合計（⑯＋⑰） | | ⑱ | 円 |
| 税額控除等 | 配偶者の税額軽減額<br>（相続税の申告書第５表の㉒又は㉔の金額） | ⑲ | 円 |
| | 未成年者控除額<br>（相続税の申告書第６表の１の㉒又は㉔の金額） | ⑳ | 円 |
| | 障害者控除額<br>（相続税の申告書第６表の２の㉒又は㉔の金額） | ㉑ | 円 |
| | 外国税額控除額 | ㉒ | 円 |
| | 医療法人持分税額控除額 | ㉓ | 円 |
| | 計（⑲＋⑳＋㉑＋㉒＋㉓） | ㉔ | 円 |
| 相続税額（⑱－㉔）<br>（赤字の場合は０と記入してください。） | | ㉕ | 円 |

（注）１　この明細書の記載については、次の点にご注意ください。

(1)　「土地等」とは、土地又は土地の上に存する権利をいいます。ただし、相続開始時において棚卸資産又は雑所得の基因となる資産であった土地等は含みません。

(2)　「Ⓐ」、「Ⓒ」、「Ⓓ」、「Ⓘ」及び「Ⓙ」の金額は、相続税の申告書の「各人の合計」欄の金額ではなく、譲渡者の「財産を取得した人」欄の金額となります。

(3)　「Ⓑ」の「物納申請中の土地等」とは、その譲渡資産の譲渡の日の属する年分の所得税の納税義務の成立する時（通常は、その年の12月31日。その時が相続税の申告書の提出期限前であるときは、その提出期限）において、譲渡者が物納申請している土地等をいいます。

　なお、物納の許可限度額に相当する額を超える価額の財産を物納した場合又は物納申請中の財産が物納の許可限度額に相当する額を超えている場合には、その超える部分に対応する土地等の部分については「Ⓑ」の金額には含みません。

(4)　「Ⓒ」又は「Ⓚ」の金額が、譲渡した相続財産の譲渡益を超える場合には、「Ⓒ」又は「Ⓚ」の金額は、その譲渡益相当額となります。

(5)　譲渡した土地等が二以上ある場合の「Ⓒ」の金額は、譲渡した時期（原則として引渡しがあった日）の早いものから順に、その譲渡益を限度として配分します。ただし、これと異なる順序で配分しても差し支えありません。

　なお、いずれの方法による場合であっても、譲渡した土地等の譲渡益の一部に相当する金額だけを配分することはできません（配分していった結果、「Ⓒ」の金額が０になる場合を除きます。）。

(6)　「Ⓗ」の「相続税評価額」は、譲渡した相続財産の譲渡所得について、買換えや交換の特例の適用を受ける場合には、次の算式で計算した金額となります。

$$\left[\begin{array}{c}\text{譲渡した相続財産}\\ \text{の相続税評価額}\end{array}\right] \times \frac{\text{（特例適用後の譲渡した相続財産の収入金額）}}{\text{（譲渡した相続財産の譲渡価額）}}$$

(7)　代償分割により代償金を支払って取得した資産を譲渡した場合の「Ⓐ」、「Ⓑ」又は「Ⓗ」の「相続税評価額」は、それぞれ次の算式で計算した金額となります。

イ「Ⓐ」の金額

$$\left[\begin{array}{c}\text{相続等により取得}\\ \text{した土地等の相続}\\ \text{税評価額の合計額}\end{array}\right] - \text{（支払代償金）} \times \frac{\text{（相続等により取得した土地等の相続税評価額の合計額）}}{\text{（相続税の課税価格（「Ⓒ」の金額））} + \text{（支払代償金）}}$$

ロ「Ⓑ」の金額

$$\left[\begin{array}{c}\text{物納した土地等及び}\\ \text{物納申請中の土地}\\ \text{等の相続税評価額}\end{array}\right] - \text{（支払代償金）} \times \frac{\text{（物納した土地等及び物納申請中の土地等の相続税評価額）}}{\text{（相続税の課税価格（「Ⓒ」の金額））} + \text{（支払代償金）}}$$

ハ「Ⓗ」の金額

$$\left[\begin{array}{c}\text{譲渡した相続財産}\\ \text{の相続税評価額}\end{array}\right] - \text{（支払代償金）} \times \frac{\text{（譲渡した相続財産の相続税評価額）}}{\text{（相続税の課税価格（「Ⓘ」の金額））} + \text{（支払代償金）}}$$

２　添付書類

この明細書を提出する人は、次の書類の写しをこの明細書に添付してください。

(1)　相続税の申告書第１表、第11表（相続税がかかる財産の明細書）、第11の2表（相続時精算課税適用財産の明細書）、第14表（純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の明細書）、第15表（相続財産の種類別価額表）

(2)　物納した土地等がある場合には、「物納許可通知書」

(3)　物納申請中の土地等がある場合には、「相続税物納申請書」及び「相続税物納申請書別紙（物納財産目録）」

３　その他

特例の適用を受けられる人にも相続が開始し、その人の財産を相続又は遺贈により取得した人がその取得した財産を譲渡した場合についても、一定の要件を満たす場合には、最初の相続税額を基に計算した金額を取得費に加算することができます。詳しいことは税務署におたずねください。

| 様式 | 43 |
|---|---|

| この欄には書かないでください。 | 通信日付印の年月日 | 確認印 | | | 名簿番号 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年　月　日 | | | | |

# 確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書

税務署受付印

＿＿＿＿＿＿税務署長

＿＿年＿＿月＿＿日提出

| | | |
|---|---|---|
| 申請者 | 住所又は所在地(電話) | 〒<br>(　　) |
| | 氏名又は名称 | ㊞ |
| | (法人の場合)代表者氏名 | ㊞ |
| 事務所等 | 所在地(電話) | (　　) |
| | 名称 | |
| | 代表者又は責任者 | ㊞ |

確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行令第20条の２第※1＿＿項に規定する税務署長の承認を受けたいので、下記により申請します。

記

| | |
|---|---|
| 申請に係る確定優良住宅地造成等事業の名称 | |

**やむを得ない事情等**

1　該当事由　　租税特別措置法施行令第20条の２第※1＿＿項第＿＿号該当

2　上記事由の詳細

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3　租税特別措置法施行令第20条の２第※1＿＿項第＿＿号に該当する事業の場合における同条第※2＿＿項に規定する税務署長が当初認定した日

平成＿＿年＿＿月＿＿日

**当該事業の完成予定年月日等**

1　着工予定年月日　　平成＿＿年＿＿月＿＿日

2　完成予定年月日　　平成＿＿年＿＿月＿＿日

3　租税特別措置法施行令第20条の２第※1＿＿項に規定する開発許可等を受けることができると見込まれる日（認定を受けようとする日）

平成＿＿年＿＿月＿＿日

※１及び※２の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

| 関与税理士 | ㊞ | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

(資６－64－Ａ４統一)

| 様式 | 43 |
|---|---|

# 確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書

## 1　使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、下表※１に掲げる該当条項の各号に規定する事由により、土地等の譲渡の日から同日以後２年を経過する日の属する年の12月31日までの期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、この期間の延長の申請をする場合又は既に承認を得た期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、さらにその期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

〔※１〕

| | 譲渡した年月日 |
|---|---|
| | 平成20年１月２日以後 |
| 「法第31条の２第３項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常２年を超えることその他政令で定めるやむを得ない事情」の条項 | 第23項 |

〔※２〕

| | 譲渡した年月日 |
|---|---|
| | 平成20年１月２日以後 |
| 「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項 | 第24項 |

## 2　記載要領等

⑴　「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。

⑵　「やむを得ない事情等」欄の「２　上記事由の詳細」欄については、期間の延長を必要とするやむを得ない事由を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。

⑶　※印の箇所については、上記１の※１及び※２をご確認の上、該当条項を記載してください。

⑷　その他お分かりにならない点につきましては、税務署におたずねください。

| 様式 | 44 |
|---|---|

| 名簿番号 |
|---|
| |

# 優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

税務署受付印

＿＿＿＿＿＿税務署長

＿＿年＿＿月＿＿日提出

| 届出者 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 住所（旧住所） | 〒<br>（　　） | | |
| | 氏名（旧姓） | ㊞<br>（　　） | 電話 | （　　） |

私が、平成＿＿年＿＿月＿＿日に譲渡した下記の土地等の譲渡所得は、租税特別措置法第31条の２第３項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡として＿＿＿＿税務署に確定申告書を提出していますが、その土地等の［全部／一部］が同条第２項第※＿＿号に掲げる優良住宅地等のための譲渡に該当することになったので、別紙書類を添えて届け出します。

記

1　譲渡した土地等及び優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった土地等の明細

| 譲渡した土地等 | | | 左のうち優良住宅地等のための譲渡に該当することとなったものの面積 |
|---|---|---|---|
| 所在地 | 種類 | 面積 | |
| | | ㎡ | ㎡ |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

2　1の土地等の買取りをした者

| | |
|---|---|
| 住所又は所在地 | |
| 氏名又は名称 | |

※印の箇所については、裏面を参照して該当条文を記載してください。

| 関与税理士 | ㊞ | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

（資６－７１－１－Ａ４統一）

105.11

| 様式 | 44 |
|---|---|

# 優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

## 1　使用目的

この届出書は、租税特別措置法第31条の２第３項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当していた土地等の一部又は全部が次表の各号に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合に、その旨を租税特別措置法施行規則第13条の３第13項の規定により、納税地の所轄税務署長に届け出るために使用するものです。

○　租税特別措置法第31条の２第２項各号の譲渡時期別一覧表

| 適用条文の内容 | 譲渡した年月日 | | |
|---|---|---|---|
| | 平成18年１月２日<br>～<br>平成19年９月27日 | 平成19年９月28日<br>～<br>平成21年３月31日 | 平成21年４月１日以後 |
| 一団の宅地の用に供されるものの譲渡<br>（一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡） | 第11号 | 第12号 | 第12号 |
| 一団の宅地の用に供されるものの譲渡<br>（大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けた者に対する譲渡） | 第12号 | 第13号 | ― |
| 一団の宅地の用に供されるものの譲渡<br>（開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡） | 第13号 | 第14号 | 第13号 |
| 一団の宅地の用に供されるものの譲渡<br>（開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡） | 第14号 | 第15号 | 第14号 |
| 一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡<br>（一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡） | 第15号 | 第16号 | 第15号 |
| 住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡<br>（仮換地の指定の効力発生の日から３年を経過する日の属する年の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡） | ― | 第17号 | 第16号 |

## 2　記載要領等

⑴　「届出者」欄の「（旧住所）」及び「（旧姓）」については、特例の適用を受けた年分の確定申告書を提出した後に、氏名又は住所を変更している場合に、その確定申告書に記載した氏名又は住所を記載してください。

⑵　文面中の〔　〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。

| 様式 | 45 |
|---|---|

1 面

# 譲渡所得の内訳書
## （確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】

【平成＿＿年分】

| 名簿番号 | |
|---|---|

提出＿＿枚のうちの＿＿

この「譲渡所得の内訳書」は、土地や建物の譲渡（売却）による譲渡所得金額の計算用として使用するものです。「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。）を参考に、契約書や領収書などに基づいて記載してください。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この計算明細書や確定申告書などを作成することができます。

あなたの

| | | | |
|---|---|---|---|
| 現住所（前住所） | （　　） | フリガナ 氏名 | |
| 電話番号（連絡先） | | 職業 | |

※ 譲渡（売却）した年の１月１日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

| 関与税理士名 |
|---|
| （電話　　） |

記載上の注意事項

○ この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに１枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。

また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。

○ 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のそれぞれごとで、二つ以上の契約がある場合には、いずれか１枚の内訳書の譲渡所得金額の計算欄（３面の「4」各欄の上段）に、その合計額を二段書きで記載してください。

○ 譲渡所得の計算に当たっては、適用を受ける特例により、記載する項目が異なります。

- 交換・買換え（代替）の特例の適用を受けない場合
  ……１面・２面・３面（４面の記載は必要ありません。）
- 交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合
  ……１面・２面・３面（「４」を除く）・４面

○ 土地建物等の譲渡による譲渡損失の金額については、一定の居住用財産の譲渡損失の金額を除き、他の所得と損益通算することはできません。

○ 非業務用建物（居住用）の償却率は次のとおりです。

| 区分 | 木造 | 木骨モルタル | （鉄骨）鉄筋コンクリート | 金属造① | 金属造② |
|---|---|---|---|---|---|
| 償却率 | 0.031 | 0.034 | 0.015 | 0.036 | 0.025 |

（注）「金属造①」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm以下の建物
「金属造②」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm超4mm以下の建物

（平成25年分以降用）

H26.11

| 様式 | 45 |
|---|---|

2 面

名簿番号

## 1 譲渡（売却）された土地・建物について記載してください。

（1） どこの土地・建物を譲渡（売却）されましたか。

| | |
|---|---|
| 所在地 | 所在地番<br>（住居表示） |

（2） どのような土地・建物をいつ譲渡（売却）されましたか。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 土地 | □宅 地 □ 田<br>□山 林 □ 畑<br>□雑種地 □借地権<br>□その他（ ） | （実測） ㎡<br>（公簿等） ㎡ | |
| 建物 | □居 宅 □マンション<br>□店 舗 □事務所<br>□その他<br>（ ） | ㎡ | |

| 利用状況 |
|---|
| □ 自己の居住用 |
| □ 自己の事業用 |
| □ 貸付用 |
| □ 未利用 |
| □ その他 |
| （ ） |

| 売買契約日 |
|---|
| 年 月 日 |
| 引き渡した日 |
| 年 月 日 |

○ 次の欄は、譲渡（売却）された土地・建物が共有の場合に記載してください。

| あなたの持分 | | 共有者の住所・氏名 | 共有者の持分 | |
|---|---|---|---|---|
| 土地 | 建物 | | 土地 | 建物 |
| | | （住所） （氏名） | | |
| | | （住所） （氏名） | | |

（3） どなたに譲渡（売却）されましたか。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 買主 | 住所（所在地） | | |
| | 氏名（名称） | 職業（業種） | |

（4） いくらで譲渡（売却）されましたか。

| ① 譲渡価額 |
|---|
| 円 |

【参考事項】

| | 1回目 | 2回目 | 3回目 | 未収金 |
|---|---|---|---|---|
| 代金の受領状況 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日（予定） |
| | 円 | 円 | 円 | 円 |

お売りになった理由

□ 買主から頼まれたため
□ 他の資産を購入するため
□ 事業資金を捻出するため
□ 借入金を返済するため
□ その他（ ）

「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合の記載方法

○ 「相続税の取得費加算の特例」の適用を受けるときは、「相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）で計算した金額を3面の「2」の「②取得費」欄の上段に「㋑×××円」と二段書きで記載してください。

○ 「保証債務の特例」の適用を受けるときは、「保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書（確定申告書付表）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）で計算した金額を3面の「4」の「B必要経費」欄の上段に「㋺×××円」と二段書きで記載してください。

○ 4面を記載される方で、「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合には、税務署に記載方法をご確認ください。

3 面

## 2 譲渡（売却）された土地・建物の購入（建築）代金などについて記載してください。

（1）譲渡（売却）された土地・建物は、どなたから、いつ、いくらで購入（建築）されましたか。

| 購入・建築 価額の内訳 | 購入（建築）先・支払先 住所（所在地） | 購入（建築）先・支払先 氏名（名称） | 購入・建築年月日 | 購入・建築代金又は譲渡価額の5% |
|---|---|---|---|---|
| 土地 | | | ・ ・ | 円 |
| | | | ・ ・ | 円 |
| | | | ・ ・ | 円 |
| | | | 小計 | （イ） 円 |
| 建物 | | | ・ ・ | 円 |
| | | | ・ ・ | 円 |
| | | | ・ ・ | 円 |
| 建物の構造 | □木造 □木骨モルタル □（鉄骨）鉄筋 □金属造 □その他 | | 小計 | （ロ） 円 |

※ 土地や建物の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。

（2）建物の償却費相当額を計算します。

| 建物の購入・建築価額（ロ） □標準 | 償却率 | 経過年数 | 償却費相当額（ハ） |
|---|---|---|---|
| 円 × 0.9 × | | | 円 |

（3）取得費を計算します。

| ② 取得費 | （イ）＋（ロ）－（ハ） 円 |
|---|---|

※ 「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」を参照してください。なお、建物の標準的な建築価額による建物の取得価額の計算をしたものは、「□標準」に☑してください。

※ 非業務用建物（居住用）の（ハ）の額は、（ロ）の価額の95%を限度とします（償却率は1面をご覧ください。）。

## 3 譲渡（売却）するために支払った費用について記載してください。

| 費用の種類 | 支払先 住所（所在地） | 支払先 氏名（名称） | 支払年月日 | 支払金額 |
|---|---|---|---|---|
| 仲介手数料 | | | ・ ・ | 円 |
| 収入印紙代 | | | ・ ・ | 円 |
| | | | ・ ・ | 円 |
| | | | ・ ・ | 円 |
| | | | ③ 譲渡費用 | 円 |

※ 修繕費、固定資産税などは譲渡費用にはなりません。

## 4 譲渡所得金額の計算をします。

| 区分 | 特例適用条文 | A 収入金額（①） | B 必要経費（②＋③） | C 差引金額（A－B） | D 特別控除額 | E 譲渡所得金額（C－D） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 短期・長期 | 所・措・震 条の | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 短期・長期 | 所・措・震 条の | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 短期・長期 | 所・措・震 条の | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

※ ここで計算した内容（交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合は、4面「6」で計算した内容）を「申告書第三表（分離課税用）」に転記します。

※ 租税特別措置法第37条の9の5の特例の適用を受ける場合は、「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書」を併せて作成する必要があります。

整理欄

4 面

「交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算」
この面（4面）は、交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

## 5 交換・買換（代替）資産として取得された（される）資産について記載してください。

| 物件の所在地 | 種類 | 面積 | 用途 | 契約(予定)年月日 | 取得(予定)年月日 | 使用開始(予定)年月日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | ㎡ | | ・ ・ | ・ ・ | ・ ・ |
| | | ㎡ | | ・ ・ | ・ ・ | ・ ・ |

※ 「種類」欄は、宅地・田・畑・建物などと、「用途」欄は、貸付用・居住用・事務所などと記載してください。
取得された(される)資産の購入代金など(取得価額)について記載してください。

| 費用の内容 | 支払先住所（所在地）及び氏名（名称） | 支払年月日 | 支払金額 |
|---|---|---|---|
| 土地 | | ・ ・ | 円 |
| | | ・ ・ | 円 |
| | | ・ ・ | 円 |
| 建物 | | ・ ・ | 円 |
| | | ・ ・ | 円 |
| | | ・ ・ | 円 |
| ④ 買換(代替)資産・交換取得資産の取得価額の合計額 | | | 円 |

※ 買換(代替)資産の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。
※ 買換(代替)資産をこれから取得される見込みのときは、「買換(代替)資産の明細書」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を提出し、その見込額を記載してください。

## 6 譲渡所得金額の計算をします。

「2面」・「3面」で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「5」で計算した「④買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額」により、譲渡所得金額の計算をします。

(1) (2)以外の交換・買換え(代替)の場合[交換(所法58)・収用代替(措法33)・居住用買換え(措法36の2)・震災買換え(震法12)など]

| 区分 | 特例適用条文 | F 収入金額 | G 必要経費 | H 譲渡所得金額（F－G） |
|---|---|---|---|---|
| 収用代替 | | ①－③－④ | ②×F/(①－③) | |
| 上記以外 | | ①－④ | (②+③)×F/① | |
| 短期・長期 | 所・措・震 ＿＿条の＿＿ | 円 | 円 | 円 |

(2) 特定の事業用資産の買換え・交換(措法37・37の4)などの場合

| 区分 | 特例適用条文 | J 収入金額 | K 必要経費 | L 譲渡所得金額（J－K） |
|---|---|---|---|---|
| ①≦④ | | ①×20% | (②＋③)×20% | |
| ①＞④ | | (①－④)＋④×20% | (②＋③)×J/① | |
| 短期・長期 | 措法 ＿＿条の＿＿ | 円 | 円 | 円 |

| | | 一連番号 |
|---|---|---|
| | | |

1 面

# 平成＿年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）

受付印

| 住所（又は事業所・事務所・居所など） | | フリガナ 氏名 | |
|---|---|---|---|

この付表は、租税特別措置法第37条の12の２（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額（以下「分離課税配当所得金額」といいます。）の計算上控除（損益通算）するため、又は３年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

○ 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

## 1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得金額の計算

（赤字の金額は、△を付けないで書きます。2面の2も同じです。）

○ 「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額」がない場合には、(2)の記載は要しません。

### (1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

| | | |
|---|---|---|
| 株式等に係る譲渡所得等の金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「未公開分」及び「上場分」の①の金額の合計額） | ① | 円 |
| 上場株式等に係る譲渡損失の金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「上場分」の⑨の金額） | ② | |
| 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額（①の金額と②の金額のうち、いずれか少ない方の金額） | ③ | |

### (2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額

| 種目・所得の生ずる場所 | 配当等の収入金額（税込） | 負債の利子 |
|---|---|---|
| | 円 | 円 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 合計額 | ⓐ 申告書第三表㋐へ | ⓑ |
| 本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額（ⓐ－ⓑ）（赤字の場合には０と書いてください。） | ④ | |

### (3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得金額

| | | |
|---|---|---|
| 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額（③－④）（③の金額 ≦ ④の金額 の場合には０と書いてください。）（(2)の記載がない場合には、③の金額を移記してください。） | ⑤ | △をつけて、申告書第三表㋑へ 円 |
| 本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額（④－③）（③の金額 ≧ ④の金額 の場合には０と書いてください。）（(1)の記載がない場合には、④の金額を移記してください。） | ⑥ | 申告書第三表㋒へ |

（平成26年分以降用）

H26.11

2 面（確定申告書付表）

## 2　翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

| 譲渡損失の生じた年分（※１） | 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額（※２） | 本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額（※３） | 本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額 |
|---|---|---|---|
| 本年の3年前分（平成__年分） | Ⓐ（前年分の付表の⑦の金額）　円 | Ⓓ（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分）　円<br>Ⓔ（分離課税配当所得金額から差し引く部分） | |
| 本年の2年前分（平成__年分） | Ⓑ（前年分の付表のⓑの金額） | Ⓕ（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分）<br>Ⓖ（分離課税配当所得金額から差し引く部分） | ⑦　（Ⓑ－Ⓕ－Ⓖ）　円 |
| 本年の前年分（平成__年分） | Ⓒ（前年分の付表のⓒの金額） | Ⓗ（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分）<br>Ⓘ（分離課税配当所得金額から差し引く部分） | ⑧　（Ⓒ－Ⓗ－Ⓘ） |
| 本年分で株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（Ⓓ+Ⓕ+Ⓗ） | ⑨ | 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書㉑へ | |
| 本年分で分離課税配当所得金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（Ⓔ+Ⓖ+Ⓘ） | ⑩ | 申告書第三表㉙へ | |
| 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額（⑤+⑦+⑧） | ⑪ | 申告書第三表㉚へ（※４）　円 | |

※１　平成26年分の申告では、「本年の３年前分」は平成23年分、「本年の２年前分」は平成24年分、「本年の前年分」は平成25年分になります（平成22年分以前に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額を平成26年分から控除することはできません。）。

※２　平成26年分の申告では、平成25年分の申告の「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の各欄の金額を移記します。

※３　「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。

また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の⑪の金額（赤字の場合には、０とみなします。）及び「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」の合計額を限度として、まず株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得金額から控除します。

※４　平成23年に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、平成26年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額を、平成27年分以後に繰り越して控除することはできません。

## 3　前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額の計算

○　「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

| | | |
|---|---|---|
| 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額（※）（⑥－⑩） | ⑫ | 申告書第三表㉛へ　円 |

※　⑫欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の㉙欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

○　特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署におたずねください。

（注）その年の翌年以後に繰り越すための申告が必要です。）。1面の⑤欄及び2面の⑦欄、⑧欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用します（翌年に株式等の売却がない場合でも、上場株式等に係る譲渡損失の金額を

1 面

# 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

【平成＿＿年分】

| 番　号 | |
|---|---|

この明細書は、株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算用として使用するものです。「株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。）を参考に、取引報告書などに基づいて記載してください。
なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

| 住　所<br>（前住所） | （　　） | フリガナ<br>氏　名 | |
|---|---|---|---|
| 電話番号<br>（連絡先） | 職業 | 関与税理士名<br>（電　話） | （　　） |

※　譲渡した年の１月１日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

## １　所得金額の計算

| | | | 未公開分 | 上　場　分 |
|---|---|---|---|---|
| 収入金額 | 譲渡による収入金額 | ① | 円 | 円 |
| | その他の収入 | ② | | |
| | 小　計（①＋②） | ③ | 申告書第三表㉔へ | 申告書第三表㉕へ |
| 必要経費又は譲渡に要した費用等 | 取得費（取得価額） | ④ | | |
| | 譲渡のための委託手数料 | ⑤ | | |
| | | ⑥ | | |
| | 小計（④から⑥までの計） | ⑦ | | |
| 特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額（※1）（△を付けないで書いてください。） | | ⑧ | | |
| 差引金額（③－⑦－⑧） | | ⑨ | | |
| 特定投資株式の取得に要した金額の控除（※2）（⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。） | | ⑩ | | |
| 所得金額（⑨－⑩）（赤字の場合は△を付けて書いてください。） | | ⑪ | 申告書第三表㉞へ | 黒字の場合は申告書第三表㊱へ |
| 本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額（※3） | | ⑫ | 申告書第三表㊲へ | 申告書第三表㊴へ |
| 繰越控除後の所得金額（※4）（⑪－⑫） | | ⑬ | 申告書第三表㊼へ | 申告書第三表㊾へ |

（注）上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。

| 特例適用条文 | 措法＿条の＿＿<br>措法＿条の＿＿ |
|---|---|

※１　「特定管理株式等」とは、租税特別措置法第37条の10の２第１項に規定する特定管理株式及び特定保有株式をいいます。
※２　⑩欄の金額は、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」、「未公開分」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。
※３　⑫欄の金額は、⑪欄の金額が０又は赤字の場合には記載しません。
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の２の⑨欄の金額を、「未公開分」、「上場分」の順に、⑪欄の金額を限度として控除します。
※４　⑬欄の金額は、⑪欄の金額が０又は赤字の場合には記載しません。また、⑬欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の㉕欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

| 整理欄 | | |
|---|---|---|

（平成26年分以降用）
H26.11

「上場分」の⑪欄が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」も記載してください。

2 面（計算明細書）

## 2 申告する特定口座の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

| 口座の区分 | 取引先（金融商品取引業者等） | | 譲渡の対価の額（収入金額） | 取得費及び譲渡に要した費用の額等 | 差引金額（譲渡所得等の金額） | 源泉徴収税額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 源泉口座・簡易口座 | 証券会社 銀行 （ ） | 本店 支店 出張所 （ ） | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 源泉口座・簡易口座 | 証券会社 銀行 （ ） | 本店 支店 出張所 （ ） | | | | |
| 源泉口座・簡易口座 | 証券会社 銀行 （ ） | 本店 支店 出張所 （ ） | | | | |
| 源泉口座・簡易口座 | 証券会社 銀行 （ ） | 本店 支店 出張所 （ ） | | | | |
| 源泉口座・簡易口座 | 証券会社 銀行 （ ） | 本店 支店 出張所 （ ） | | | | |
| 合計（上場分（特定口座）） | | | 1面①へ | 1面④へ | | 申告書第二表「所得の内訳」欄へ |

## 【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

| 区分 | 譲渡年月日 | 譲渡した株式等の銘柄 | 数量 | 譲渡先（金融商品取引業者等）の所在地・名称等 | 譲渡による収入金額 | 取得費（取得価額） | 譲渡のための委託手数料 | 取得年月日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 未公開分・上場分 | ・・ | | 株口 | | 円 | 円 | 円 | ・・（・・） |
| 未公開分・上場分 | ・・ | | | | | | | ・・（・・） |
| 未公開分・上場分 | ・・ | | | | | | | ・・（・・） |
| 未公開分・上場分 | ・・ | | | | | | | ・・（・・） |
| 未公開分・上場分 | ・・ | | | | | | | ・・（・・） |
| 合計 | | 未公開分 | | | 1面①へ | 1面④へ | 1面⑤へ | |
| | | 上場分（一般口座） | | | 1面①へ | 1面④へ | 1面⑤へ | |

| 様式 | 48 |
|---|---|

| 番　号 | |
|---|---|

# 居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成＿＿年分）【租税特別措置法第41条の5用】

| 住所（又は事業所、事務所、居所など） | | フリガナ 氏名 | |
|---|---|---|---|

この計算書は、本年中に行った居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の５第１項（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例）の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の５第４項（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例）の適用を受けるために、本年分の居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。
詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）をご覧ください。

## 居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

（赤字の金額は、△を付けないで書いてください。）

| | | | |
|---|---|---|---|
| **特例の計算の基礎となる居住用財産の譲渡損失の金額**<br>（「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の⑥の合計欄の金額を書いてください。） | | ① | 円 |
| **分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額**<br>（①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください（黒字の場合は０と書きます。）。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。） | | ② | |
| **損益通算の特例の対象となる居住用財産の譲渡損失の金額（特定損失額）**<br>（①と②の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。） | | ③ | |
| **本年分の純損失の金額**<br>（上記③（※1）、申告書Ｂ第一表⑨及び申告書第三表㊽・㊾の金額の合計額又は申告書第四表⑦の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは０と書きます。） | | ④ | |
| **本年分が青色申告の場合** | **不動産所得の金額、事業所得の金額（※2）、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額（※3）のうち赤字であるものの合計額**<br>（それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。） | ⑤ | |
| **本年分が白色申告の場合** | **変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額**<br>（それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは０と書きます。） | ⑥ | |
| **居住用財産の譲渡損失の繰越基準額**<br>（④から⑤又は⑥を差し引いた金額（引ききれない場合は０）を書いてください。） | | ⑦ | |
| **翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額**<br>（③の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。ただし、譲渡した土地等の面積が500㎡を超えるときは、次の算式で計算した金額を書いてください。）<br>（③の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額）＿＿＿＿円 × ｛1 − ｛（土地等に係る特定損失の金額）＿＿＿＿円 ／（③の金額）＿＿＿＿円 × （土地等の面積）＿＿＿＿㎡ − 500㎡ ／（土地等の面積）＿＿＿＿㎡ ｝｝ | | ⑧ | |

※1　「上記③の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額（特別控除前）又は一時所得の黒字の金額（特別控除後、2分の1前）がある場合は、「上記③の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします（「上記③の金額」より、その黒字の金額が多い場合は０とします。）。
※2　「事業所得の金額」とは、申告書Ｂ第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。
※3　「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表（損失申告用）の「１損失額又は所得金額」の㋑、㋺の金額の合計額とします。

（平成25年分以降用）

H26.11

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

| 様式 | 48 |
|---|---|

## 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成10年１月１日から平成27年12月31日までの間に、次の１に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族等に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合において、その特定譲渡の日の属する年の前年１月１日からその特定譲渡をした年の翌年12月31日までの間に、次の２に掲げる買換資産の取得(贈与によるものなど一定のものを除きます。)をし、その取得をした日の属する年の12月31日において、その買換資産に係る住宅借入金等（契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。）の金額を有し、かつ、その取得をした年の翌年12月31日までの間に居住の用に供したとき又は供する見込みであるときは、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として一定の方法により計算した金額(以下「居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。)については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。

また、その年の前年以前３年内の年において生じた純損失の金額（損益通算をしてもなお控除しきれない部分の損失の金額をいいます。)のうち、その居住用財産の譲渡損失の金額に係るもの（その居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産のうちに土地等の面積が500㎡を超えるものが含まれている場合には、その土地等のうち500㎡を超える部分に相当する金額を除きます。)として一定の方法により計算した金額を有する場合は、その年分(その年末において買換資産に係る住宅借入金等の金額を有し、かつ、合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

（注）１　居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、**裏面の計算書**により計算します。
２　住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです(「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）参照)。
３　「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。

### 1　譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の１月１日において所有期間が５年を超えるもののうち次に掲げるものをいいます。

(1)　その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうちに居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。)

(2)　(1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(居住の用に供されなくなった日から同日以後３年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)

(3)　(1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等

(4)　(1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の１月１日における所有期間が５年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同日以後３年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)

### 2　買換資産の範囲

特例の適用対象となる「買換資産」とは、個人が居住の用に供する家屋で次に掲げるもの(居住の用に供する家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供する一の家屋に限ります。）又はその家屋の敷地の用に供する土地等で、国内にあるものをいいます。

(1)　一棟の家屋の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの

(2)　一棟の家屋のうち独立部分を区分所有する場合には、その独立部分の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの

### 3　特例の適用を受けるための手続等

**損益通算の特例**の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」や「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の５用】」(**裏面の計算書**)など一定の書類を添付する必要があります。

**繰越控除の特例**の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書（損失申告用）に買換資産に係る住宅借入金等の残高証明書(原則として、特例の適用を受けようとする年の12月31日現在のもの)などを添付する必要があります。

この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページのタックスアンサー【www.nta.go.jp/taxanswer】をご覧いただくか、税務署におたずねください。

| 様式 | 49 |
|---|---|

| 番　号 | |
|---|---|

# 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成＿＿年分）　【租税特別措置法第41条の５の２用】

| 住　所（又は事業所、事務所、居所など） | | フリガナ 氏　名 | |
|---|---|---|---|

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の５の２第１項（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例）の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の５の２第４項（特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例）の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。

詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）をご覧ください。

## 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

（赤字の金額は、△を付けないで書いてください。）

| | | | |
|---|---|---|---|
| **特例の計算の基礎となる特定居住用財産の譲渡損失の金額**<br>（「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の⑦の合計欄の金額を書いてください。） | | ① | 円 |
| **分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額**<br>（①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください（黒字の場合は０と書きます。）。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。） | | ② | |
| **譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額から特定居住用財産の譲渡価額を控除した残額**<br>（「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の①から②を控除した金額を書いてください。なお、控除した金額が赤字の場合は０と書いてください。） | | ③ | |
| **損益通算の特例の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額（特定損失額）**<br>（①から③の金額のいずれか少ない金額を書いてください。） | | ④ | |
| **本年分の純損失の金額**<br>（上記④（※1）、申告書Ｂ第一表⑨及び申告書第三表㉘・㉙の金額の合計額又は申告書第四表㉗の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは０と書きます。） | | ⑤ | |
| 本年分が青色申告の場合 | **不動産所得の金額、事業所得の金額（※2）、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額（※3）のうち赤字であるものの合計額**<br>（それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。） | ⑥ | |
| 本年分が白色申告の場合 | **変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額**<br>（それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは０と書きます。） | ⑦ | |
| **特定居住用財産の譲渡損失の繰越基準額**<br>（⑤から⑥又は⑦を差し引いた金額（引ききれない場合は0）を書いてください。） | | ⑧ | |
| **翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額**<br>（④の金額と⑧の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。） | | ⑨ | |

※1「上記④の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額（特別控除前）又は一時所得の黒字の金額（特別控除後、2分の1前）がある場合は、「上記④の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします（上記④の金額より、その黒字の金額が多い場合は０とします。）。

※2「事業所得の金額」とは、申告書Ｂ第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。

※3「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表（損失申告用）の「１損失額又は所得金額」の㉓、㉗の金額の合計額とします。

（平成25年分以降用）

H26.11

| 様式 | 49 |
|---|---|

## 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成16年１月１日から平成27年12月31日までの間に、次の１に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合(その特定譲渡に係る契約締結日の前日において住宅借入金等（契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。）を有しているなど一定の要件を満たしている場合に限ります。)において、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額として一定の方法により計算した金額(その特定譲渡に係る契約を締結した日の前日におけるその譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額からその譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とします。以下「特定居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。)については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。

また、損益通算してもなお控除しきれない場合には、その年の翌年以後３年内の各年分(合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

（注）１　特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、**裏面の計算書**により計算します。
２　住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです（「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）参照)。
３　「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。

### １　譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の１月１日において所有期間が５年を超えるもののうち次に掲げるものをいいます。

(1)　その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうちに居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。)
(2)　(1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの（その個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後３年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)
(3)　(1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等
(4)　(1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の１月１日における所有期間が５年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同日以後３年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)

### ２　特例の適用を受けるための手続等

**損益通算の特例**の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」や「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の５の２用】」(**裏面の計算書**)など一定の書類を添付する必要があります。

**繰越控除の特例**の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書(損失申告用)を提出する必要があります。

この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページのタックスアンサー【www.nta.go.jp/taxanswer】をご覧いただくか、税務署におたずねください。

| 様式 | 50 |
|---|---|

# 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例に関する明細書

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 納税者 | 住所 | | 氏名 | フリガナ | 電話番号 | （　　） |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 債務処理計画に基づき贈与した資産に関する事項 | 資産の種類 | 土地 | 宅地・その他（　　） | 数量 | （　　㎡）㎡ |
| | | 建物等 | 事務所・工場・その他（　　） | | （　　㎡）㎡ |
| | | 工業所有権等 | 特許権・実用新案権・その他（　　） | | 件 |
| | 所在地等 | | | | |
| | 取得年月日 | | 年　月　日 | 取得価額 | （　　円）円 |
| | 贈与年月日 | | 平成　年　月　日 | 贈与の時における価額 | （　　円）円 |
| | 贈与を受けた法人の事業の用に供されていた権利の種類 | | 借地権・賃借権・使用貸借権・その他（　　） | | |
| | 贈与を受けた法人の事業の用に供されていた部分の割合 | | ％　（計算根拠等） | | |
| | 贈与後の利用状況 | | | | |
| 贈与を受けた法人に関する事項 | 法人の名称 | | | | |
| | 本店又は主たる事務所の所在地 | | | | |
| | 資本金又は出資金の額 | | 円 | | |
| | 常時使用する従業員の数 | | 人 | | |
| | 法人における贈与者の役職等 | 保証債務の履行時 | 取締役　・　その他（　　） | | |
| | | 資産を贈与した時 | 取締役　・　その他（　　） | | |
| 債務処理計画に関する事項 | 計画策定の基とした準則 | | | | |
| | 計画に定められている債務免除等の金額 | | 円 | | |
| | 計画に定められている債務免除等を行う金融機関等 | | | | |
| 保証債務の一部履行に関する事項 | 主たる債務者 | | 贈与を受けた法人　・　その他（　　） | | |
| | 債権者 | 氏名又は住所 | | | |
| | | 住所又は所在地 | | | |

| | 債務を保証した年月日 | 保証債務の種類 | 保証した債務の金額 |
|---|---|---|---|
| 保証債務の内容 | 年　月　日 | | 円 |

| | 保証債務の一部を履行した年月日 | 保証債務の一部を履行した金額 | 求償権の額 |
|---|---|---|---|
| 保証債務の一部履行に関する事項 | 平成　年　月　日 | 円 | 円 |

| | |
|---|---|
| 資産の贈与及び保証債務の一部履行後における保証債務の（見込み）残高 | 円 |

| | |
|---|---|
| 関与税理士名 | （電話　　） |

| 税務署整理欄 | 資産課税部門 | 名簿番号 |
|---|---|---|
| | | |

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。なお、贈与した資産のうちに贈与を受けた法人の事業の用以外の用に供されている部分がある場合、その部分についてはこの特例の対象となりませんので、この明細書のほかに「譲渡所得の内訳書」を作成し、申告する必要があります。

（資６－96－Ａ４統一）
（平成26年４月１日以後贈与用）

H26.11

| 様式 | 50 |
|---|---|

# 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例に関する明細書

1　使用目的

この明細書は、租税特別措置法第40条の３の２第１項に規定する債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例の適用を受けようとする場合（震災特例法第12条の３の規定により適用を受ける場合を含みます。）に、確定申告書の添付書類として使用するものです。

なお、贈与した資産のうちに贈与を受けた法人の事業の用以外の用に供されている部分がある場合、その部分についてはこの特例の対象となりませんので、この明細書のほかに「譲渡所得の内訳書」（贈与した資産が下記２(1)イ又はロの場合は【土地・建物用】、ハの場合は【総合譲渡用】）を作成し、申告する必要があります。

2　記載要領等

(1)　「債務処理計画に基づき贈与した資産に関する事項」欄

贈与した資産のうちに贈与を受けた法人の事業の用以外の用に供されている部分がある場合、「数量」、「取得価額」及び「贈与の時における価額」については、当該法人の事業の用に供されている部分に相当する数量等を記載し、（　　）内にはそれぞれ贈与した資産の総面積、総額等を記載してください。

なお、当該法人の事業の用に供されている部分については、次の算式により計算した面積に相当する部分又は割合に基づいて計算し、併せて「贈与を受けた法人の事業の用に供されていた部分の割合」に記載してください。

イ　贈与した資産が建物及びその附属設備又は構築物（以下「建物等」という。）の場合

$$\text{贈与した建物等のうち当該法人の事業の用に専ら供されている部分の床面積（A）} + \text{贈与した建物等のうち当該法人の事業の用に供されている部分とその他の部分とに併用されている部分の床面積} \times \frac{\text{A}}{\text{A} + \text{その他の部分に専ら供されている部分の床面積}}$$

ロ　贈与した資産が建物等の敷地の用に供されている土地の場合

$$\text{贈与した土地のうち当該法人の事業の用に供されている建物等の敷地として専ら供されている部分の面積} + \text{贈与した土地のうち当該法人の事業の用に供されている建物等の敷地として供されている部分とその他の部分とに併用されている部分の面積} \times \frac{\text{当該建物等の床面積のうち上記イの算式により計算した当該法人の事業の用に供されている部分の床面積}}{\text{当該建物等の床面積}}$$

ハ　工業所有権その他の資産（有価証券、土地及び建物等を除き、以下「工業所有権等」という。）の場合

$$\frac{\text{贈与した個人が当該法人から収入すべき当該工業所有権等の使用料の額}}{\text{贈与した個人が収入すべき当該工業所有権等の使用料の総額}}$$

(2)　「贈与を受けた法人に関する事項」欄

「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等（役員を除きます。）の総数によって判定します。この場合、法人が酒造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を常時使用する従業員の数に含めてください。

(3)　「債務処理計画に関する事項」欄

イ　「計画策定の基とした準則」には、私的整理に関するガイドライン、株式会社整理回収機構が定める準則、中小企業再生支援協議会が定める準則、特定認証紛争解決手続、株式会社地域経済活性化支援機構が定める実務運用標準及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が定める準則が該当します。

ロ　「債務免除等」とは、債務の免除又は債権のその債務者に対する現物出資による移転（当該債務者においてその債務の消滅に係る利益の額が生じることが見込まれる場合に限ります。）をいいます。

| 様式 | 51 |
|---|---|

| 通信日付印の年月日 | 確認印 | | 番　号 |
|---|---|---|---|
| 年　月　日 | | | |

# 非上場株式等についての 贈与税 / 相続税 の納税猶予の継続届出書

| 入　力 | 確　認 |
|---|---|
| ※ | ※ |

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿税務署長

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　－　　）

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法 第70条の7第1項 / 第70条の7の2第1項 / 第70条の7の4第1項 の規定による 贈与税 / 相続税 の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条 第10項 / 第8項 の規定により関係書類を添付して届け出ます。

| 非上場株式等の | 贈与を受けた / 相続(遺贈)があった | 年月日 | 平成　　年　　月　　日 |
|---|---|---|---|
| 贈与者 / 被相続人 | 住所 | | 氏名 | |

**この届出書は、認定(贈与・相続)承継会社、贈与者ごとに作成してください。**

1　経営(贈与・相続)報告基準日（以下「基準日」といいます。）　平成＿＿年＿＿月＿＿日

2　1の基準日における猶予中 贈与税 / 相続税 額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

3　1の基準日において有する特例(受贈・相続)非上場株式等（以下「非上場株式等」といいます。）の数又は金額　＿＿＿＿＿＿株(口・円)

4　認定（贈与・相続）承継会社の名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

5　1の基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該基準日までの間に、経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合又は再計算免除贈与税・相続税額の通知があった場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【 添付書類 】　認定(贈与・相続)承継会社に係る基準日における次に掲げる書類

① 定款の写し
② 登記事項証明書（基準日以後に作成されたものに限ります。）（※1）
③ 株主名簿の写しその他の書類で認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
④ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に終了する各事業年度の認定(贈与・相続)承継会社の貸借対照表及び損益計算書（※1）
⑤ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第14項の確認書の写し及び同条第2項又は第4項の報告書の写し（※2）
⑥ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し
⑦ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の5に掲げる書類

（※1）②及び④の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日以前である場合には提出する必要はありません。
（※2）⑤の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。

| 関与税理士 | | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

（資12② － 13 － A4統一）

（裏）

## 《 届出をする必要のある方 》

次に掲げる方は、それぞれ次に掲げる提出期限までに贈与税又は相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

1　非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７第１項）の適用を受けている方

イ　経営贈与承継期間(注1)の場合　　第一種贈与基準日(注2)の翌日から５か月を経過する日
ロ　経営贈与承継期間の末日の翌日から猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間
　　第二種贈与基準日(注3)の翌日から３か月を経過する日

(注1)　「経営贈与承継期間」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日又は経営承継者若しくは贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
(注2)　「第一種贈与基準日」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して１年を経過するごとの日をいいます。
(注3)　「第二種贈与基準日」とは、経営贈与承継期間の末日の翌日から３年を経過するごとの日をいいます。

2　非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の７の２第１項)の適用を受けている方

イ　経営承継期間(注4)の場合　　第一種基準日(注5)の翌日から５か月を経過する日
ロ　経営承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間
　　第二種基準日(注6)の翌日から３か月を経過する日

(注4)　「経営承継期間」とは、相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日又は経営承継者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
(注5)　「第一種基準日」とは、相続税の申告書の提出期限の翌日から１年を経過するごとの日をいいます。
(注6)　「第二種基準日」とは、経営承継期間の末日の翌日から３年を経過するごとの日をいいます。

3　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の７の４第１項)の適用を受けている方

イ　経営相続承継期間(注7)の場合　　第一種相続基準日(注8)の翌日から５か月を経過する日
ロ　経営相続承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間
　　第二種相続基準日(注9)の翌日から３か月を経過する日

(注7)　「経営相続承継期間」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日までの間に贈与者について相続が開始した場合におけるその相続の開始の日からその５年を経過する日又は経営承継者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
(注8)　「第一種相続基準日」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して１年を経過するごとの日をいいます。
(注9)　「第二種相続基準日」とは、経営相続承継期間の末日の翌日から３年を経過するごとの日をいいます。

4　「経営承継者」とは、
イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

5　基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。
(提出書類)
①　合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し（※１）
②　次に掲げる書類(合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。)
　イ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書（※１）
　ロ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。）
　ハ　合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第14項の確認書の写し及び同条第9項又は第10項の報告書の写し（※２）

(※１)①及び②イの書類は、申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。
(※２)②ハの書類は、申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

26.12

| 様式 | 52 |
|---|---|

## 認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書

| 受贈者、相続人(受遺者)の氏名 | | 入力 ※ | 確認 ※ |
|---|---|---|---|

租税特別措置法施行令　第40条の８第34項<br>第40条の８の２第41項　の規定による継続届出書の提出における認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。

| 認定(贈与・相続)承継会社の名称 | (変更前) | 本店の所在地 | (変更前) |
|---|---|---|---|

| この届出書を提出する日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日までに終了する各事業年度における総収入金額(注１) | ① 直前の事業年度 | ② ２期前の事業年度 | ③ ３期前の事業年度 |
|---|---|---|---|
| | 円 | 円 | 円 |

| 経営(贈与・相続)報告基準日(以下「基準日」といいます。)の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の基準日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日 | 事実発生日 | ・　・ |
|---|---|---|
| | 事由 | |

**※基準日が特例の適用に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日の翌日以後である場合には、その基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。**

| | | | 帳簿価額 | 運用収入 |
|---|---|---|---|---|
| ① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額 | | | 円 | |
| ② 直前の事業年度末における準備金の額 | | | 円 | |
| ③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額 | | | 円 | |
| ④ 直前の事業年度における総収入金額 | | | 円 | |
| ⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入(注２) | | | 帳簿価額 | 運用収入 |
| | 有価証券 | 資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分 | a 円 | j 円 |
| | | 特別子会社の株式又は持分以外のもの(上記株式又は持分を除く。) | b 円 | k 円 |
| | 不動産 | 現に自ら使用しているもの以外 | c 円 | l 円 |
| | ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利 | 事業の用に供することを目的として有するもの以外 | d 円 | m 円 |
| | 絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石 | 事業の用に供することを目的として有するもの以外 | e 円 | n 円 |
| | 現金、預貯金等 | 現金及び預貯金その他これらに類する資産 | f 円 | o 円 |
| | | 経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産 | g 円 | p 円 |
| ⑥ 剰余金の配当等の額(基準日の直前の事業年度末以前５年間に支払われたもの)(注３) | | 経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額 | h 円 | |
| | | 会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額 | i 円 | |
| ⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額(a+b+c+d+e+f+g+h+i) | | | 円 | |
| ⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額(j+k+l+m+n+o+p) | | | | 円 |

| ⑨ 特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合(⑦/③) | % | ⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合(⑧/④) | % |
|---|---|---|---|

| 基準日における常時使用従業員数(注４) | 人 |
|---|---|

(資12②－14－Ａ４統一)

※欄には記載しないでください。

**この明細書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書と一緒に提出してください。**

（裏）

1　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、

イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。

ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営報告基準日」をいいます。

ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第６号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

2　「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第１条第12項第２号イに定めるものをいいます。

3　「経営承継者」とは、

イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。

ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。

ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

4　「経営承継者と特別の関係がある者」とは、

イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７第１項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の８第10項に定める特別の関係がある者をいいます。

ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の２第１項）の適用を受けている方又は非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の４第１項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の８の２第11項に定める特別の関係がある者をいいます。

（注１）基準日が経営（贈与・相続）承継期間の場合には、基準日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。(※)以下同じです。）のみを①欄に記載し、基準日が経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、基準日の属する事業年度の直前の事業年度以前３期分の各総収入金額を①から③の各欄に記載してください。

※　平成26年12月31日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式等について、納税猶予の特例の適用を受けた方（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の７、第70条の７の２又は第70条の７の４の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）については、営業外収益及び特別利益を含む総収入金額を記載してください。

（注２）「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。

（注３）会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、租税特別措置法第70条の７第１項の規定の適用に係る贈与の時前及び同法第70条の７の２第１項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。

（注４）「基準日における常時使用従業員数」欄は、平成26年12月31日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式等について、納税猶予の特例の適用を受けている方（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の７、第70条の７の２又は第70条の７の４の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）のみ記載してください。

26.12

| 様式 | 53 |
|---|---|

**納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書**

| 受贈者、相続人（受遺者）の氏名 | | 入力 | 確認 |
|---|---|---|---|
| | | ※ | ※ |

**1　納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細**

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の１の基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細は、次のとおりです。

| 番号 | 期限の到来した事由<br>（該当する事由にレ点を付してください。） | 事由が生じた<br>年　月　日 | 期限が到来した<br>株(口)数等 | 期限が到来した猶予中<br>贈与税・相続税額 |
|---|---|---|---|---|
| | □ 適格合併・適格交換等<br>□ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等<br>□ 合併により消滅<br>□ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当<br>□ 会社分割<br>□ 組織変更 | ・　・ | 株(口)円 | 円 |
| | □ 適格合併・適格交換等<br>□ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等<br>□ 合併により消滅<br>□ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当<br>□ 会社分割<br>□ 組織変更 | ・　・ | 株(口)円 | 円 |
| | □ 適格合併・適格交換等<br>□ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等<br>□ 合併により消滅<br>□ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当<br>□ 会社分割<br>□ 組織変更 | ・　・ | 株(口)円 | 円 |
| | □ 適格合併・適格交換等<br>□ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等<br>□ 合併により消滅<br>□ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当<br>□ 会社分割<br>□ 組織変更 | ・　・ | 株(口)円 | 円 |

**2　再計算免除贈与税・相続税額の明細**

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の１の基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に、免除された再計算免除 贈与税 相続税 額の明細は、次のとおりです。

| 番号 | 認可決定日 | 剰余金の配当等の額 | 再計算免除贈与税・相続税額 |
|---|---|---|---|
| | ・　・ | 円 | 円 |
| | ・　・ | 円 | 円 |
| | ・　・ | 円 | 円 |

※欄には記載しないでください。

（資12②－15－Ａ４統一）

（裏）

1　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、

イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。

ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営報告基準日」をいいます。

ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第６号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

2　「期限の到来した事由」中

イ　「適格合併・適格交換等」とは、租税特別措置法第70条の７第５項又は第70条の７の２第４項(同法第70条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。

ロ　「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」とは、同法第70条の７第６項第２号又は第70条の７の２第５項第２号(同法第70条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。

ハ　「合併により消滅」とは、同法第70条の７第６項第３号又は第70条の７の２第５項第３号(同法第70条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。

ニ　「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第70条の７第６項第４号又は第70条の７の２第５項第４号(同法第70条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。

ホ　「会社分割」とは、同法第70条の７第６項第５号又は第70条の７の２第５項第５号(同法第70条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。

ヘ　「組織変更」とは、同法第70条の７第６項第６号又は第70条の７の２第５項第６号(同法第70条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。

3　「事由が生じた年月日」とは、

イ　「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。

ロ　「特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。

ハ　「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。

ニ　「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。

ホ　「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。

ヘ　「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。

4　「２　再計算免除贈与税・相続税額の明細」欄は、租税特別措置法第70条の７第25項又は第70条の７の２第25項（同法第70条の７の４第13項により準用する場合を含みます。）による通知があった場合に記載します。

5　「認可決定日」とは、租税特別措置法第70条の７第22項又は第70条の７の２第22項（同法第70条の７の４第13項により準用する場合を含みます。）に規定する「認可決定日」をいいます。

6　「剰余金の配当等の額」とは、租税特別措置法第70条の７第22項第２号又は第70条の７の２第22項第２号（同法第70条の７の４第13項により準用する場合を含みます。）に掲げる金額をいいます。

26.12

| 様式 | 54 |
|---|---|

| 通信日付印の年月日 | 確認印 | | 番　号 |
|---|---|---|---|
| 年　月　日 | | | |

| 入　力 | 確　認 |
|---|---|
| ※ | ※ |

# 非上場株式等についての 贈与税 相続税 の納税猶予の免除届出書（死亡免除）

税務署受付印

※印欄は記入しないでください。

平成　年　月　日

税務署長

平成　年　月　日に 贈与者 受贈者 相続人等 （氏名　　）

（住所：　　）が死亡し、租税特別措置法

第70条の７第16項第__号
第70条の７の２第16項第１号
第70条の７の４第12項
の規定により次の 贈与税 相続税 を免除されたいので届け出ます。

届出者
〒

住所　　氏名　　印　贈与者 受贈者との続柄 相続人等

**※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。**

1　特例(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)の 贈与を受けた 相続(遺贈)があった 年月日　平成　年　月　日

2　死亡日における猶予中 贈与税 相続税 額　　円

3　免除を受ける 贈与税 相続税 額　　円

4　死亡日において有する非上場株式等の数又は金額　　株(口・円)

5　贈与者 被相続人 の住所　　氏名

6　死亡日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡日までの間に経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【添付書類】　死亡日における認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる書類

①　定款の写し
②　登記事項証明書（死亡日以後に作成されたものに限ります。）（※1）
③　株主名簿の写しその他の書類で認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
④　死亡日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡日までの間に終了する各事業年度の認定(贈与・相続)承継会社の貸借対照表及び損益計算書（※1）
⑤　贈与税について届出を行う場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第14項の確認書の写し及び同条第６項又は第12項の報告書の写し、相続税について届出を行う場合には、同条第14項の確認書の写し及び同条第８項の報告書の写し（※2）
⑥　死亡日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書の写し若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し
⑦　死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から死亡日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の３に掲げる書類

（※1）②及び④の書類は、死亡日が申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日以前である場合には提出する必要はありません。
（※2）⑤の書類は、死亡日が申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。

| 関与税理士 | | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

（資12②－16－Ａ４統一）

（裏）

**1　届出書を提出する人**

贈与者、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が死亡した場合には、経営承継受贈者、経営承継受贈者の相続人（包括受遺者を含みます。以下同じです。）、経営承継相続人等の相続人又は経営相続承継受贈者の相続人は、贈与者が死亡した場合にはその死亡した日から10か月以内に、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が死亡した場合にはその死亡した日から６か月以内に、この届出書を提出する必要があります。

（注１）贈与者、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が、贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して１年を経過する日までの間に死亡した場合には、表面の「死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。

（注２）贈与者が死亡した場合に経営承継受贈者が提出するこの届出書は、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書と併せて提出する必要があります。

**2　記載方法等**

(1)　標題の「贈与税／相続税」や本文の「受贈者／贈与者／相続人等」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。

なお、「第70条の７第16項第＿号／第70条の７の２第16項第１号／第70条の７の４第12項」の箇所について、租税特別措置法第70条の７第16項の規定に基づき、この届出書を提出する場合には、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

| 区分 | | 記載例 |
|---|---|---|
| ① | 贈与者の死亡の時以前に経営承継受贈者が死亡した場合 | 第70条の７第16項第１号 |
| ② | 贈与者が死亡した場合 | 第70条の７第16項第２号 |

(2)　本文の「平成　年　月　日に受贈者／贈与者／相続人等（氏名　）（住所　）」欄には、死亡年月日と住所、氏名を記載してください。

(3)　「受贈者／贈与者／相続人等との続柄」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

(4)　「認定（贈与・相続）承継会社」は、租税特別措置法第70条の７第２項第１号、租税特別措置法第70条の７の２第２項第１号及び租税特別措置法第70条の７の４第２項第１号に定める会社をいいます。

(5)　「贈与者」とは、租税特別措置法第70条の７第１項に定める「贈与者」をいいます。

(6)　「受贈者」とは、租税特別措置法第70条の７第２項第３号に定める「経営承継受贈者」をいいます。

(7)　「相続人等」とは、租税特別措置法第70条の７の２第２項第３号に定める「経営承継相続人等」又は租税特別措置法第70条の７の４第２項第３号に定める「経営相続承継受贈者」をいいます。

(8)　「経営承継者」とは、

イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。

ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。

ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

3　死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次の書類も併せて提出してください。

（提出書類）

①　合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し（※１）

②　次に掲げる書類（合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）

イ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書（※１）

ロ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。）

ハ　合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第14項の確認書の写し及び同条第９項又は第10項の報告書の写し（※２）

（※１）①及び②イの書類は、申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

（※２）②ハの書類は、申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には書類を提出する必要はありません。

26.12

| 様式 | 55 |
|---|---|

## 認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書

（免除届出用）

| 受贈者、相続人（受遺者）の氏名 | | 入力 ※ | 確認 ※ |
|---|---|---|---|

※欄には記載しないでください。

租税特別措置法施行令 第40条の８第35項 / 第40条の８の２第42項 の規定による免除届出書の提出における認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。

| 認定(贈与・相続)承継会社の名称 | (変更前) | 本店の所在地 | (変更前) |
|---|---|---|---|

| 死亡等の日の属する事業年度の直前の各事業年度における総収入金額（注１） | ① 直前の事業年度 | ② ２期前の事業年度 | ③ ３期前の事業年度 |
|---|---|---|---|
| | 円 | 円 | 円 |

| 死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡等の日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日 | 事実発生日 | ・ ・ |
|---|---|---|
| | 事由 | |

**※死亡等の日が特例の適用に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日の翌日以後である場合には、その死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度末における認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。**

| | | | | 帳簿価額 | 運用収入 |
|---|---|---|---|---|---|
| ① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額 | | | | 円 | |
| ② 直前の事業年度末における準備金の額 | | | | 円 | |
| ③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額 | | | | 円 | |
| ④ 直前の事業年度における総収入金額 | | | | 円 | |
| ⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入(注２) | 有価証券 | 資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分 | a | 円 | j 円 |
| | | 特別子会社の株式又は持分以外のもの（上記株式又は持分を除く。） | b | 円 | k 円 |
| | 不動産 | 現に自ら使用しているもの以外 | c | 円 | l 円 |
| | ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利 | 事業の用に供することを目的として有するもの以外 | d | 円 | m 円 |
| | 絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石 | 事業の用に供することを目的として有するもの以外 | e | 円 | n 円 |
| | 現金、預貯金等 | 現金及び預貯金その他これらに類する資産 | f | 円 | o 円 |
| | | 経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産 | g | 円 | p 円 |
| ⑥ 剰余金の配当等の額（基準日の直前の事業年度末以前５年間に支払われたもの）（注３） | | 経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額 | h | 円 | |
| | | 会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額 | i | 円 | |
| ⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額（a+b+c+d+e+f+g+h+i） | | | | 円 | |
| ⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額（j+k+l+m+n+o+p） | | | | | 円 |

| ⑨ 特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合（⑦/③） | % | ⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合（⑧/④） | % |
|---|---|---|---|

| 基準日における常時使用従業員数（注４） | 人 |
|---|---|

（資12②－17－Ａ４統一）

**この明細書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書と一緒に提出してください。**

（裏）

租税特別措置法第 70 条の７の２第 16 項第２号に係る免除届出書を提出する場合においては、特例非上場株式等の全てを贈与した場合に限り、この明細書を提出してください。

１　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第６号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

２　「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第１条第 12 項第２号イに定めるものをいいます。

３　「経営承継者」とは、
イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

４　「経営承継者と特別の関係がある者」とは、
イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の８第 10 項に定める特別の関係がある者をいいます。
ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方及び非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は租税特別措置法施行令第 40 条の８の２第 11 項に定める特別の関係がある者をいいます。

５　「死亡等の日」とは、租税特別措置法施行令第 40 条の８第 35 項の経営承継受贈者又は経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した日若しくは租税特別措置法施行令第 40 条の８の２第 42 項の経営承継相続人等が死亡した日又は経営承継相続人等が租税特別措置法第 70 条の７第１項の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

（注１）死亡等の日が経営（贈与・相続）承継期間の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。(※) 以下同じです。）のみを①欄に記載し、死亡等の日が経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度以前３期分の各総収入金額を①から③の各欄に記載してください。
※　平成 26 年 12 月 31 日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式等について、納税猶予の特例の規定の適用を受けた方（所得税法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第５号）附則第 86 条第 14 項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第 70 条の７、第 70 条の７の２又は第 70 条の７の４の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）については、営業外収益及び特別利益を含む総収入金額を記載してください。

（注２）「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。

（注３）会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、租税特別措置法第 70 条の７第１項の規定の適用に係る贈与の時前及び同法第 70 条の７の２第１項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。

（注４）「基準日における常時使用従業員数」欄は、平成 26 年 12 月 31 日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式等について、納税猶予の特例の適用を受けている方（所得税法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第５号）附則第 86 条第 14 項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第 70 条の７、第 70 条の７の２又は第 70 条の７の４の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）のみ記載してください。

26.12

| 様式 | 56 |
|---|---|

## 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細書

（ 免 除 届 出 用 ）

| 受贈者、相続人（受遺者）の氏名 | | 入　力 | 確　認 |
|---|---|---|---|
| | | ※ | ※ |

※欄には記載しないでください。

租税特別措置法施行令 第40条の８第35項 第40条の８の２第42項 の規定による死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細は、次のとおりです。

| 番号 | 期限の到来した事由（該当する事由にレ点を付してください。） | 事由が生じた年　月　日 | 期限が到来した株(口)数等 | 期限が到来した猶予中贈与税・相続税の額 |
|---|---|---|---|---|
| | □ 適格合併・適格交換等<br>□ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等<br>□ 合併により消滅<br>□ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当<br>□ 会社分割<br>□ 組織変更 | ・　・ | 株(口)円 | 円 |
| | □ 適格合併・適格交換等<br>□ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等<br>□ 合併により消滅<br>□ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当<br>□ 会社分割<br>□ 組織変更 | ・　・ | 株(口)円 | 円 |
| | □ 適格合併・適格交換等<br>□ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等<br>□ 合併により消滅<br>□ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当<br>□ 会社分割<br>□ 組織変更 | ・　・ | 株(口)円 | 円 |
| | □ 適格合併・適格交換等<br>□ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等<br>□ 合併により消滅<br>□ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当<br>□ 会社分割<br>□ 組織変更 | ・　・ | 株(口)円 | 円 |
| | □ 適格合併・適格交換等<br>□ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等<br>□ 合併により消滅<br>□ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当<br>□ 会社分割<br>□ 組織変更 | ・　・ | 株(口)円 | 円 |

（資12②－18－Ａ４統一）

（裏）

租税特別措置法第 70 条の７の２第 16 項第２号に係る免除届出書を提出する場合においては、特例非上場株式等の全てを贈与した場合に限りこの明細書を提出してください。

１　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、

イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。

ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営報告基準日」をいいます。

ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第６号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

２　「期限の到来した事由」中

イ　「適格合併・適格交換等」とは、租税特別措置法第 70 条の７第５項又は同法第 70 条の７の２第４項(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。

ロ　「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」とは、同法第 70 条の７第６項第２号又は同法第 70 条の７の２第５項第２号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。

ハ　「合併により消滅」とは、同法第 70 条の７第６項第３号又は同法第 70 条の７の２第５項第３号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。

ニ　「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第 70 条の７第６項第４号又は同法第 70 条の７の２第５項第４号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。

ホ　「会社分割」とは、同法第 70 条の７第６項第５号又は同法第 70 条の７の２第５項第５号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。

ヘ　「組織変更」とは、同法第 70 条の７第６項第６号又は同法第 70 条の７の２第５項第６号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。

３　「事由が生じた年月日」とは、

イ　「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。

ロ　「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。

ハ　「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。

ニ　「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。

ホ　「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。

ヘ　「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。

４　「死亡等の日」とは、租税特別措置法施行令第 40 条の８第 35 項の経営承継受贈者又は経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した日及び租税特別措置法施行令第 40 条の８の２第 42 項の経営承継相続人等が死亡した日又は経営承継相続人等が租税特別措置法第 70 条の７第１項の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

（注）　経営承継受贈者、経営承継受贈者に係る贈与者又は経営承継相続人等が贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して１年を経過する日までの間に死亡した場合には、表面の「死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の提出期限」となります。

26. 12

| 様式 | 57 |
|---|---|

| 通信日付印の年月日 | 確認印 | | 番　号 |
|---|---|---|---|
| 年　月　日 | | | |

| 入　力 | 確　認 |
|---|---|
| ※ | ※ |

# 非上場株式等についての相続税の納税猶予の免除届出書（特例免除）

税務署
受付印

※印欄は記入しないでください。

平成　　年　　月　　日

　　税務署長

私は、租税特別措置法第70条の７第１項の規定の適用に係る贈与をし、同法 第70条の７の２第16項第２号 / 第70条の７の４第12項 の規定により次の相続税を免除されたいので届け出ます。

届出者

〒
住所　　氏名　　印

認定（相続）承継会社の商号

1　特例（相続）非上場株式等（以下「非上場株式等」といいます。）の贈与をした年月日　　平成　　年　　月　　日

2　非上場株式等の贈与を受けた人の住所・氏名

住所　　氏名

3　贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額　　株（口・円）

4　贈与をした非上場株式等の数又は金額　　株（口・円）

5　贈与の直前における猶予中相続税額　　円

6　免除を受ける相続税額
（裏面の「2　記載方法等」の(2)の算式により計算した金額）　　円

7　非上場株式等を相続（遺贈）した年月日　　平成　　年　　月　　日

8　被相続人の住所　　氏名

9　贈与をした日の直前の経営（相続）報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）」に記載の上、この届出書に添付して提出してください（非上場株式等の全てを贈与した場合に限ります。）。

【添付書類】　非上場株式等の全てを贈与した日における認定（相続）承継会社に係る次に掲げる書類

①　定款の写し

②　登記事項証明書（贈与をした日以後に作成されたものに限ります。）（※）

③　株主名簿の写しその他の書類で認定（相続）承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（相続）承継会社が証明したものに限ります。）

④　贈与をした日の直前の経営（相続）報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に終了する各事業年度の認定（相続）承継会社の貸借対照表及び損益計算書（※）

⑤　贈与をした日の直前の経営（相続）報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

⑥　贈与をした日の直前の経営（相続）報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の４に掲げる書類

（※）②及び④の書類は、贈与をした日が相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日以前である場合には提出する必要はありません。

| 関与税理士 | | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

（資12②－19－Ａ４統一）

| 様式 | 57 |
|---|---|

（裏）

## 記 載 方 法 等

1　届出書を提出する人

経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が経営（相続）承継期間の末日の翌日以後に同法第70条の７第１項の規定の適用に係る贈与をした場合には、届出書を提出する必要があります。

なお、この届出書は、贈与をした日から６か月以内に提出する必要があります。

2　記載方法等

(1)　届出者の欄には、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者の住所、氏名及び認定（相続）承継会社の商号を記載してください。

(2)　「６　免除を受ける相続税額」欄には、次の算式により計算した金額を記載してください。

$$\text{猶予中相続税額} \times \frac{\text{贈与をした特例非上場株式等の数又は金額}}{\text{贈与の直前における特例非上場株式等の数又は金額}}$$

(注)　計算した金額に百円未満の端数があるとき又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

(3)　「７　非上場株式等を相続(遺贈)した年月日」欄には、届出者が非上場株式等を相続(遺贈)により取得をした年月日を記載してください。

(4)　「８　被相続人の住所＿氏名＿」欄には、非上場株式等に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。

3　「経営承継者」とは、

イ　非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。

ロ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

4　贈与をした日の直前の経営報告基準日の翌日からその贈与をした日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次の書類も併せて提出してください。

(提出書類)

①　合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し（※１）

②　次に掲げる書類(合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。)

イ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書（※１）

ロ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。）

ハ　合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第14項の確認書の写し及び同条第9項又は第10項の報告書の写し（※２）

（※１）①及び②イの書類は、申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

（※２）②ハの書類は、申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

26.12

| 様式 | 58 |
|---|---|

| 通信日付印の年月日 | 確認印 | | 番　号 |
|---|---|---|---|
| 年　月　日 | | | |

# 非上場株式等についての納税猶予の 贈与税 / 相続税 の免除申請書

| 入　力 | 確　認 |
|---|---|
| ※ | ※ |

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長殿

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　－　　）

租税特別措置法 第70条の７第17項 / 第70条の７の２第17項 / 第70条の７の４第12項 の規定により納税の猶予に係る猶予中の 贈与税 / 相続税 について、

次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

※印欄は記入しないでください。

**1　この申請に係る事由の別**

認定（贈与・相続）承継会社の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　該当する事由にレ点を付してください。

□　①　租税特別措置法（第70条の７第17項第１号・第70条の７の２第17項第１号）に該当
（譲渡先の氏名又は名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（譲渡先の住所又は所在地）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□　②　租税特別措置法（第70条の７第17項第２号・第70条の７の２第17項第２号）に該当
（破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日）平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日
（解散をした日）　平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

□　③　租税特別措置法（第70条の７第17項第３号・第70条の７の２第17項第３号）に該当
（吸収合併存続会社等（注１）の名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（吸収合併存続会社等の所在地）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□　④　租税特別措置法（第70条の７第17項第４号・第70条の７の２第17項第４号）に該当
（株式交換完全親会社等（注２）の名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（株式交換完全親会社等の所在地）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

**2　１の事情が生じた年月日**　平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

**3　１の事情の詳細**

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

**4　免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算**

※　上記１の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。

①　猶予中贈与税・相続税額（注３）・・・・・・・・・・・・・・・・①　＿＿＿＿＿＿＿＿円

②　特例（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額（注４）・・・②　＿＿＿＿＿＿＿＿円

③　特例（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額（注５）・・③　＿＿＿＿＿＿＿＿円

④　②と③のいずれか大きい金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・④　＿＿＿＿＿＿＿＿円

⑤　剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額）（注６）・・・・・・・・・・⑤　＿＿＿＿＿＿＿＿円

イ　経営承継者（注７）及び経営承継者と生計を一にする者が
会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額・・・・・・・・・（イ＿＿＿＿＿＿＿＿円）

ロ　会社から支給された給与（注８）の額のうち、法人税法第
34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額・・・・・（ロ＿＿＿＿＿＿＿＿円）

⑥　免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（④+⑤））・・・・⑥　＿＿＿＿＿＿＿＿円

※　この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

| 関与税理士 | | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

（資12②　－　25　－　Ａ４統一）

（裏）

## 《 添 付 書 類 等 》

この申請書は、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後、譲渡等の一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、譲渡等の事由の生じた日から２か月以内（譲渡等の一定の事由の生じた日から２か月以内に経営承継者が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から６か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

1　租税特別措置法（第70条の７第17項第１号・第70条の７の２第17項第１号）に該当する場合とは、

①　経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合

（注）　上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の８第36項及び租税特別措置法施行規則第23条の９第32項に定める者をいいます。

②　民事再生法の規定による再生計画若しくは会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画若しくは更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合をいいます。

（注）　上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の８第37項に定める事実をいい、「一定のもの」とは、同項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【①に該当する場合の添付書類】

1　譲渡等があったことを明らかにする書類
2　譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の登記事項証明書（譲渡等後に作成されたものに限ります。）
3　譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
4　その他参考となる書類

【②に該当する場合の添付書類】

1　次に掲げる認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
・「再生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
・「更生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
・「債務処理計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
2　譲渡後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
3　その他参考となる書類

2　租税特別措置法（第70条の７第17項第２号・第70条の７の２第17項第２号）に該当する場合とは、認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

1　破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
2　その他参考となる書類

3　租税特別措置法（第70条の７第17項第３号・第70条の７の２第17項第３号）に該当する場合とは、認定（贈与・相続）承継会社が合併により消滅した場合をいいます。

【添付書類】

1　合併があったことを明らかにする書類
2　その他参考となる書類

4　租税特別措置法（第70条の７第17項第４号・第70条の７の２第17項第４号）に該当する場合とは、認定（贈与・相続）承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等（注２）となった場合をいいます。

【添付書類】

1　株式交換等があったことを明らかにする書類
2　その他参考となる書類

（注１）　「吸収合併存続会社等」とは、会社法第749条第１項に規定する吸収合併存続会社又は同法第753条第１項に規定する新設合併設立会社をいいます。

（注２）　「株式交換完全親会社等」とは、会社法第768条第１項第１号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は同法第773条第１項第５号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社）をいいます。

（注３）　認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。

（注４）　特例（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった認定（贈与・相続）承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）をいいます。

（注５）　「特例（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の９第33項に定める金額をいいます。

（注６）　認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前５年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の解散前５年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前５年間に支払われたものをいいます。

（注７）　「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の７第２項第３号に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の７の２第２項第３号に規定する「経営承継相続人」及び同法第70条の７の４第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

（注８）　「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

26. 12

| 様式 | 59 |
|---|---|

| 通信日付印の年月日 | 確認印 | | 番　号 |
|---|---|---|---|
| 年　月　日 | | | |

# 非上場株式等についての納税猶予の 贈与税／相続税 の再計算免除申請書

| 入　力 | 確　認 |
|---|---|
| ※ | ※ |

※印欄は記入しないでください。

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿税務署長

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　－　　）

租税特別措置法 第70条の７第１項／第70条の７の２第１項／第70条の７の４第１項 の規定による納税の猶予に係る猶予中の 贈与税／相続税 について、

次のとおり同条 第22項／第22項／第13項 の規定の適用を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

**１　この申請に係る事由の別**

認定（贈与・相続）承継会社の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（※　認定（贈与・相続）承継会社について、該当する事由の「□」にレ印を記入してください。）

| | | |
|---|---|---|
| □ | ① | 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の８第43項１号又は第40条の８の２第51項１号で定める評定が行われたこと |
| □ | ② | 会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の８第43項１号又は第40条の８の２第51項１号で定める評定が行われたこと |
| □ | ③ | 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の８第37項又は第40条の８の２第45項に定める法人税法施行令第24条の２第１項に規定する事実が生じた場合において、その会社の有する資産につき同項第１号イに規定する事実に従って行う同項第二号の資産評定が行われたこと |

**２　１の事情が生じた年月日**　　平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

**３　１の事情の詳細**　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。）

**４　再計算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算**

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | **猶予中贈与税・相続税額**（注1） | | 円 |
| ② | **再計算猶予中贈与税・相続税額**（注2） | 下表の「**特例（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額の計算**」の「**認可決定日における価額**」欄の価額に基づき再計算をした納税猶予分の贈与税額又は相続税額を記入します。 | 円 |
| ③ | **剰余金の配当等の額**（イ＋ロ）（注3） | | 円 |
| | イ　経営承継者（注4）及び経営承継者と生計を一にする者が認定（贈与・相続）承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額 | | 円 |
| | ロ　認定（贈与・相続）承継会社から支給された給与（注5）の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額 | | 円 |
| ④ | **再計算免除贈与税・相続税額**（①－（②＋③）） | | 円 |

（※　再計算猶予中贈与税・相続税額の計算の基となる特例（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額を計算します。）

**特例（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額の計算**

| | | |
|---|---|---|
| a | 認可決定日の直前において認定（贈与・相続）承継会社の発行済株式又は出資（議決権があるものに限ります。）の総数又は総額の全てを贈与又は相続により取得したとした場合のその贈与又は相続の時における認定（贈与・相続）承継会社の株式又は出資の価額の１単位当たりの価額 | 円 |
| b | 認可決定日の直前において有していた認定（贈与・相続）承継会社の特例（受贈・相続）非上場株式等の数又は金額 | 株（口・円） |
| c | **認可決定日における価額**（ａ×ｂ）（注2） | 円 |

※　この申請に必要な書類等については、裏面をご覧ください。

| 関与税理士 | | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

（資12②－ 32 －Ａ４統一）

（裏）

## 《 添 付 書 類 等 》

この申請書は、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に、認定（贈与・相続）承継会社について、民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定等があった場合において、その認定（贈与・相続）承継会社の有する資産につき評定が行われたことなど、この申請書の「１　この申請に係る事由の別」の①から③に掲げる事由（以下「申請事由」といいます。）のいずれかの事実が生じたことにより、認可の決定等があった日（以下「認可決定日」といいます。）における価額に基づき納税猶予分の贈与税額又は相続税額の再計算をし、免除申請を行うときに使用します。

なお、この申請を行う場合には、申請事由に係る認可決定日から２か月以内（その認可決定日から２か月以内に経営承継者が死亡した場合には、その経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）がその経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から６か月以内）に、この申請書に次の１又は２の場合に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付して提出する必要があります。

**【添付書類】**

**１　民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合**（申請事由の①又は②に該当する場合）

⑴　認可決定日における認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第２条に規定する中小企業者であること及びその認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの

⑵　認定（贈与・相続）承継会社に係る登記事項証明書（認可決定日以後に作成されたもので次に掲げる事項の記載があるものに限ります。）

イ　認可決定日の前日において、経営承継者が認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有する者であった旨

ロ　再生計画の認可の決定があった場合にあっては、監督委員又は管財人が選任されている旨

⑶　認可決定日における認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）

⑷　認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画（民事再生法第２条第３号に規定する再生計画で同法第 174 条第１項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその再生計画の認可の決定があったことを証する書類又はその認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画（会社更生法第２条第２項に規定する更生計画で同法第 199 条第１項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその更生計画の認可の決定があったことを証する書類

⑸　認定（贈与・相続）承継会社の有する資産及び負債につき租税特別措置法施行令第 40 条の８第 43 項第１号又は第 40 条の８の２第 51 項第１号に規定する評定に基づいて作成された貸借対照表

**２　租税特別措置法施行令第 40 条の８第 37 項又は第 40 条の８の２第 45 項に定める法人税法施行令第 24 条の２第１項に規定する事実が生じた場合**（申請事由の③に該当する場合）

⑴　申請事由の③の事実が生じた日における認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第２条に規定する中小企業者であること及びその認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの

⑵　認定（贈与・相続）承継会社に係る登記事項証明書（申請事由の③の事実が生じた日以後に作成されたもので、その事実が生じた日の前日において、経営承継者が認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有する者であった旨の記載があるものに限ります。）

⑶　申請事由の③の事実が生じた時における認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）

⑷　認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画（その債務処理計画に係る法人税法施行令第 24 条の２第１項第１号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業競争力強化法第 128 条第１項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限ります。）の写し及びその債務処理計画が成立したことを証する書類

⑸　法人税法施行規則第８条の６第１項第１号に掲げる者が作成した書類で、⑷の債務処理計画が租税特別措置法施行令第 40 条の８第 37 項又は第 40 条の８の２第 45 項に規定するものである旨を証するもの

（注１）　「猶予中贈与税・相続税額」とは、認可決定日の直前の納税猶予分の贈与税額又は相続税額をいいます。

（注２）　「再計算猶予中贈与税・相続税額」とは、認定（贈与・相続）承継会社の特例（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額として租税特別措置法施行規則第 23 条の９第 35 項の規定により算出した金額を、特例の適用に係る贈与又は相続により取得をしたその認定（贈与・相続）承継会社の特例（受贈・相続）非上場株式等のその贈与又は相続の時における価額とみなして再計算をした金額をいいます。

（注３）　「剰余金の配当等の額」とは、認可決定日前５年間に支払われたものをいいます。

なお、「剰余金の配当等の額」に該当するものがある場合には、猶予中贈与税・相続税額のうちその「剰余金の配当等の額」に相当する金額の贈与税又は相続税を納付しなければなりません。

（注４）　「経営承継者」とは、租税特別措置法第 70 条の７第 24 項に規定する「経営承継受贈者」、同法第 70 条の７の２第 24 項に規定する「経営承継相続人等」又は同法第 70 条の７の４第 24 項に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

（注５）　「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

| 様式 | 60 |
|---|---|

| 通信日付印の年月日 | 確認印 | | 番　　号 |
|---|---|---|---|
| 年　月　日 | | | |

# 贈与者が死亡した場合の非上場株式等についての相続税の納税猶予の報告書

| 入　力 | 確　認 |
|---|---|
| ※ | ※ |

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　－　　）

租税特別措置法第70条の７の４第１項の規定による相続税の納税の猶予を受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第７項第２号の規定により報告します。

※印欄は記入しないでください。

1　特例受贈非上場株式等の贈与を受けた年月日　　平成＿＿年＿＿月＿＿日

2　相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日（以下「基準日」といいます。）（注１）　　平成＿＿年＿＿月＿＿日

3　２の基準日における猶予中贈与税額　　＿＿＿＿＿＿＿＿円

4　２の基準日において有する特例相続非上場株式等の数又は金額　　＿＿＿＿＿＿株（口・円）

5　認定相続承継会社の明細

| | | |
|---|---|---|
| 認定相続承継会社 | 名　称 | |
| | | （変更前） |
| | 本店の所在地 | |
| | | （変更前） |

相続税の申告書を提出する日の直前の基準日までに終了する各事業年度における総収入金額（注２）

| 直前の事業年度 | ２期前の事業年度 | ３期前の事業年度 |
|---|---|---|
| 円 | 円 | 円 |

認定相続承継会社が商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、株式交換若しくは株式移転により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合又は解散の事実がある場合には、その事由

| | |
|---|---|
| 事　由 | |
| 基準日における資本金の額又は出資の総額 | 円 |
| 基準日における準備金の額 | 円 |

この報告書は相続税の申告書と一緒に提出してください。

| 関与税理士 | | 電話番号 | |
|---|---|---|---|

（資12②　－　28　－　Ａ４統一）

| 様式 | 60 |
|---|---|

（裏）

《 この報告書の提出をする必要のある方 》

非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の４第１項）の適用を受けようとする経営相続承継受贈者（租税特別措置法第70条の７の４第２項第３号に定める者をいいます。）が、特例受贈非上場株式等に係る贈与者の死亡の日の翌日以後最初に到来する経営相続報告基準日の翌日から５月（贈与者が経営相続承継受贈者に係る租税特別措置法第70条の７第２項第５号の５年を経過する日の翌日以後に死亡した場合には３月）を経過する日が贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに到来する場合に、相続税の申告書と一緒にこの報告書を提出する必要があります。

（注１） 「経営相続報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の７の４第２項第６号に定める日をいいます。

（注２） 相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度が経営相続承継期間（租税特別措置法第70条の７の４第２項第５号に定める期間をいいます。）の場合は、相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。以下同じです。）のみを「直前の事業年度」欄に記載し、また、その事業年度が、経営相続承継期間経過後の場合は、この報告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度以前３期分の各総収入金額を記載してください。

なお、その事業年度が経営相続報告基準日の直前の租税特別措置法第70条の７第２項第７号に規定する経営贈与報告基準日までに終了する場合にはこの欄への記載を要しません。

26.12

| 様式 | 61 |
|---|---|

| 被相続人 | 住所 | 〒　－ | 相続の年月日 | □年　月　日 |
|---|---|---|---|---|
| | フリガナ<br>氏名 | | 職業 | |

次　葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等
（　相　続　税　）

(1)　税額等の計算明細

| 区分 | | | 申告（更正・決定）額 | 請求額 |
|---|---|---|---|---|
| ①　取得財産の価額 | | | 円 | 円 |
| ②　相続時精算課税適用財産の価額 | | | | |
| ③　債務及び葬式費用の金額 | | | | |
| ④　純資産価額（①＋②－③） | | | | |
| ⑤　純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 | | | | |
| ⑥　課税価格（④＋⑤） | | | | |
| ⑦　相続税の総額（(2)の⑨の金額） | | | | |
| 一般の場合 | | ⑧　同上のあん分割合 | % | % |
| | | ⑨　算出税額（⑦×⑧） | 円 | 円 |
| 租税特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合 | | ⑩　算出税額（付表1(1)の⑬） | | |
| ⑪　相続税法第18条の規定による加算額 | | | | |
| 税額控除額 | ⑫　暦年課税分の贈与税額控除額 | | | |
| | ⑬　配偶者の税額軽減額 | | | |
| | ⑭　未成年者控除額 | | | |
| | ⑮　障害者控除額 | | | |
| | ⑯　相次相続控除額 | | | |
| | ⑰　外国税額控除額 | | | |
| | ⑱　計 | | | |
| ⑲　差引税額（⑨＋⑪－⑱）又は（⑩＋⑪－⑱） | | | | |
| ⑳　相続時精算課税分の贈与税額控除額 | | | | |
| ㉑　医療法人持分税額控除額 | | | | |
| ㉒　小計（⑲－⑳－㉑） | | | | |
| ㉓　農地等納税猶予税額 | | | | |
| ㉔　株式等納税猶予税額 | | | | |
| ㉕　山林納税猶予税額 | | | | |
| ㉖　医療法人持分納税猶予税額 | | | | |
| （㉒－㉓－㉔－㉕－㉖） | ㉗ | 申告期限までに納付すべき税額 | | |
| | ㉘ | 還付される税額 | | |

(2)　相続税の総額の計算明細

| 区分 | 申告（更正・決定）額 | 請求額 |
|---|---|---|
| ①　取得財産価額の合計額 | 円 | 円 |
| ②　相続時精算課税適用財産価額の合計額 | | |
| ③　債務及び葬式費用の合計額 | | |
| ④　純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の合計額 | | |
| ⑤　課税価格の合計額 | | |
| ⑥　法定相続人の数 | 人 | 人 |
| ⑦　遺産に係る基礎控除額 | 円 | 円 |
| ⑧　計算の基礎となる金額（⑤－⑦） | | |
| ⑨　相続税の総額 | | |

（資１５－１－２－Ａ４統一）

次葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等
（相 続 税 － 付 表 4）

（ 租税特別措置法第 70 条の7の8(医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除)又は同法第 70 条の7の9(医療法人の持分についての相続税の税額控除)の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表 ）

**1 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の基となる相続税の総額の計算**

**(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算**

| 区　　分 | 申告（更正・決定）額 | 請 求 額 |
|---|---|---|
| ① 医療法人持分相続人等の医療法人の持分の価額 | 円 | 円 |
| ② 医療法人持分相続人等に係る債務及び葬式費用の金額 | | |
| ③ 医療法人持分相続人等が相続又は遺贈により取得した財産の価額 | | |
| ④ 控除未済債務額（①＋②－③）（赤字の場合は０） | | |
| ⑤ 特定価額（①－④）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は０） | | |
| ⑥ 医療法人持分相続人等以外の相続人等の課税価格の合計額 | | |
| ⑦ 基礎控除額 | | |
| ⑧ 特定価額に基づく課税遺産総額（⑤＋⑥－⑦） | | |

**(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（請求額）**

| ⑨ 法定相続人の氏名 | ⑩ 法定相続分 | 特定価額に基づく相続税の総額の計算 ⑪ 法定相続分に応ずる取得金額（⑧×⑩） | ⑫ 相続税の総額の基礎となる税額 |
|---|---|---|---|
| | ／ | 円 ,000 | 円 |
| | ／ | ,000 | |
| | ／ | ,000 | |
| | ／ | ,000 | |
| | ／ | ,000 | |
| 法定相続分の合計 | 1 | ⑬ 相続税の総額(⑫の合計額) | 00 |

**2 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算**

| 区　　分 | 申告（更正・決定）額 | 請 求 額 |
|---|---|---|
| ① 医療法人持分相続人等の税額控除額の合計と相続時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額 | 円 | 円 |
| ② 特定価額に基づく医療法人持分相続人等の算出税額（１の⑬×１の⑤／１の（⑤＋⑥）） | | |
| ③ 特定価額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（②×20%） | | |
| ④（②＋③－医療法人持分相続人等の暦年課税分の贈与税額控除額）の金額（赤字の場合は０） | | |
| ⑤ 医療法人持分相続人等の課税価格に基づく算出税額（赤字の場合は０） | | |
| ⑥ （①＋④－⑤）の金額（赤字の場合は０） | | |
| ⑦ （④－⑥）の金額（赤字の場合は０） | | |
| ⑧ 特例の適用に係る医療法人が２以上ある場合の医療法人ごとの医療法人持分納税猶予税額等 | | |
| イ （医療法人名）＿＿＿＿＿＿ に係る医療法人持分納税猶予税額等（⑦×イの持分の価額／１の①）（100円未満切捨て） | | |
| ロ （医療法人名）＿＿＿＿＿＿ に係る医療法人持分納税猶予税額等（⑦×ロの持分の価額／１の①）（100円未満切捨て） | | |
| ハ （医療法人名）＿＿＿＿＿＿ に係る医療法人持分納税猶予税額等（⑦×ハの持分の価額／１の①）（100円未満切捨て） | | |
| ⑨ 医療法人持分納税猶予税額等（⑦の金額（100円未満切捨て）又は⑧の金額の合計額） | | |
| ⑩ イ 「医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合 | 医療法人持分納税猶予税額（⑨の金額） | |
| ⑩ ロ 「医療法人の持分についての税額控除の特例」の適用を受ける場合 (ｲ) 持分の全てを放棄したとき | 医療法人持分税額控除額（⑨の金額） | |
| ⑩ ロ 「医療法人の持分についての税額控除の特例」の適用を受ける場合 (ﾛ) 持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき | 医療法人持分税額控除額（注） | |

（注）申告書第８の４表の付表に基づいて計算した金額を記載してください。　　（資15－１－３－４－Ａ４統一）

次　葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等

（　贈　与　税　）

| | 区　　分 | | 申告(更正・決定)額 | 請　求　額 |
|---|---|---|---|---|
| Ⅰ 暦年課税分 | 財産の価額の合計額(課税価格) | ① | 円 | 円 |
| | 配偶者控除額 | ② | | |
| | 基礎控除額 | ③ | | |
| | ②及び③の控除後の課税価格<br>(①－②－③) | ④ | | |
| | ④に対する税額 | ⑤ | | |
| | 外国税額の控除額 | ⑥ | | |
| | 医療法人持分税額控除額 | ⑦ | | |
| | 差引税額(⑤－⑥－⑦) | ⑧ | | |
| Ⅱ 相続時精算課税分 | 特定贈与者ごとの課税価格の合計額 | ⑨ | | |
| | 特定贈与者ごとの差引税額の合計額 | ⑩ | | |
| Ⅲ 合計 | 課税価格の合計額(①＋⑨) | ⑪ | | |
| | 差引税額の合計額<br>(納付すべき税額(⑧＋⑩)) | ⑫ | | |
| | 農地等納税猶予税額 | ⑬ | | |
| | 株式等納税猶予税額 | ⑭ | | |
| | 医療法人持分納税猶予税額 | ⑮ | | |
| | 申告期限までに納付すべき税額<br>(⑫－⑬－⑭－⑮) | ⑯ | | |

（平成26年分以降用）

（資１５－１－４－１－A4統一）

| 特定贈与者の氏名 | |
|---|---|

次　葉

（平成26年分以降用）

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等
（　贈　与　税　－　付　表　1　）
〔相続時精算課税の適用を受けている場合の計算明細書〕

| | 区　　分 | | 申告(更正・決定)額 | 請　求　額 |
|---|---|---|---|---|
| 相続時精算課税分 | 財産の価額の合計額（課税価格） | ⑲ | 円 | 円 |
| | 過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円） | ⑳ | | |
| | 特別控除額の残額（2,500万円－⑳） | ㉑ | | |
| | 特別控除額（⑲の金額と㉑の金額のいずれか低い金額） | ㉒ | | |
| | 翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－⑳－㉒） | ㉓ | | |
| | ㉒の控除後の課税価格(⑲－㉒) | ㉔ | | |
| | ㉔に対する税額(㉔×20%) | ㉕ | | |
| | 外国税額の控除額 | ㉖ | | |
| | 差引税額(㉕－㉖) | ㉗ | | |

（注）　この付表は、相続時精算課税に係る特定贈与者ごとに作成してください。

（資１５－１－４－２－Ａ４統一）

次　葉

（平成26年分用）

申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等
（　贈　与　税　－　付　表　２　）

（住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合の計算明細書）

| | 区　　分 | | 申告(更正・決定)額 | 請　求　額 |
|---|---|---|---|---|
| 住宅取得等資金の非課税分 | 住宅取得等資金の合計額１ | ㉘ | 円 | 円 |
| | 住宅取得等資金の合計額２ | ㉙ | | |
| | 非課税限度額<br>(1,000 万円又は 500 万円) | ㉚ | | |
| | 平成 24 年分又は 25 年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額 | ㉛ | | |
| | 非課税限度額の残額 (㉚-㉛) | ㉜ | | |
| | ㉘のうち非課税の適用を受ける金額 | ㉝ | | |
| | ㉙のうち非課税の適用を受ける金額 | ㉞ | | |
| | 非課税の適用を受ける金額の合計額<br>(㉝+㉞) | ㉟ | | |
| | ㉘のうち課税価格に算入される金額<br>(㉘-㉝) | ㊱ | | |
| | ㉙のうち課税価格に算入される金額<br>(㉙-㉞) | ㊲ | | |

(資１５－１－４－３－Ａ４統一)

次　葉

（平成26年分用）

申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等
（　贈　与　税　－　付　表　３　）

（震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合の計算明細書）

| | 区　　分 | | 申告(更正・決定)額 | 請　求　額 |
|---|---|---|---|---|
| （震災特例法の）住宅取得等資金の非課税分 | 住宅取得等資金の合計額１ | ㊳ | 円 | 円 |
| | 住宅取得等資金の合計額２ | ㊴ | | |
| | 非課税限度額<br>（1,500万円又は1,000万円） | ㊵ | | |
| | 平成24年分又は25年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額 | ㊶ | | |
| | 非課税限度額の残額（㊵－㊶） | ㊷ | | |
| | ㊳のうち非課税の適用を受ける金額 | ㊸ | | |
| | ㊴のうち非課税の適用を受ける金額 | ㊹ | | |
| | 非課税の適用を受ける金額の合計額<br>（㊸＋㊹） | ㊺ | | |
| | ㊳のうち課税価格に算入される金額<br>（㊳－㊸） | ㊻ | | |
| | ㊴のうち課税価格に算入される金額<br>（㊴－㊹） | ㊼ | | |

（資１５－１－４－４－Ａ４統一）